

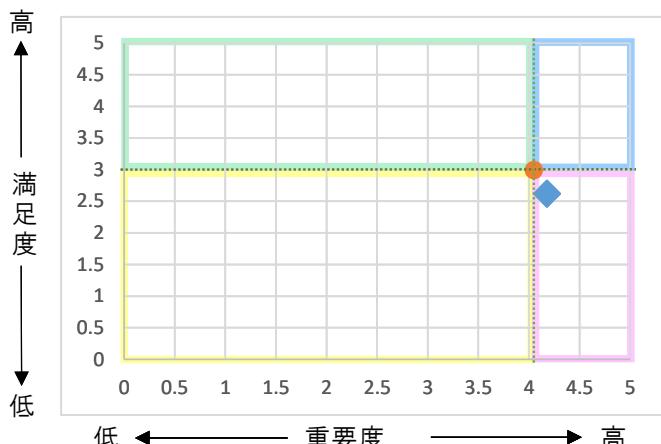
# 令和3年度 施策評価表

市民満足度調査結果

## 1. <施策の概要>

施策No. 1

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	
政策	11賑わいと活力を創出する地域産業づくり	
施策項目	商業・サービス業	
10年後の姿	商業・サービス業が進行とともに、農や観光と連携した物販・飲食などの新たな商業・サービス業が展開されています。また、商業の活性化によりまちの賑わいを取り戻しており、暮らしやすい自立したまちづくりに近づいています。	



評価者	経済推進部長	主担当課	シティセールス推進課
関係課			

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.62	34/37	2.99
重要度	4.18	14/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言等が全国に発出されたことで、令和2年4月～6月を中心に市内工業者の売上は減少した。本市では新型コロナウイルス感染症に対する感染予防を含めた経済対策として2度に渡りクーポン券を発行し、市内消費の喚起に努めた。また市内事業者に対しては消毒液やマスク、パーテーションなどの購入のために衛生環境関連消耗品整備奨励金として補助を行う一方、売上回復のために需要回復助成金により支援も行った。</p> <p>しかし新型コロナウイルスの感染症の感染の波が繰り返し起こるなど、特に飲食店などを中心とした店舗では継続した売上の回復には至っていない。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、実質GDP成長率は令和2(2020)年4～6月期に-8.1%と大幅なマイナス成長になり、リマシンショック時のマイナス幅を超えました。こうした危機的な経済状況の中、国はポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速するため、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進する方針を、「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針2021）」で打ち出しました。</p> <p>県は国・県等が実施する産業施策を一発検索できるウェブサイト「わかやま企業応援ナビ」を平成29(2017)年12月にオープンしました。新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援策情報をはじめ約270種類の施策（令和3年度）を掲載し、創業気運の醸成や人脈形成、資金調達など官民一体となった「オールわかやま」体制の構築を目指しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	日常生活の買い物は地元商店での購入に努めます。	市内登録店舗で利用できるクーポン券の発行により、市内事業者での消費の促進をはかるが、新型コロナウイルスにより多くの業種において経営状況が悪化。	国からの経済対策のための補助金等を活用し、地元店舗での消費に直に繋がる経済対策を市内事業者の意見を聞きながら進める。
2	事業者は、市民ニーズや高齢化に対応したサービスの提供および情報発信に取り組みます。		
3	事業者が連携し、各店舗それぞれの特徴や強みをいかした魅力的なサービスの提供に取り組みます。		
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	年間商品販売額	億円	目標	772	772	772	772	772			A
			実績	796							
2	「商工業」施策の市民満足度	%	目標	28	29	30	31	32			C
			実績	5	6	11	11				
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

新型コロナ以前は年間商品販売数は伸びをみせていたが、今後公表される経済センサスでは年間商品販売額の減少が考えられる。商工業施策の満足度は、改善傾向はあるが、市内商店街などの活性化の課題と新型コロナウイルスによる経済の縮小もあり営業状態は厳しいため引き続き低い傾向になると思われる。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	魅力あふれる店舗、商業・サービス業の充実
①	成果	創業希望者に対しては商工会議所、商工団体と連携した支援により地場産品の販売や地元の食材を活用したメニューの作成など地域に密着した店舗づくりを行った。
	課題	安定した経営を続けるためには販路や労務等について学ぶ必要があるが、現在市独自でセミナーを実施できていないため十分な知識を持たず開業してしまう場合がある。
②	次年度および中長期的な今後の方針	特定創業事業計画に沿った型でのセミナーを実施することにより、安定した経営を続けることができる優良な事業者を発掘する。特に駅前地区などでの創業希望者や雇用の創出につながる創業に対して支援を強化する。

No.	施策の展開	商業環境の充実
②	成果	大規模小売店舗の進出にあたっては関係各課と情報を共有することで周辺住民の生活環境を配慮するよう事業者に要請することができている。 紀ノ光台での移住創業の補助金を活用した新規創業の店舗が数件開業しており、市内外を問わず広い地域からの来客に繋がっている。
	課題	新規創業が増加しているものの、キッチンカーやWEBを活用した創業が増加しており空き家や空き店舗を活用した創業が減少している。今後は和歌山県の地域課題解決型の補助金を活用した空き家や空き店舗を活用した創業の推進が課題。
③	次年度および中長期的な今後の方針	橋本駅前など空き店舗が増加している場所での創業に対して商工団体と協力した支援を強化する。

No.	施策の展開	商業・サービス業充実のための各種制度の充実
③	成果	コロナ禍において衛生環境関連消耗品整備奨励金と需要回復助成金により支援を行ったことで一定の支出減の効果があった。これらの情報提供にあたっては広報、ホームページだけでなく商工団体のDM、SNS、クーポン券参加団体への個別通知など繰り返し行い各種制度の情報が漏れなくいきわたった。
	課題	コロナの流行の波が断続的にきており、一旦落ち着き売上が回復の兆しを見せてても、長続きしないため継続的な支援が求められている。その中で国、県、市と類似の補助制度があることから、事業者によっては複雑化しており申請する機会をのがす場合もある。
④	次年度および中長期的な今後の方針	今後国からの支援金の給付状況をみながら市として補助制度などの検討を行う。 情報提供にあたっては市からの支援はもちろん国や県の支援制度についても積極的な発信を行う。

No.	施策の展開	商業イベントの充実
④	成果	コロナ禍でイベントが実施できていない。
	課題	コロナ禍によるイベント実施の見極めが必要。
④	次年度および中長期的な今後の方針	商工団体と協力したイベント開催などについてコロナの感染状況と国の方針を見つつ計画を作成し、安全な実施に取り組む。

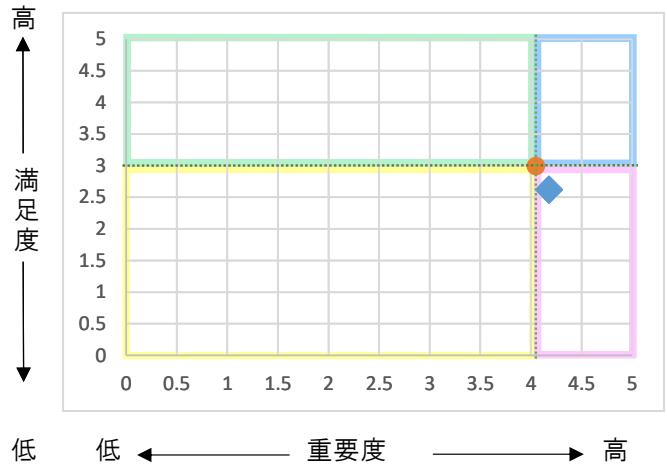
#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	少子高齢化が進み事業主の高齢化も進んでいるなか新規創業や事業承継支援に継続的に取り組んでいきたい。また、デジタル化等の新たな事業経営の波にも対応していくよう支援に取り組んでいく。
C	

# 令和 3 年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	1
基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち		
政策	11賑わいと活力を創出する地域産業づくり		
施策項目	工業・地場産業		
10年後の姿	企業誘致の波及効果によって中小企業の生産力が向上し、一定の雇用が期待できるような状況となっています。 へら竿やパイル織物などの伝統産業が継承・発展していくために、後継者の育成や技術の高付加価値化が行われている状況となっています。 市内の地場産品・特産品や開発された新商品が、「はしまとブランド」として国内外に広く支持・認知される状況となっています。		



評価者	経済推進部長	主担当課	シティセールス推進課
関係課	はしもとブランド推進室		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.62	34/37	2.99
重要度	4.18	14/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>企業誘致が進むにつれ橋本市内で就業する人口が増加しています。反面若い世代の県外への流出もあり、必ずしも働き手が充足されている状況にはありません。</p> <p>へら竿やパイル織物などの伝統産業では、後継者の育成が喫緊の課題となっていることから市の委託事業を活用した後継者育成の準備も進めており、今後コロナ禍が終わり人の移動が活発になった時点で積極的な取り組みが必要な状況となっています。</p> <p>一方ではしもとブランドの推進においては、しもと産品の良さを知っていただくための各種の取り組みや情報発信により、一定数のリピーター、ファンの獲得は進みつつありますが、まだ認知度向上が不十分な状況です。他の産地等との差別化が図れるよう、引き続き新商品の開発や既存商品の付加価値の向上を図る必要があります。また、魅力発信から販売につながる出口づくりの強化も併せて必要となっています。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大のみならず、近年、我が国製造業のサプライチェーンのリスクとなる「不確実性」は高まる一方です。加えて、世界各国でカーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組が急速に進展しており対応が急がれます。県はウェブサイト「ものづくり和歌山」（日本語、英語、中国語）を開設し、ニットやパイルをはじめとする繊維や皮革等の素材関連産業、漆器、家庭用品、家具、建具等の生活関連産業、さらには化学や機械金属などの最先端技術を生かした産業等、県内の伝統と革新のものづくりを紹介し、ビジネスチャンスの拡大を図っています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	地元の新規就業者や中途就業者の雇用創出に努めます。	南海高野線紀伊清水駅に後継者育成施設「匠工房」を設置し、後継者候補を受け入れる体制を整備。	後継者受け入れのための生活費の裏付けとなるような経産省等補助金の活用準備をすすめる。
2	創意工夫により経営基盤の安定・強化、経営の革新に取り組むよう努めます。	紀州織維工業協同組合と協力した地元高校へのPRなどを検討していたが、コロナ禍により未実施。	

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

- ・伝統的工芸品の職人の育成は「紀州へら竿」の販売の減少や材料の不足などもあり、成りて不足が続くと思われます。
- ・新商品開発について事業者支援により一定の実績が上がっています。今後は、魅力発信から販売につながる販売出口づくりの強化が必要となっています。
- ・ふるさと納税年間件数は、参画事業者の拡充や返礼品の充実により年々上昇しています。さらに実績を上げるためにには、柱となって安定して出品が可能な商品の確保、また、多様なPR手法を活用するなど魅力発信力の強化が必要となっています。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	工業の振興	
①	成果	先端設備等導入計画に基づく税優遇により生産性向上を目指した設備導入が増加しています。 企業の要望に応じ県や市の各種優遇制度を合わせて案内することで制度の活用を推進しています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	企業誘致に合わせて各種優遇制度を案内し、企業の誘致だけでなくデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルを含めた設備投資についても推進できるよう取り組みをすすめます。	

No.	施策の展開	地場産業の経営基盤の強化	
②	成果	高野口パイル織物については、東京原宿で開催されている展示会（ぶわぶわ）に販路開拓への協力として参加。また紀州へら竿については後継者育成にむけた体制の整備（匠工房の整備など）をすすめた。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	紀州へら竿は一定の経験期間を要するが、その間の収入が見込めないため今後後継者候補を確保するためには国や県などの補助金を活用し金銭的な負担を軽減できる仕組みを検討し受け入れ体制を整える。	

No.	施策の展開	はしまと産品のブランド化の推進	
③	成果	・展示会への出展や新商品開発等に係る事業者支援により、はしまと産品の販路開拓につながっています。 ・ふるさと橋本応援寄附金の活用拡充により、はしまと産品のPR及び販路開拓につながっています。 ・民間事業者と連携したプロモーション動画の配信、加工品の開発販売、イベント企画等への商品提案等により、はしまと産品のPRを推進しています。 ・都市圏料理店との協賛による料理フェアにより、はしまと産品のPRを推進しています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	ライブコマース事業、テレビ企画、SNSなど各種情報発信により、はしまと産品の認知度向上、リピーター確保、新たなファン獲得を目指します。また、事業者が新たに地域産品(商品)開発を行うことや、魅力発信から販売につながる販売出口作り(多様な販売チャンネル支援)を行うことで、地域産品での「稼ぐ力」を高めます。	

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

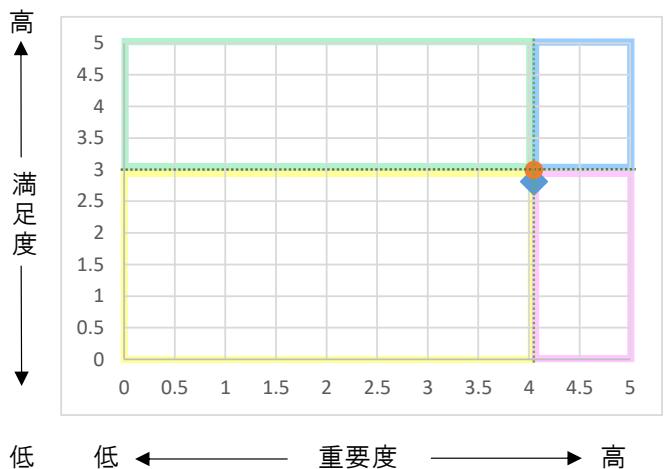
総合評価	各商工団体との連携を図りながらデジタルやグリーンといった時代の波に事業者が乗り遅れないように補助制度の情報提供等の支援に取り組んでいく。また地場産業の後継者育成等の課題にも合わせて産地団体の支援に取り組んでいく。また、地域産品の稼ぐ力を高める事業者支援にも継続的に取り組んでいく。		
C			

# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

		施策No.	2
基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち		
政策	1賑わいと活力を創出する地域産業づくり		
施策項目	農林業		
10年後の姿	本市の農林水産物が「はしまとブランド」として広く支持・認知され、農家の平均所得が向上しています。女性や高齢者を含め意欲ある農業者が活躍できる状態となっているとともに、休耕地や耕作放棄地の増加が抑制され、地産地消に対する市民の認知が広がりを見せています。森林の持つ多様な役割を保つために、適正な保全と、多様な担い手による地域資源を活かした持続性のある林業が展開されています。		

市民満足度調査結果



評価者	経済推進部長	主担当課	農林振興課
関係課	農林整備課		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.81	31/37	2.99
重要度	4.05	21/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>コロナ禍の影響により、長計の策定年度に対する農家の平均所得の上昇については単純に図ることはできないが、就農支援による新規就農者の確保や、高野山麓精進野菜の取組み、橋本ふるさと便等の各種農業施策、農業振興条例による農家支援制度の充実等により、農家の意識は徐々に良い方向に変化してきている。しかしながら、耕作放棄地は年々増加し、農家の高齢化は依然高いままでありことから、JA、県、農業者、市と関係機関が同じ方向をめざしつつ、計画的に施策を実行することが急務である。</p> <p>林業については、森林經營管理法施行及び森林環境譲与税創設により、市において今後の方針を策定し、林業人材の確保や市産材の活用など積極的に行っていくこととしている。</p>	<p>国：令和12年度までに食料自給率を45%に高める目標を掲げていますが、食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退等の課題に直面しています。</p> <p>食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための「みどりの食料システム戦略」の検討を開始し、令和3年3月に中間取りまとめを公表しました。また、令和2年12月に「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂し、強い農林水産業の構築、経営安定・安定供給の備えに資する施策等を推進することにしています。</p> <p>県：「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2（2020）年3月改訂）の中で農林水産業の振興について戦略目標値（2024年度）と長期目標値（2026年度）を置いた進捗管理目標を設定して達成を目指しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	消費者としてどのような農作物を望むのか情報提供を行います。	新たな農産物の情報提供については、消費者からの情報を生産者に発信するよう努めている。新規就農者等の確保については、就農相談に加え、農業講習会を市においても実施し、農業に興味を持っていただけ雰囲気づくりをおこなった。地場産材の利用については、上記計画に基づき令和4年度より実施する。併せて、林業に対する学習の機会も今後拡大する方針である。	高野山麓精進野菜の取り組みにより、農家の所得向上を目指すことで、農業が持つ課題の解決を図る。引き続き、各機関と連携し、柿など果樹の振興及び販路拡大事業（北海道や大都市圏）を実施する。
2	地元の新規就農者や中途就業者の雇用創出に努めます。		
3	地場産材の利用に努めます。		
4	市民の森など森の必要性を学び、林業への理解を深めます。		
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	農家の平均所得	千円	目標					2,500			A
			実績	2,323	2,278	2,490	3,091	-	-	-	
2	新規就農者	人	目標	10	10	10	10	10	10	10	B
			実績	6	8	8	-	-	-	-	
3			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

橋本ふるさと便事業やインターネット販売促進事業、農業振興条例施行に伴う各種補助施策により農業者の就労意欲は上昇しているとともに、就農相談の実施により、着実な新規就農者数も増加している。しかしながら、農家の所得は、市場の動向や資材価格等も影響することとなり、単純に成果を図れるかどうかは疑問である。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	魅力ある農業の振興	
①	成果	白ゴマや紫蘇等を意欲的な農業者に販路とともに紹介した。高野山麓精進野菜の取り組みにより、農産物の産地化、ブランド化を実施した。	
	課題	高野山麓精進野菜の取り組みを、農家に理解いただき、拡大することについて地道なPRに加え、販路開拓先を確保し、農家が安心できる生産体制の確保が必要。	
②	次年度および中長期的な今後の方針	次年度および中長期的な今後の方針	高野山宿坊、市内スーパー・飲食店への営業活動により、販路開拓を行う一方で、生産農作物については、重点品目を設定し、量産することで、生産力の向上に努める。大阪・関西万博への出展を目指し、SDGsを意識した取り組みとして、取り組みの認知を拡げる。

No.	施策の展開	生産基盤の整備の推進	
②	成果	紀州てまり等県推奨品種の導入を推進するため、補助制度の構築を行った。新たな資材導入による土づくりの奨励により、生産基盤の再構築を図った。JA、県と連携し、農地中間管理機構の積極的活用を行った。	
	課題	農家へのPRにより、取り組みに参加いただく方を増やす必要がある。	
③	次年度および中長期的な今後の方針	次年度および中長期的な今後の方針	関係機関と連携しながら、制度周知を行い、取り組み農家を増加させる。

No.	施策の展開	農村環境の整備	
③	成果	地元要望を受け、農道、用水路等の修繕補修をおこない、また、ため池関連法の成立に伴い、令和3年度より、ため池劣化状況調査、豪雨耐性評価を実施し、快適で安全な農村環境づくりに努めた。	
	課題	農業従事者の減少に伴う、用水路、ため池の管理者の負担の増加があり、防災上の観点から、不要なため池の縮小、廃止が急がれる。	
④	次年度および中長期的な今後の方針	次年度および中長期的な今後の方針	引き続き農道、用水路等の修繕補修をおこない、ため池の劣化状況調査、豪雨耐性評価をおこなうと共に、新たにため池耐震評価をおこない、その結果をもとに補修修繕、または廃止縮小を推進する。

No.	施策の展開	担い手の確保と育成	
④	成果	就農支援サイトの構築を行った。高野山麓精進野菜など栽培講習会を行い、制度の充実を図った。また、兼業農家支援の一環として野菜栽培講習会を地元農家を講師として招き、実施した。	
	課題	取組農家の確保に苦慮している。	
⑤	次年度および中長期的な今後の方針	次年度および中長期的な今後の方針	本市農業振興及び農村振興のため、農業に対する興味を市民に対して持つていただくため、農作物の栽培講習会を行うとともに就農相談により引き続き新規就農者の確保に努める。

No.	施策の展開	林業基盤の整備	
⑤	成果	森林環境譲与税の活用方針を制定し、林業人材の確保、森林の持つ多面的機能の必要性等のPR、間伐や作業道開設に対する市単独の補助事業等を制定した。	
	課題	制度周知を行う必要がある。 現在、林家が0に近づいている状況であり、人材育成は急務である。	
⑥	次年度および中長期的な今後の方針	次年度および中長期的な今後の方針	森林環境譲与税及び森林環境税を活用しながら、本市に合致した林業行政の方向性を、次世代の担い手を確保しつつ、構築する必要がある。

No.	施策の展開	森林資源の利活用の推進と適切な維持管理	
⑥	成果	森林環境譲与税の活用方針を制定し、林業人材の確保、森林の持つ多面的機能の必要性等のPR、間伐や作業道開設に対する市単独の補助事業等を制定した。	
	課題	制度周知を行う必要がある。 現在、林家が0に近づいている状況であり、人材育成は急務である。	
⑥	次年度および中長期的な今後の方針	次年度および中長期的な今後の方針	森林環境譲与税及び森林環境税を活用しながら、本市に合致した林業行政の方向性を、次世代の担い手を確保しつつ、構築する必要がある。

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	農林業が抱える課題について、関係機関との情報共有をより図り、農業振興条例による様々な施策のPR、また、農家の販売形態の転換について支援策を具体化したい。
A	

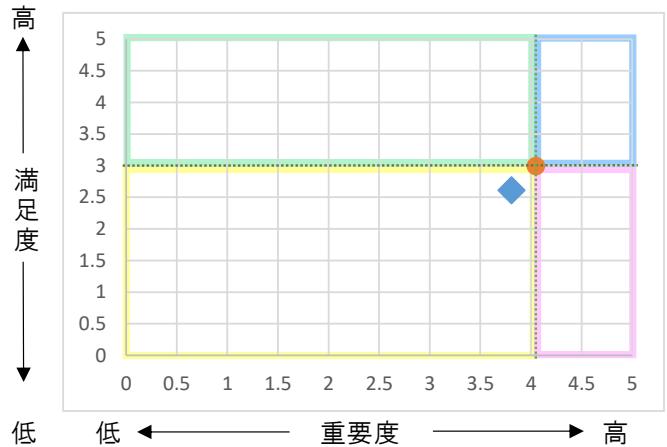
## 令和3年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

## 1. <施策の概要>

施策No. 3

基本目標	【Ⅰ】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
政策	1賑わいと活力を創出する地域産業づくり
施策項目	観光
10年後の姿	国内外から観光客を呼び込み、自然、歴史、高野山麓で生まれた特色ある農商工文化（農業体験・美食、多彩な物産、伝統的工芸品）を満喫できるまちとなっています。また、地域に合った観光地づくりとして、地域住民、事業者、団体等と連携することで、訪れる人々が満足し、地域の活性化に繋がる観光のまちづくりが進んでいます。



評価者	経済推進部長	主担当課	シティセールス推進課
関係課			

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.61	35/37	2.99
重要度	3.81	31/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベント等実施できない事業もありました。また、人流抑制に伴い本市を訪れる観光客も減少しています。</p> <p>このようななか、2020年6月に日本遺産「葛城修験」が登録されたことで、本市及び関係市町村の新たなコンテンツとして期待できます。また、黒河道の魅力を動画配信する取り組みも始めています。</p> <p>また、観光振興アドバイザーを著名サイクリストに委嘱しサイクリングでの誘客にも取り組んでいます。</p>	<p>令和2(2020)年の訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年比87.1%減の412万人となりました。また日本人国内旅行消費額は、宿泊旅行と日帰り旅行の合計で対前年比54.5%減となりました。</p> <p>観光業は約900万人が従事し、地方を支える産業であることを踏まえ、国はポストコロナの観光立国実現に官民一丸で取り組むことを「経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針2021)」等で打ち出しています。</p> <p>県は平成29(2017)年度より、全国の自治体に先駆けて「ワーケーション」の取組を開始し、ITサテライトオフィスの誘致などにも力を入れています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	おもてなしの心（ホスピタリティ）で観光客を迎えます。	おもてなし力の向上のため連絡会等に参画した。市はしほうツイッター、県協議会などのSNS、you tube等を活用して地域資源の情報発信を行った。	継続してSNSを活用した情報発信に取り組むとともに、観光地域づくりに向けた取り組みに注力する。
2	身近な地域資源（世界遺産、歴史、自然等）に関心を持ち、SNS等を活用して市内外に対して情報発信を行います。		
3	受け入れ環境の整備を行いやすいように、市民・団体・事業者などの交流の場や研修などを活発に行います。		
4	交流人口の拡大を図る仕組みを構築するために、市民・団体・事業者などは連携して積極的に参画します。		
5			

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

令和2年度は、ゴールデンウィークを含む4月から5月にかけて全国で緊急事態宣言が発令されたことによる都道府県間の往来自粛、イベント開催中止など新型コロナウィルス感染拡大の影響により、本市の観光産業は大きな打撃をうけ観光客数（日帰り客数、宿泊客数）は大幅に減少しました。また、コロナ禍により海外との往来が制限され高野山や高野山麓地域一帯を訪れる外国人観光客は激減する一方で日本人の旅行先の選択肢が国内に限られたことにより海外から国内へと新たな需要が生じています。これらの変化をとらえ減少した観光客を取り戻し本市への誘客を図るための施策、デジタルプロモーションなどの取り組みが必要になる。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	観光資源の活用	課題
①	世界遺産「黒河道」魅力を関係者が語る動画配信の取り組みや、DMOによる和菓子作りなどの体験メニューの構築も行われました。また、観光振興アドバイザー監修によるサイクリングコースの設定や花めぐりコースの設定を行った。		既存の観光資源だけでなく、DMO等による体験メニューの更なる充実に取り組む必要がある。
	次年度および中長期的な今後の方針	新型コロナウイルス感染症の状況が不透明ななかであるが、既存の観光資源とともに日本遺産「葛城修験」の活用やサイクリングへの取り組みを強化する。	

No.	施策の展開	観光客の受け入れ体制の整備	課題
②	外国人観光客受入環境整備として多言語案内表示や和歌山フリーWi-Fiを活用した取り組みを行った。また、県の有償観光ガイド認証制度や多言語電話通訳サービスについて宿泊施設、観光ボランティアガイドに情報提供を行い受入体制の強化を図った。		コロナ禍の中、また、コロナが落ち着いた時に向け、従来の受け入れ整備だけでなく効果的な取り組みが必要である
	次年度および中長期的な今後の方針	新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極め、本市に点在する観光資源の魅力強化を図るためSNS等を活用したデジタルプロモーションによる情報発信に取り組む。また、観光関連事業者等に対しても観光客受入体制の情報発信や情報収集を行う。	

No.	施策の展開	観光プロモーションの推進	課題
③	高野山に来訪しようとする観光客に対しプロモーション活動を行うことにより本市の認知度向上、来訪需要の喚起、将来の誘客、域内消費の増加に繋げる取り組みを行った。		コンテンツの受け入れ整備やツアー実施に向けたプロモーション不足である。
	次年度および中長期的な今後の方針	ファムツアーや色んな観点からのコンテンツの指摘、改善などを把握したうえで観光関連事業者に対しセミナーなどの取り組みを行う。また、ツアー実施にむけて大手旅行会社にプロモーションを実施する。	

No.	施策の展開	観光交流型の商業サービスの構築	課題
④	紀州へら竿後継者育成施設「匠工房」での体験受け入れや南海電鉄での宣伝を行った。また、DMOでは教育旅行の受け入れなどに取り組んだ。		体験メニューの更なる充実とともに販路開拓にも取り組むことが必要である。
	次年度および中長期的な今後の方針	体験メニューの造成に引き続き取り組むとともに、観光商品を自ら造成、販売できるような事業者の育成支援の取り組みを中長期的に検討する必要がある。	

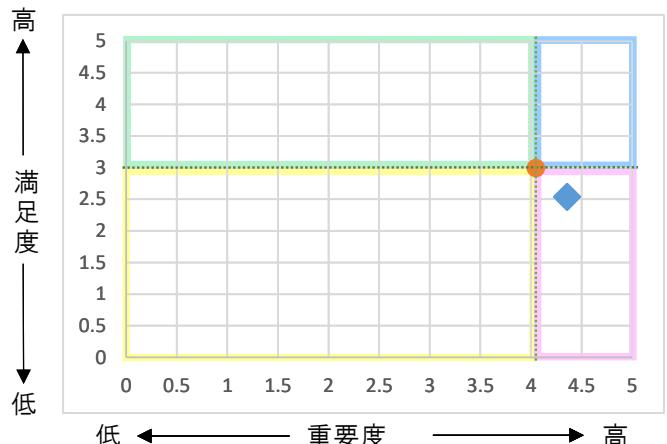
#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	新型コロナウイルス感染症の拡大により観光関連事業は大きな影響を受けています。インバウンド需要が消失するなか、お客様のニーズが多様になっていくなか、身の丈に応じた観光地域づくりに地道に取り組んでいく。
C	

## 令和3年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	4
基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち		
政策	12雇用の創出と就労環境づくり		
施策項目	1雇用、就労、労働環境		
10年後の姿	商工業の振興による地域経済への波及効果が生まれ、若年者等の地元雇用が増加しています。		



評価者	経済推進部長	主担当課	シティセールス推進課
関係課			

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.54	36/37	2.99
重要度	4.36	3/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>橋本市での就職を支援するため市ホームページに就職情報サイト「橋本で働く」を開設、市内企業の紹介と採用情報を掲載しており、就職希望者はもちろん、橋本市への移住を考える人などからも問い合わせがあるなど多くの方が閲覧しています。今後は成人式における情報提供など市内企業への就職増加にむけて取り組みをひろげていきます。</p> <p>和歌山県と協力し就職フェアを開催するなど、若者の地元就職への支援やU・Iターン就職への支援を引き続き行っています。</p> <p>新規起業を検討する人に対して補助金や創業のために知識を習得するセミナーや相談の場を設けていますが、コロナによりセミナーの開催が難しい状況にある。</p>	<p>国は、成長性の高い分野への人材の円滑な移動を促進するため、デジタル人材の強化・ジョブ型転換による働き方改革、女性活躍、若者の抜き、外国人材の戦略的活用など人材への投資と制度改革を大胆に行う「ヒューマン・ニューディール」政策を打ち出しています。</p> <p>また、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方として、適切な労務管理下における良質なテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、雇用型テレワーク、自営型テレワークそれぞれのガイドラインを周知しています。</p> <p>県は「和歌山県雇用促進アクションプログラム」を毎年策定し、コロナ不況下における雇用対策、U・Iターン就職の促進、働き方改革の推進などを示しています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	ハローワークなどでの積極的な求職活動に努めます。	「橋本で働く」の登録にはハローワークの登録が基本的に必要であり、逆に市への問い合わせがあった場合にはハローワークの登録をすすめるなど、ハローワークと連携した取り組みを行っている。求職情報の配布及びホームページへの掲載など簡単に情報を閲覧できる体制が少しづつ作られている。	業種ごとの求人倍率を把握することで、実際の雇用状況が把握でき、それを基に登録事業者の募集など施策への反映を行っていく。
2	市民および市への求人情報の提供に努めます。		
3			
4			
5			

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

公表されている数字からは市内就業率には現れていないものの若者の就職傾向や誘致企業の増加などからも増加が見込まれる。また創業比率は令和元年以降横ばいになると思われるが、今後新型コロナの影響がどうなるか現時点では想定が難しい。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	就労の場づくりの推進
①	成果	企業誘致が進むにつれて橋本市内での就職先が増加している。誘致企業を中心に多くの市内事業所では求人が多くなっており、市内高校などにとっては就職先の選択肢が増加している。
	次年度および中長期的な今後の方針	以前と異なり高校生の地元就職希望が増加していることから、今後和歌山県などとも協力した高校生をはじめとした若い人材の既存企業を中心とした地元就職の支援をすすめる。

No.	施策の展開	就労環境の改善
②	成果	就職相談会などで繰り返し勧誘を行ったことで、橋本市の求人情報ホームページ「橋本で働く」の掲載企業が年々増加している。
	次年度および中長期的な今後の方針	「橋本で働く」の掲載企業を増やすことで、市ホームページを閲覧する幅広い人の目にとまり、少しでも就職実績が増加するよう努めます。その他各種補助制度、制度変更の周知など引き続き実施していきます。

No.	施策の展開	創業・起業環境の整備促進
③	成果	新規創業の事業者は年々増加している。 新規創業（移住含む） 平成30年度3件 平成31年度5件 令和2年度9件
	次年度および中長期的な今後の方針	新型コロナにより解雇や早期退職で起業を考える人が増えている。今後創業した事業を継続するためには、一定以上の知識が必要であることから、セミナーの受講を要件として創業支援を進めていく。

No.	施策の展開	就労に関連する各種機関との連携の強化
④	成果	和歌山県と共同で高校生むけ企業ガイダンスを実施。 その他就職フェアでは新規就業者や中途就業者の雇用を支援。
	次年度および中長期的な今後の方針	障がい者の雇用をはじめ年齢や適性に応じた就業機会を提供できるようハローワークと連携した情報発信と、セミナー開催への協力をう。

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

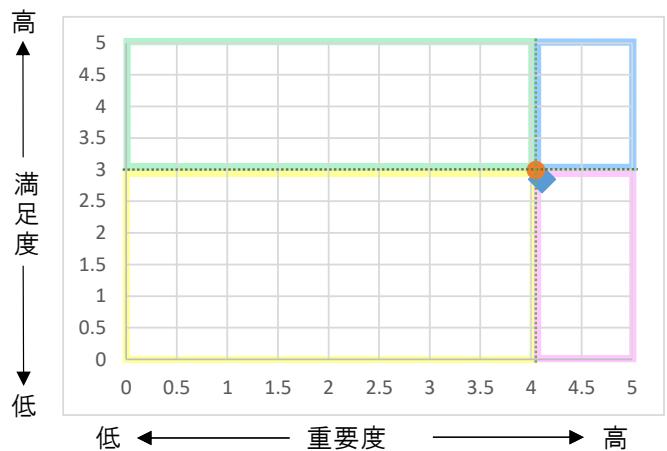
総合評価	引き続き企業誘致による雇用の場の創出に注力するとともに、ハローワークや県と連携して市内企業への就職支援にも継続的に取り組んでいく。
C	

# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

		施策No.	5
基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち		
政策	2雇用の創出と就労環境づくり		
施策項目	企業誘致		
10年後の姿	新規工業団地への企業立地及びIT関連企業等のソフト産業等の誘致が進み、誘致に伴う地域経済への波及効果と、雇用が創出できています。		

市民満足度調査結果



## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p><b>【現状】</b> 橋本市では、現在、49社の企業と協定を締結し、そのうち、42社が紀北橋本エコヒルズを始め市内で操業を開始しています。誘致が進み企業へ紹介可能な用地がないため、新たな工業団地として「あやの台北部用地（第1次事業）」の造成を令和2年度より着手しています。造成工事中であるが、令和2年10月より申込を開始し、既に2区画が申込済となっています。今後も造成工事の早期完成、早期分譲完了に向け、工業団地の造成及び誘致活動を進めていきます。</p> <p><b>【課題】</b> 令和3年度当初は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により造成工事を約2ヶ月中止したり、事業区域内で想定以上の軟弱地盤が確認されたことにより造成工事の進捗等に影響が出ています。 企業誘致活動については、コロナ発生前の経済状況に戻りつつあり、企業からの問い合わせが増加しているので、時宜を逃すことのないよう誘致活動に取り組み必要があります。</p>	<p>コロナ禍で大都市圏の密回避するための潮流として、「テレワーク」、「地方移住」、「ワーケーション」といったニューノーマルな働き方が広がりました。県はビジネス環境の良さと安全で快適な生活環境の強みを活かした「アフターコロナ時代の New Work×Life Style」を提案しています。また、「地域未来投資促進法」に基づく和歌山県基本計画を策定し、平成29（2017）年9月に国から第1号認定を受けました。事業者が工場等の新設・増設や設備投資を行う際、一定の要件を満たした場合は税の優遇等による支援を行います。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	地元の新規就業者や中途就業者の雇用に努めます。	<p><b>【進捗状況】</b> 操業企業の増加に伴い、年々、地元雇用者数は増加傾向となっています。</p> <p><b>【取り組み内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県や各高校と連携した「企業ガイダンス」の開催。</li> <li>企業と各高等学校（進路指導部長等）との仲介（橋渡し）。</li> <li>本市ホームページ上に求人情報サイト（橋本で働く）を開設し、求人説明会や企業の求人情報を掲載。</li> </ul>	今後も引き続き、和歌山県や本市周辺の高等学校、ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用の創出に努めていきます。 高卒採用については、和歌山県等と連携を図り、各種取り組みを実施しているが、今後は、企業の即戦力となるような中途就業者の採用に関する取り組みについて、ハローワーク等と取り組む必要があります。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	誘致企業従業員数	人	目標					1,000			A
			実績	920	1,068	1,196	1,276				
2	誘致企業件数	件	目標	34				42			A
			実績	42	44	47	49				
3			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

既存工業団地である紀北橋本エコヒルズ等市内へ誘致した企業が順次操業を開始しているため、従業員は年々、増加し目標は達成している。しかし、現状、企業へ紹介可能な用地が枯渇しているため、早期に新たな工業団地である「あやの台北部用地」を完成させる必要があります。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	企業用地等基盤整備の推進	
①	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度より、新たな工業団地である「あやの台北部用地」の造成工事に着手しています。</li> <li>現在造成中の工業団地は、周辺環境等に配慮し、住宅地との間に緩衝体となる緑地を設置した団地周辺部に緑地を残すなど環境に配慮した工業団地とします。</li> </ul> <p>次年度および中長期的な今後の方針</p>	<p>課題</p> <p>新型コロナの影響により約2ヶ月の工事中止や事業区域内で確認された想定以上の軟弱地盤への対応による事業への影響。</p> <p>工業団地早期完成に向け、施工業者のスケジュール管理の徹底や関係機関との連携を図ります。</p>	

No.	施策の展開	企業誘致活動の促進	
②	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関西圏の製造業・物流関連業等を中心に積極的な企業訪問等を実施。令和2年度は延べ334社の企業と接触し、3社の企業誘致に成功。</li> <li>現在、造成工事中の「あやの台北部用地」についても2区画申込済みとなっています。</li> <li>その他、令和元年度にIT企業の立地を促すため、IT企業等情報関連業に特化した奨励金制度を創設し誘致活動に努めた。</li> </ul> <p>次年度および中長期的な今後の方針</p>	<p>課題</p> <p>あやの台北部用地（工業団地）の早期完成及び残り区画（13区画）の早期企業選定。</p> <p>あやの台北部用地の早期完成、早期分譲完了。あやの台北部用地への誘致に注力していますが、今後は、転入者や大卒者の雇用が期待できるIT企業等の誘致活動にも努めます。</p>	

No.	施策の展開	関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実	
③	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度奨励金交付件数：28件。 *令和元年、令和3年度に企業進出の後押しとなるよう奨励金の内容を改正。</li> <li>奨励金制度とは別に税優遇制度（固定資産税の課税免除等）を創設し企業の設備投資を促す。 *平成30年度には、生産性向上特別措置法（現：中小企業等経営強化法）に基づく優遇制度創設。）</li> <li>令和2年度、本市周辺高校3校（紀北工業高校、伊都中央高校、紀北農芸高校）にて企業ガイダンスを開催。</li> <li>令和3年度は、和歌山県と連携し「応募前企業ガイダンス」を開催。</li> <li>令和2年度より国、和歌山県及び紀北橋本エコヒルズで操業する企業と共に官民連携BCP策定業務を開始。事業を通じ、企業間同士での連携の必要性について認識してもらつた。</li> </ul> <p>次年度および中長期的な今後の方針</p>	<p>課題</p> <p>企業の従業員不足。 工業団地内の企業の横の繋がり。</p> <p>引き続き、和歌山県等と連携を図り企業ガイダンス等を開催し企業の従業員確保の支援を行います。また、国、和歌山県と共に紀北橋本エコヒルズで取り組んでいる官民連携BCP策定業務を契機に連絡協議会の設立に取り組みます。</p>	

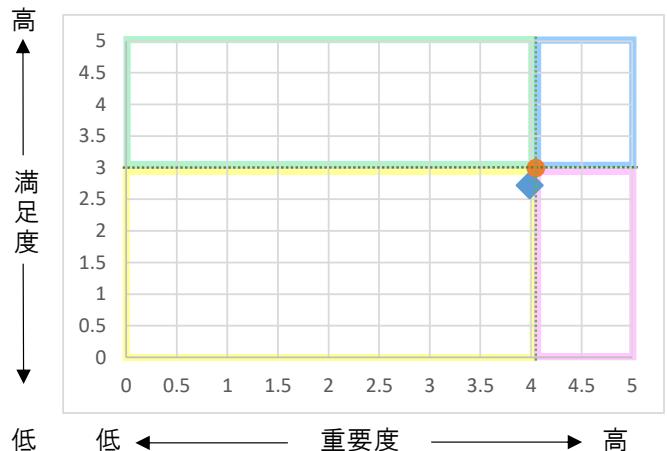
#### 5. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	【総合評価の理由】
B	<p>既存工業団地等へ進出した企業が順次操業を開始したため、目標である「地元雇用者数」、「誘致企業件数」は目標を達成しています。また、現在造成工事中であるが既に「あやの台北部用地」2区画が申込済となっており想定どおりの効果が出ています。しかし、現状、既存工業団地は完売となり企業誘致用地が枯渇しているため、今後、目標を達成するには新たな企業の受け皿となるあやの台北部用地を早期に完成させる必要があります。</p> <p>【後期基本計画に向けて】</p> <p>あやの台北部用地の早期完成、早期分譲完了。また、誘致企業の操業後のアフターフォロー（従業員確保の支援や設備投資のサポート等）に取り組みます。</p>

# 令和 3 年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	6
基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち		
政策	3充実した情報整備と魅力的なまちづくり		
施策項目	シティセールス		
10年後の姿	市民が地域に愛着や誇りを持ち、自らが橋本市に定住、またはUターンするとともに、市外に市の魅力を発信する意識が向上しています。また、全国的に橋本市が認知され、暮らしや、地場産品、観光、企業、人などの資源に対する価値が付加されています。これらにより、定住人口や交流人口が拡大する魅力と活力がある橋本をめざしています。		



評価者	経済推進部長	主担当課	シティセールス推進課
関係課			

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.72	33/37	2.99
重要度	3.99	22/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	H30～R2年の3年間で、新築住宅取得補助金の実績は合計122件、384人の転入があり、うち4割がリターンとなっています。また、公式Instagramでは#kakeru_hashiを共通ハッシュタグとして市民自らが橋本市の魅力について発信し、また市を訪れた人達も本市の魅力を発信してくれています。しかし、認知度についてはまだまだ低く、定住人口、交流人口ともターゲットをしづり本市の魅力発信をしていく必要があります。	新型コロナウイルス感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化により、地方への大きな人の流れの創出や新たな地方創生の展開と東京一極集中は正への期待が高まっています。 国は、地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化するほか、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進します。また、関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しします。

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	橋本市に対して愛着や誇りを持ち、市外に対して情報発信を行います。	1. SNSを通して市民と共に市の魅力発信を行っています。 2. 転入夫婦新築住宅補助金、空き家移住応援補助金など子育て世代に対してPRしています。	定住人口を確保するためターゲットを絞りシティプロモーションを行います。
2	家族の同居や近居、空き家活用、子育て世代の支援を行うなど、若者が住みやすいまちづくりを行います。	3. 受入協議会との連携や、コワーキングスペースを整備し移住者同士の交流の場の提供をします。	
3	移住者などに対し、地域への受入れ体制を整えるとともに、地域情報や交流できる場の提供に努めます。		
4			
5			

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

移住相談件数、サイト閲覧数は増加傾向となり市外から橋本暮らしへの興味関心はある一定の評価ができる。しかし住み続けたい市民の割合が目標に達していないため、市や市民、企業が一丸となって自分たちの住む町をどのように盛り上げていくかが満足度向上の課題となる。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	シティセールスの推進	課題
①	成果  ・橋本市シティセールス基本方針のもと、定住人口の増加を目的とし、大阪通勤圏内の子育て世代、東京圏からの地元企業で働きたい人をターゲットとし、SNS、インターネットバナーや子育て雑誌など橋本市の住みやすさ、環境等をPRした。 ・公式Instagramの共通#を通じて、市内外の方が本市の良さを発信しており、R3.12時点共通#8,855件となっている。また信愛女子短期大学の学生が市内のフィールドワークを通じて、若者目線でまちの良さをインスタグラムで発信している。		市民と企業と共に取り組むシティプロモーションの必要性、その方向性や進め方をまとめる必要がある。
	次年度および中長期的な今後の方針	シティプロモーション戦略を作成し、住民のまちへの愛着の形成によるまちの売り込みや自治体の知名度の向上を目指す。	

No.	施策の展開	移住定住の促進	課題
②	成果  ・移住相談会やフェア、体験会など主催で開催したり、仕事をみつける課題を解決できるよう「暮らし&しごとフェア」の開催を行った。個別対応としては、オーダーメイドまち案内等を通じて移住者に橋本暮らしを紹介している。移住ホームページの閲覧数、相談件数等増加傾向にあり、移住者もH28年度より5年間で30世帯68人となり、定着率も96%となっている。 ・市外からの転入者に対し、新築及び空き家を購入または賃貸する際に補助金交付により移住定住促進を図っている。		効果的にターゲットに届くようデータ分析を行う必要がある。
	次年度および中長期的な今後の方針	シティプロモーション戦略を作成し、定住人口確保のためUターンを促すプロモーションを行う。	

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	シティプロモーション戦略を策定し本市の知名度向上を図るとともに定住人口の確保につなげるプロモーションに取り組む。
C	

# 令和3年度 施策評価表

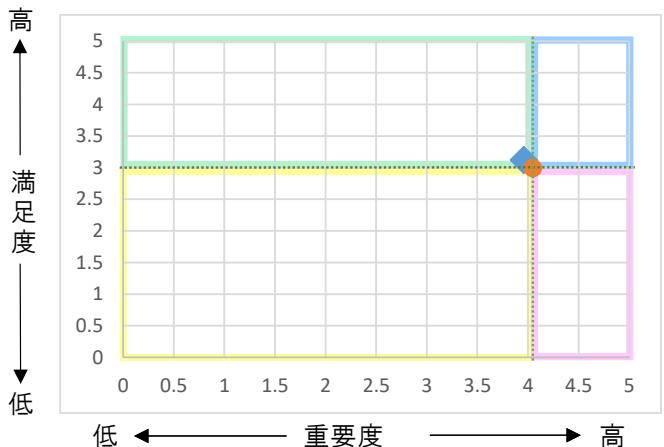
市民満足度調査結果

## 1. <施策の概要>

施策No.

7

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	
政策	13充実した情報整備と魅力的なまちづくり	
施策項目	2情報コミュニケーション	
10年後の姿	きめ細やかでわかりやすい広報活動などにより情報発信が充実し、市民との情報共有が進むことで市民との協働のまちづくりが一層進んでいます。	



評価者	経済推進部長	主担当課	秘書広報課
関係課			

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.12	10/37	2.99
重要度	3.96	23/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>現在の情報発信は、ホームページやSNSなどインターネットの利用が主流となっており、市ホームページのアクセス数も年々増加している。ネットを利用することで、広範囲に効率的な広報活動ができ、なおかつ市民などの受け取り側も容易に情報収集を行うことができる。このため、ホームページの「情報が古い」または「情報がない」という状態で閲覧されることは非常に致命的であり、常に最新の情報となるよう更新を怠らないことが必要となる。一方で、すべての市民がネット上で情報を得ているわけではなく、特に高齢者や障がい者などの情報弱者が情報収集することができる機会・媒体を確保することはこれからも必要であり、「誰一人取り残さない」情報発信に努める必要がある。</p>	<p>デジタル化の進展により利便性が上昇する反面、フェイクニュースなども瞬時に流通することで社会的混乱を招くほか、情報操作や世論誘導、プライバシーの侵害への懸念もより深刻となっています。情報の真偽を見極めるリテラシーの向上が求められるほか、「地理的・経済的・身体的制約の有無にかかわらず、あらゆる人や団体が必要な時に必要なだけデジタルを利用してできる環境を確保し、「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることができます。国は、令和3(2022)年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しています。また、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を令和4(2023)年度末に98%まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進めます。デジタル庁は、個人情報保護と両立する形での地方自治体保有データも含む行政データ提供のワンストップ化の仕組みを構築します。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	市民が主体的に、もしくは、市と協働で製作したコンテンツ等でまちの魅力を発信します。またその拡散に努めます。	市民からの情報や素材の提供により、市の公式SNSアカウントを利用して情報の発信・拡散を行なっている。	引き続き、情報発信のための市民との協働の余地を探り、あらゆる機会を通じて魅力発信・拡散に努める。

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	市ホームページ年間閲覧数	万回	目標					480			A
			実績	253	317	451					
2	「情報コミュニケーション」施策の市民満足度	%	目標					55			C
			実績	21	18	14	33				
3			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

ホームページ年間閲覧数は、新型コロナウイルスの感染拡大により閲覧数が急激に増加し、H30年度からの目標値を大幅に上回るアクセス数となった。しかしながら現状のアクセス数は平時の閲覧数とは考えられず、コロナ収束後に大幅な減少に転じる可能性があることも考慮し、平成29年度の基準値から算出した目標値とした。「情報コミュニケーション」施策の市民満足度は、広報はしもとの満足度であり、「非常に満足」から「普通」の回答がほとんどを占めているが、「普通」の割合が多いため、満足度が現水準にとどまっている。「普通」から「満足」へ引き上げるために更なる紙面のプラスシップアップが必要である。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	広報活動の充実	
①	成果	「広報はしもと」の作成 ホームページにおける情報発信 あんぜん情報24時による情報配信	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	「広報はしもと」については、R2年度末に編集ソフトを導入したこと、レイアウトの自由度が増した。R3年度で操作を習熟し、レイアウトの向上に努めたい。ホームページは、掲載情報が古くならないよう、ホームページ等のリアルタイムな更新への周知を行う。また、電子窓口の実装に併せ、トップページのリニューアルを行う。今後もあらゆる媒体を利用して情報発信に努める。	

No.	施策の展開	広聴活動の充実	
②	成果	「市長への手紙」への回答 市長と市民の輝けはしもとトークの開催	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	様々な機会を通じて参加の呼びかけを行うなど、市民からの意見聴取の場を確保する。	

No.	施策の展開	魅力情報発信の強化	
③	成果	広報はしもとへの特集記事の掲載 フェイスブックを利用した情報発信（インスタグラム、ラインアットはシティセールス推進課所管） 魅力発信動画の配信	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	各課担当との連携を密にし、それぞれの長所を生かした魅力発信に努める。広報はしもとの特集記事は、周知が必要なものについて各課と協議し、積極的に記事にしてもらうよう働きかける。フェイスブックについては写真付き記事の掲載を増やし、アクセス数の向上を目指す。	

No.	施策の展開	情報発信に関する人材育成および民間活力の導入	
④	成果	大阪芸術大学との連携による広報作成 いきいき学園写真クラブとの連携によるフェイスブック記事作成	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	携わっている業務の情報発信の必要性についての意識改革に努める。官民連携について各課と情報共有し、新たな連携先を模索する。	

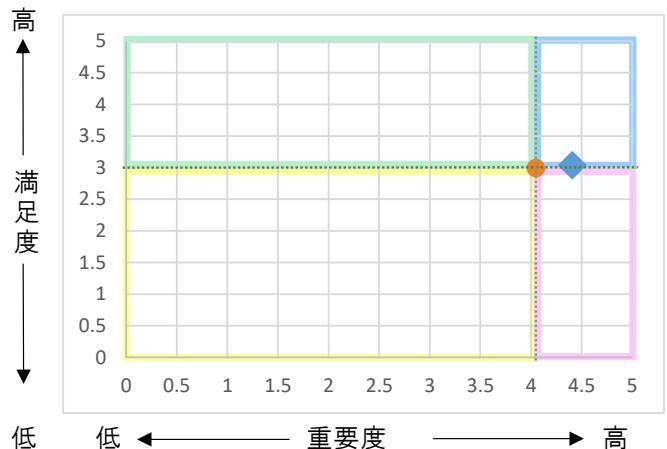
#### 5. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	広報はしもとなど、これまでの情報発信媒体による広報活動を継続しつつ、インターネット上のさまざまな媒体を利用した広報に注力する。特に動画など訴求性のある記事の作成について、職員のスキルアップの取組みに努める。
B	

# 令和 3 年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	8
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	14安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり		
施策項目	1危機管理・災害		
10年後の姿	あらゆる危機事象に対して、市民・関係団体・行政などが連携し、危機管理体制を組織的で迅速かつ的確に対応できる体制を整えています。さらに、市民一人ひとりに対し、「自分の命は自分で守る」という意識を持つための啓発を進めることにより、安全・安心を確保し、被害を最小に抑えることができるよう災害対応力が向上しています。		



評価者	危機管理監	主担当課	危機管理室
関係課	都市整備課	消防本部	

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.04	19/37	2.99
重要度	4.41	1/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

Ⅱ-1 施策の現状分析	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
施策の概況	<p>風水害や土砂災害や地震など様々な自然災害がしばしば発生し、その頻度や被害規模も年々増加していることから、危機管理・災害対策事業は市民満足度調査結果において37の施策の中で最も重要度が高いと判断されていると考えられます。</p> <p>自然災害に加えて、経験したことのない新型コロナウイルス感染症パンデミックなど多様化する危機事象に対し迅速な対応するためにも、危機管理対応力の向上が課題となっています。</p>	<p>気候変動の影響等により激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策や、切迫化する大規模地震災害への備え、火山災害、インフラ老朽化等への対応など、危機管理、防災・減災への取組が求められています。</p> <p>国は「国土強靭化基本計画」（平成30年12月閣議決定）に基づき、45のプログラムごとに主要施策等をとりまとめた年次計画を作成し、定量的な指標により進捗を管理しています。また、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和3年度～7年度）を策定し、推進しています。さらに、改正都市再生特別措置法等に基づき、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制を徹底するなど、災害に強く安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。</p> <p>県は「地域防災計画」（令和3年2月修正）を作成し防災・減災に取り組んでいるほか、「和歌山県防災ナビ」アプリなどを提供しています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	橋本市自主防災組織連絡協議会と連携し、各自主防災会の活動が活発になるように啓発・研修などを行います。	自主防災組織連絡協議会が各拠点避難所での避難所運営マニュアルを作成するため、協議会役員、危機管理室職員、施設管理者、避難所従事職員が一緒に現場視察しマニュアルを作成している。 また、自主防災大会やFMはしもとにおいて地域での防災活動の紹介や啓発を行っている。	自主防災組織連絡協議会は引き続き、自主防災大会やFMはしもとにおいて啓発を行ってもらい、必要に応じて各自主防災会への助言等活動への支援をおこなってもらう。 また、各自主防災会でも定期的に訓練を行ってもらうようとする。

#### 4-1. <目標の設定>

目標値・指標											
	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	橋本市自主防災会組織率	%	目標	90				95			C
			実績			90					
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

自主防災組織の結成率が90%であり、ほとんどの区・自治会で自主防災組織が結成されている一方で、未結成である区・自治会に対し、結成を促す書類を送付したが、現状に変化はない。その要因としては、未結成の場合、小規模な区・自治会が多く、高齢化率が高いため役員等の配置が困難であることが考えられる。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	災害予防対策の充実
①	成果	地区別のハザードマップを作成し全戸配布し、防災意識の高揚を図った。 避難行動要支援者に関する制度や情報を共有するため、各地区民生委員定例会での災害時要配慮者登録制度説明の実施や、健康福祉部と連携協議をすすめることができた。
	次年度および中長期的な今後の方針	クラウド型要支援者システムの導入を見据え、既存の災害時要配慮者登録申請書の見直しを行うとともに、避難行動要支援者の個別避難計画作成方針を決定し、個別避難計画の策定を開始する。

No.	施策の展開	防災組織の強化
②	成果	自主防災組織連絡協議会と連携して、避難所別運営マニュアルの作成を進めている。
	次年度および中長期的な今後の方針	自主防災会が活発に活動できるよう自主防災組織補助金交付要綱を改正し、資機材等の再整備できるよう財政面での支援を行う。

No.	施策の展開	災害応急対策の充実
③	成果	災害備蓄計画を策定し、迅速かつ計画的な備蓄を進めていく。
	次年度および中長期的な今後の方針	防災行政無線の更新事業を行い、市民に確実に防災情報を届けることができる手段の確立を目指す。

No.	施策の展開	土砂災害・水害対策の充実
④	成果	河川の浸水想定及び土砂災害のハザードマップを全戸配布し、浸水・土砂災害時の早期避難に対する意識の向上を図った。
	次年度および中長期的な今後の方針	マイ・タイムラインの作成を各地区で行い、避難判断のサポートツールとして活用し、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

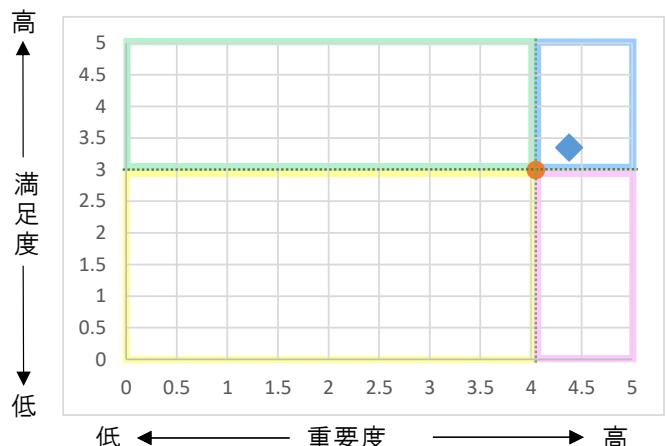
総合評価	防災行政無線の更新にむけて、市民に確実に防災情報を届けることができる手段の確立を目指す。また、災害時に自主防災会に迅速に対応いただけるよう、平常時から活発な活動ができるような取り組みを進める。
C	

# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

		施策No.	9
基本目標		【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	
政策		4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり	
施策項目		消防・救急	
10年後の姿		災害時の初動体制の充実と、人員の増強、消防車両や資機材の整備、通信指令体制の充実を図ることで、多様化する事故・災害・火災等から市民の生命、身体及び財産を守る体制が確立されています。	

市民満足度調査結果



## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>特殊化する災害に即した求められる現状にあって、これまで以上に充実した消防活動にかかる施設整備並びに装備品整備が必要であり、緊急消防援助隊や県防災航空隊との連携向上を目指す。</p> <p>また、一般家庭防火訪問等の広報を通じて、住宅用火災警報器の設置推進及び防火・防災意識の向上を図る。</p> <p>消防力の充実のために、高度な技術及び知識を習得し、さらに有益な高度救命用資器材の調達に努めるとともに、医療機関との連携を図ることに併せて市民への救命講習の実施機会の拡充が必要である。</p> <p>突発的な感染症の拡大にも即時対応できる、体制維持について継続的な課題と捉える必要がある。</p>	<p>熱海市土石流災害等、近年の災害を踏まえた対応、緊急消防援助隊・常備消防等の充実強化、消防団や自主防災組織等の充実強化、消防防災分野のDXの推進など、消防防災力の充実強化に取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、近年救急利用の増加に救急医療体制が十分に対応できず、救急患者が円滑に受け入れられない事案が発生しています。</p> <p>県は消防機関と医療機関の連携体制を強化するとともに、搬送先医療機関の選定困難事案の発生をなくし、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の構築を目指し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（平成24（2012）年7月改訂）を策定しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	市民は、消防団、自主防災組織等の活動に積極的に参加し、訓練等を通じ、防災・救助の知識や技術の習得に努めます。	消防本部と消防団の連携が不可欠であることを念頭に、新入団員研修、機関員研修、普通救命講習を定期的に行い成果を得てる。	現状の取り組みを維持しつつ、防火及び救命率向上を目的とした動画を作成し、啓発活動に役立てる。
2	事業者は、消防団協力事業所の認定を受けるよう努め、また、地域消防団に対して積極的に協力をています。	自主防災組織の活動に、消防団員が参加することで、地域に根付いた防災意識の向上を図っている。	
3	防火意識を持ち、防火・消防用設備等の維持管理に努めます。		
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

合計 1073名 67%

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
			目標				3,200			
1 救命講習終了者数(累計)	名	目標								A
		実績	2,748	2,999	3,202	3,439				
2 住宅用火災警報器設置率	%	目標					75			A
		実績	75.3	76.9	73	77				
3		目標								
		実績								
4		目標								
		実績								
5		目標								
		実績								
6		目標								
		実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

一定の成果が読み取れる。

住宅用火災警報器設置率については、新型コロナウイルス感染症拡大により、防火訪問実施数が減少したことでの設置率の正確な数値を得られていません。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	消防体制の充実
①	成果	消防力の整備指針に基づいた施設の整備により、消防本部及び消防団の施設強化が進められた。
	次年度および中長期的な今後の方針	耐震性防火水槽新設、消防団車両の更新及び消防団納庫立替について、必要性に応じた計画に基づき施行する。

No.	施策の展開	救急救助体制の充実
②	成果	高規格救急車及び高度救命資器材の計画的な整備並びに救急救命士養成により、適正なサービスを提供することができた。
	次年度および中長期的な今後の方針	市民及び関係機関との連携を継続し、救命率の向上を図る。

No.	施策の展開	火災予防の啓発
③	成果	一般家庭への防火訪問並びに火災予防運動、文化財防火デー及び危険物安全週間を通じて防火・防災意識の向上が図れた。
	次年度および中長期的な今後の方針	増加傾向にある、危険物施設への適切な保安検査を継続的に実施する必要がある。

No.	施策の展開	
④	成果	
	次年度および中長期的な今後の方針	

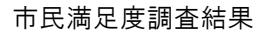
No.	施策の展開	
⑤	成果	
	次年度および中長期的な今後の方針	

No.	施策の展開	
⑥	成果	
	次年度および中長期的な今後の方針	

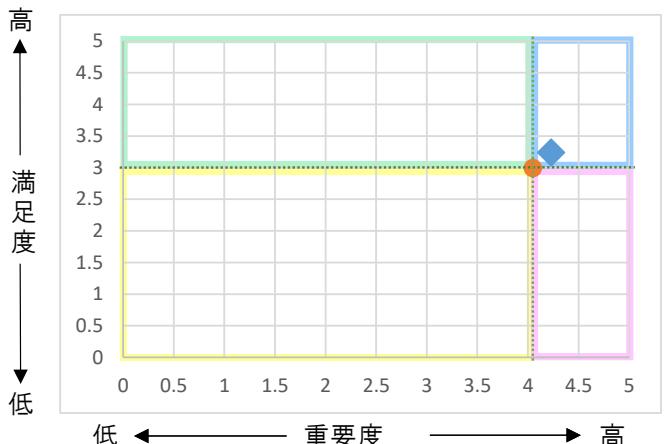
#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	多様化する災害に円滑に対応することが可能な万全な体制維持のため、消防設備の充実と火災予防啓発を併せて実施し、消防・救急体制の確立を目指します。
B	

# 令和 3 年度 施策評価表



1. <施策の概要>		施策No.	10
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	14安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり		
施策項目	3交通安全・防犯		
10年後の姿	交通事故・犯罪のない明るい社会の実現を目指し、市交通指導員会・警察等関係団体・市地域安全推進員会との連携による啓発活動の充実により、市民の安全・安心な暮らしが確保されています。		



評価者	総合政策部長	主担当課	政策企画課
関係課			

重要度			
	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.24	4/37	2.99
重要度	4.23	11/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>通学児童等の交通安全を確保するため、市交通指導員をはじめ市民ボランティア等による早朝啓発や見守り活動を実施しています。しかし、交通量に対して配置が十分でないところもあり、人員確保と適正配置が必要となっています。</p> <p>そのほか、関係団体と協力した啓発活動や市民の自主防犯活動を推進しており、交通事故や犯罪件数は減少傾向にあります。</p>	<p>国の「第11次交通安全基本計画」（令和3～7年度）では、「①世界一安全な道路交通の実現を目指し、24時間死者数を2,000人以下とする。（※30日以内死者数2,400人）②重傷者数を22,000人以下にする。」を目標としています。</p> <p>「第11次和歌山県交通安全計画」（令和3～7年度）では、「①交通事故死者数 17人以下、②重傷者数 313人以下（令和2年は死者数18人、重傷者数314人）」を目標としています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	市交通指導員会・警察等関係団体及び市民ボランティアは、互いに連携し、交通事故のない明るい社会の実現を目指します。	1. 児童の見守り、交通安全教室、交通安全啓発活動を継続実施しており、交通事故は減少傾向にあります。 2. 市民は消費生活出前講座や特殊詐欺被害防止アドバイザー等を活用し、特殊詐欺に遭わないために、積極的に研修会等に参加します。	継続実施することで、交通事故・犯罪件数の減少に繋げ、安全・安心なまちづくりを推進します。
2	市民は、高齢者等を対象とした消費生活出前講座や特殊詐欺被害防止アドバイザー等を活用し、特殊詐欺に遭わないために、積極的に研修会等に参加します。		
3	地域内の関わりを保ちながら、地域は地域で守る意識の共有を図り犯罪等を未然に防ぐ取り組みに協力します。	3. 各地域の推進員で構成される橋本市地域安全推進員会や自主防犯会にて、各種啓発活動やパトロール活動を実施しています。市内の犯罪件数は減少傾向にあります。	

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

交通事故・犯罪件数共に減少傾向であり、継続した活動により一定の効果が表れたものと考えられます。しかしながら、高齢者が関わる交通事故増加への懸念や特殊詐欺の被害が止まないなど課題もあり、今後も工夫を重ねつつ活動を継続していく必要があります。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	各種交通安全運動の推進
①	成果	年4回の交通安全運動期間に合わせて、関係機関と協力して啓発活動を実施。交通安全意識の高揚、交通事故抑止を図りました。
	次年度および中長期的な今後の方針	継続して推進します。交通安全を取り巻く情勢に合わせた効果的な活動を実施します。

No.	施策の展開	交通安全の啓発と交通法規の順守
②	成果	通学・通勤時間帯における街頭指導、児童に対する交通安全教育、その他啓発活動を実施し、交通法規の遵守と交通事故抑止を図りました。
	次年度および中長期的な今後の方針	継続して推進します。交通安全を取り巻く情勢に合わせた効果的な活動を実施します。

No.	施策の展開	地域ぐるみの防犯活動の推進
③	成果	地区における被害防止講座、自主防犯パトロールなど地域における防犯活動を実施し、被害防止、犯罪抑止を図った。
	次年度および中長期的な今後の方針	継続して推進する。

No.	施策の展開	啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進
④	成果	街頭啓発活動のほか、地区における啓発活動、その他広報啓発を実施し、防犯意識の高揚を図りました。
	次年度および中長期的な今後の方針	継続して推進します。タイムリーな情報を発信するなど効果的な活動を実施します。

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

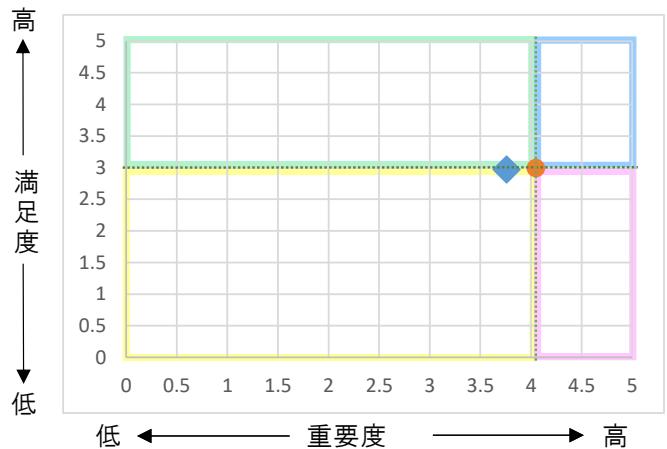
総合評価	継続実施することで、交通事故・犯罪件数の減少に繋げ、安全・安心なまちづくりを推進します。
B	

# 令和 3 年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

施策No. 11

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	消費生活
10年後の姿	消費者被害のない安全・安心な市民生活を実現するため、消費生活相談体制を充実し、消費者被害の救済、未然防止、拡大防止が図られています。



## 2. <施策の現状分析>

施策の概況		現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
		<p>安心・安全な消費生活の確保のため消費者安全法により、どこに住んでいても質の高い消費生活相談を受けられる体制が求められており、消費生活センターを設置し消費者被害の防止、救済に努めています。消費者教育推進法により、自らの選択に責任を持ち社会に主体的に参画する「消費者市民社会」の実現に向けて、年齢に応じた消費者教育の推進に努めています。SDGs達成のためにには消費者の果たす役割が大きく影響することから、自立した消費者の育成・支援の継続が必要です。</p> <p>インターネットの普及、長引くコロナ禍における社会情勢の変化、人々の生活様式の多様化に加え、新しい制度や仕組みが増え、消費者教育の重要性が増しています。コロナ禍において、双方面の消費者教育（出前講座・授業等）の実施や対面での相談事業実施が難しいため、必要な人に必要な情報を届ける手段や相談業務の安定継続実施が課題です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、一部の生活必需品の買占めやインターネット上の不確かな情報の投稿、消費者の不安につけ込んだ悪質商法の発生など消費生活に影響を及ぼす様々な問題が発生しました。</p> <p>国の「第4期消費者基本計画」（令和2～6年度）は、地域社会から孤立した高齢者・障害者・若年者の増加や、「新しい生活様式」の定着などに伴う消費者トラブルの防止を徹底するための政策面・制度面からの対応を示しています。また、食品ロスの削減、海洋プラスチックごみの削減など、持続可能な社会の実現に向けた社会的課題を解決する観点から、消費者と事業者との協働による取組の必要性を指摘しています。</p> <p>県では、「第二次和歌山県消費者教育推進計画」（平成30年度から5年間）に基づいて、「自立した消費者」の育成を目指し、消費者教育・啓発に取り組んでいます。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	見守り活動実践団体が増加するように努めます。	消費生活サポート一養成のための「くらし応援隊養成講座」を実施し、新たな人材養成を継続的に実施しています。	多様な立場の人が見守り活動を担えるよう、様々な機会を活かし人材養成に取り組みます。消費者安全確保地域協議会が有効に機能するよう積極的に情報共有に取り組み、見守り活動実践者等の支援を行います。
2			
3			
4		消費者安全確保地域協議会を設置し、参加団体や関係団体等に積極的に見守り活動に活かせる情報提供を経常的に実施しています。	
5			

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	啓発事業参加者数	人	目標					740			A
			実績	2457	2611	1036					
2	相談解決割合（斡旋不調、処理不能、処理不要を除く件数／全受付件数）	%	目標					92			A
			実績	79	92	93					
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

- 1) 出前講座等が地域や学校、コミュニティで幅広く活用されてきましたが、コロナ禍においては目標設定を下方修正せざるを得ませんでした。非対面での講座等の実施検討の時期に来ていると思います。  
 2) 相談員等の資質向上、維持のための研修等参加支援をすることで安定した相談対応の維持が可能となっています。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	消費者問題への対応の充実
①	成果	国が求める社会課題への解決への消費者の参画のための啓発（エシカル消費の推進）を展開し、市民の意識醸成に寄与しました。
	次年度および中長期的な今後の方針	さまざまな社会の課題解決への取組に消費者が果たす役割への理解を広げるため、多様な立場の人たちと連携しながら、様々な機会を活かし消費者教育・啓発を実施します。

No.	施策の展開	消費者の自主的活動の推進
②	成果	自主的に地域で消費者啓発ができる人材養成講座を実施し受講者は延べ197人となりました。講座受講者のグループ化を図り、会員40人が消費生活センターと連携し活動しています。
	次年度および中長期的な今後の方針	様々な人が消費者トラブルに関心をもち、自分にできる見守り活動への参加を促す人材養成講座を継続します。養成した人材の活動の機会を確保し、続けて活動する意欲や意識付けにつなげていきます。

No.	施策の展開	生活情報誌システムの整備
③	成果	情報紙「くらし応援ニュース」（月刊）、消費生活センターにより（季刊）を発行し、消費者トラブルの防止活動に寄与しています。コロナ禍にあって対面啓発が困難となったのでSNSの活用を試行しています。
	次年度および中長期的な今後の方針	消費者トラブルへの注意喚起や消費者教育のための情報発信を対象者に合った内容で届けられるよう工夫し定例化していきます。個人だけでなく、医療機関や郵便局などと連携し、より多くの人の啓発に努めます。

No.	施策の展開	消費生活相談の充実
④	成果	県内の市町村で2つ目の消費生活センターを設置し、市民の消費生活相談に対応することで消費生活の安心安全に寄与しています。
	次年度および中長期的な今後の方針	様々な相談に対応できるよう相談員等の資質向上に努めます。相談窓口の周知を図るとともに、誰でも相談できる体制の構築を目指します。

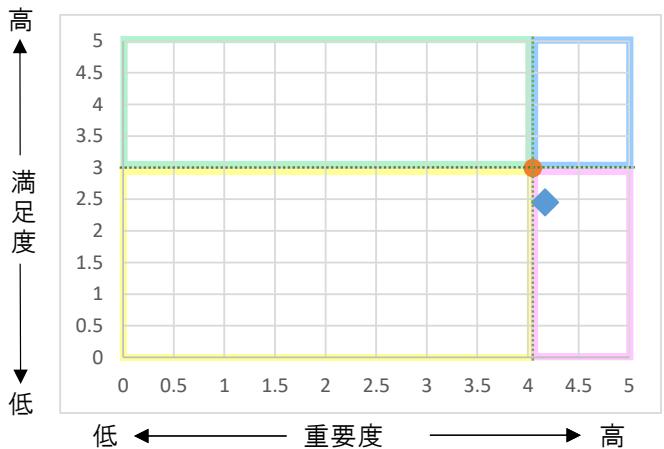
#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	消費者被害は生命・身体と財産の被害です。誰しもが被害に遭うわけではありませんが、誰もがトラブルに巻き込まれ被害者になる可能性があります。特に財産被害はその人の生活に直結します。市民生活の安心・安全の確保のためには、被害に遭わないための取組と被害に遭った時に無償で相談できる窓口、被害救済のための支援を行う公的機関の充実が必要です。	
A		

## 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	14安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える 都市基盤づくり
施策項目	5地域公共交通
10年後の姿	誰もが安心して暮らせる街の基盤として、効率的 で持続可能な公共交通体系の構築が進み、日常生活に必要な移動手段が確保されています。



## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>コミュニティバス・デマンドタクシーは、令和2年1月に再編を実施し、買い物や通院に合わせたルートへの変更、駅や商業施設への乗り入れ等の利便性向上と、民間路線バスとの競合解消を図りました。</p> <p>令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出、外出自粛の要請が全国的に行われたこと等の影響は否めず、民間路線バス事業者が運行する橋本駅発着の3路線廃止が決定的となるなど、公共交通にとっては非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>限られた予算の中で、アフターコロナを見据え、高齢化とともに高まる公共交通への市民ニーズへの対応が求められています。</p>	<p>地域公共交通の代表格である乗合バスについて見ると、コロナ禍以前の令和元（2019）年において、全国のバス事業者のうち約7割が赤字であり、特に地方圏のバス事業者は約9割が赤字でした。コロナ禍以前から人口減少等の影響により厳しい経営環境だったところ、コロナ禍により、その状況が加速しています。</p> <p>国は改正地域公共交通活性化再生法に基づく輸送サービスの確保・充実や、独占禁止法特例法に基づいて地方バスの会社間連携の促進、MaaS の全国普及等を進めることにより、高齢者等の移動手段の確保や、観光による地域振興を図る方針です。</p> <p>県は令和2（2020）年度から市町村の実情に即した交通体系の構築について支援を行う「地域生活交通確保支援事業」を開始しています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	交通事業者、利用者は、行政との連携・支援を受け「みんなが気にして、動いて育てる公共交通」の取組みの推進や協力を行います。	橋本市生活交通ネットワーク協議会を設置し、令和2年1月に大規模な公共交通の再編を行いました。当協議会では現在も、学識経験者・交通事業者・市民・行政の連携により公共交通の在り方について検討を進めています。また、令和3年11月には利用者の意見や公共交通の利用実態を把握するため、乗降実態調査や事業者を対象にしたアンケート等を行い、情報収集に努めました。	利用者のニーズに沿った公共交通網形成のため、交通事業者と密に連携しながら、路線の見直し及びコミュニティバス・デマンドタクシーの利便性向上に取り組みます。また、地域懇談会を随時開催し、地域住民へ公共交通の利用を呼び掛けるとともに、意見を広く聴く場を設けます。
2	地域の交通事業者は、公共交通やまちづくりに関わる現状及び課題の認識や方向性を行政と共有し、公共交通やまちづくりに関わる現状及び課題の認識や方向性を行政と共有し、効率的で持続可能な公		
3	地域住民は、公共交通利用促進に関する意識を高めるよう努めます。		

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

コミュニティバスについてはコロナの影響もあり、運行継続基準である収支率15%をクリアした月があったのは4路線中3路線で、東部線に関しては利用者数が慢性的に少なく、収支率は5%を切る月がほとんどです。今後はアフターコロナを見据え、運行形態及び路線の見直し、全体的な底上げを行う必要があります。また、デマンドタクシーについては、杉尾線、フルーツライン線、竹尾・嵯峨谷線が低調である一方、紀見峠線、吉原線、山田・出塔線は利用者数が多く、稼働率も高くなっています。コロナ禍にもかかわらず利用人数は伸びています。サービス圏の拡大も含め公共交通網の再編には一定の効果があったものと考えます。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	公共交通によるネットワークの充実	
①	成果	橋本市の公共交通網を末永く維持することを目的に、令和2年1月に公共交通網の再編を実施し、課題であった無料送迎バスと路線バスの競合解消を行うとともに、需要の少ないエリアにコミュニティバスの代替交通としてデマンド交通を導入しました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	持続可能な公共交通網を形成するため、市民や交通事業者との連携をいっそう強くするとともに、利用者のニーズに合わせた運行形態や路線の見直しを行います。また、令和5年4月をめどに「橋本市地域公共交通計画」を策定し、自家用有償旅客輸送等あらゆる手段を含めた交通網の形成について検討を進めます。	

No.	施策の展開	公共交通サービスの充実	
②	成果	令和2年1月に実施した公共交通網の再編により、買い物や通院に合わせたルートへの変更、駅や商業施設への乗り入れなど、利便性向上に取り組み、実現可能な範囲で一定のサービス体制を確保しました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	乗降実態調査や地域懇談会を通して利用者が求めるサービスや課題を洗い出し、実現可能な範囲で対応していきます。また、交通事業者との連携により市内の公共交通が一目でわかるマップの作成や公共交通の利用促進に向けたプロモーションを実施します。また、アフターコロナを見据え、観光振興策等と連携した観光客の移動支援や観光ニーズの創出を図ります。	

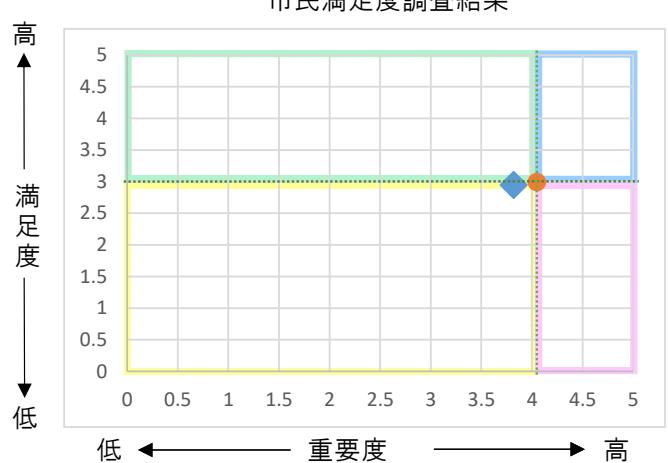
No.	施策の展開	公共交通結節点の整備	
③	成果	令和2年1月に実施した公共交通網の再編により、目的地（起点、終点）を明確にすることで、走行距離を短縮することができます。また、主要駅等に結節点（乗り継ぎ拠点）を置くことにより、利用者の乗り継ぎによる移動の拡大に繋がりました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	デマンドタクシーの増便や一部運行路線の見直しにより、利便性の向上を図ります。	

#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	令和2年1月の再編により、路線バスとの競合解消やカバー率の上昇など一定の成果を挙げましたが、交通網全体の利便性については未だ多くの課題を抱えています。高齢化が進むにつれ免許返納による交通弱者や買い物難民が増加することが予想されることから、あらゆる交通手段を含めた上で、持続可能な公共交通網を形成することが必要です。今後も市民や交通事業者との連携を図るとともに、意見の吸い上げを積極的に行い、利用者のニーズに合わせたサービスや路線、運行形態の検討を行います。
C	

# 令和3年度 施策評価表

1. <施策の概要>		施策No.	13
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり		
施策項目	土地利用・市街地・景観		
10年後の姿	集約型のまちづくりを進めることで、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市（まちや集落）の拠点を形成し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで安全と賑わいのある都市の構築が進んでいます。		



評価者	建設部長	主担当課	まちづくり課
関係課	総務課	農林整備課	

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.95	25/37	2.99
重要度	3.82	30/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>土地利用について人口減少、少子高齢化、環境意識の高まり、開発地域のオールドニュータウン化や市街地の防災機能、住居環境の改善を図る土地利用計画の転換（都市機能の集約化）が必要である。また、シビックゾーンの整備や、それに伴う日常生活サービス、各種行政サービスを高める地域づくりが必要である。さらに、近年では太陽光発電など未利用地を活用した事業が進んでおり、良好な景観の形成を図るために周辺環境に配慮した整備を推奨する必要がある。</p>	<p>近年の都市政策において、都市圏レベルで都市機能の高度化を図る取組が大きな柱の一つとなっています。コンパクト・プラス・ネットワークはその代表的な施策であり、都市機能の一定エリアへの誘導と公共交通ネットワークの形成を促進する取組が、全国の500以上の都市で進められています。</p> <p>国は、まちなかにおける道路、公園、広場等の官民空間の一体的な修復・利活用等による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を推進する観点から、官民が連携して賑わい空間を創出する取組みを市町村のまちづくり計画に位置づけることなどの措置を講ずる「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を令和2年9月に一部施行し、法律・予算・税制のパッケージで支援することとした。</p> <p>県は、「高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域」を指定する和歌山県景観計画を変更し、令和2年12月15日に施行しました。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	周辺地域と調和した土地利用や建築に努めます。	ここ数年、開発許可に伴う宅地造成工事が増えてきており、関係者や関係機関との調整、開発事業者への助言や指導を行っている。また、用途変更に伴い、近隣住宅地との調和を図るために、特別用途地区の活用を行っている。	無秩序な開発や土地利用を防ぐため、開発技術基準の見直しや適正な指導、パトロールを徹底強化し、計画的かつ総合的なまちづくりの推進を図る。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	地籍調査進捗率	%	目標					41			B
			実績	38.8	39.7	40.7					
2			目標								
			実績								
3			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

進歩に伴い土地の境界・面積等が明確化され、固定資産税の増収に繋がった。課題としては、進歩率（R1年度末）が全国平均52%、和歌山県48.1%に対し、橋本市は43.53%。進歩率向上のためには班体制（人員）の増加が必要。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり	
①	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画マスタープランの策定に着手し、委員会を2回開催することで、策定に向けた基本的考え方について意思統一を図ることができた。</li> <li>●都市計画マスタープランの策定過程で、今後検討が必要なことの一つとして、高野口都市計画区域における用途地域の指定について問題提起ができた。</li> </ul>	課題
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市課題に対する市民の共通認識を高め、共感を得られる都市計画マスタープランとする必要がある。</li> <li>●用途地域指定の必要性について、課題認識の共有を図る必要性がある。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	市民からの意見を集約するためタウンミーティングを複数回開催し、都市課題に対応した都市計画マスタープランとする。	

No.	施策の展開	良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全	
②	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●秩序ある景観を形成するため、適正な和歌山県屋外広告物条例の運用に努めた。また、パトロールにより簡易広告物の撤去を実施した。</li> <li>●良好な景観形成に関する理解を深めるため、市広報により屋外広告物条例の周知を行った。</li> <li>●大規模開発事業などにおいては、まちづくり事前協議を活用し、景観条例に基づく届出を行うよう指導し届出がなされた。</li> <li>●市営住宅伏原団地の改修工事に際して、景観条例の通知制度を適用し、周囲の景観と調和する外壁塗装とした。</li> </ul>	課題
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●まだまだ数多くの無許可広告等があり、人員を始めとする違反指導体制の構築が必要となる。</li> <li>●景観を維持、形成していく意識の高まりを誘導する必要がある。</li> <li>●更なる景観の配慮と公共施設の整備コストのバランスを取る必要がある。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と協力をし、継続して周知活動を行っていくことで地域に調和した屋外広告物とする。</li> <li>●引き続き、定期的なパトロールにより簡易広告物の撤去を行い秩序ある景観を形成していく。</li> <li>●関係機関と協力をし、継続して適正な運用を行っていくことで地域に調和した大規模開発事業とする。</li> <li>●継続して景観条例の通知制度を厳格に適用し、周囲の景観に配慮した公共施設としていく。</li> </ul>	

No.	施策の展開	住環境整備の総合的・計画的な推進	
③	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり条例の事前協議により、地域の実情に応じた事業となるよう地元住民への説明などの指導をおこなった。</li> <li>●中心市街地土地区画整理事業の換地処分について和歌山県の認可を受け、R3年度に換地処分公告を行う予定であり、防災機能や住環境の改善が期待できる。</li> </ul>	課題
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間による事業活動であるため、市が直接的に関与は難しい側面がある。</li> <li>●区画整理事業の休止地区においては、防災対策や活性化対策などについての今後の方向性の検討が必要。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者による開発活動などと協調した住環境の改善策を検討していく。</li> </ul>	

No.	施策の展開	都市活動の拠点となるエリアの充実	
④	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本駅周辺利便施設のサービスを効果的に受けられるよう中心市街地土地区画整理事業で生じた市の土地を売却し入居を促した。</li> </ul>	課題
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市拠点、地域拠点での集約的整備の具体策が決まっていないので検討が必要。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シビックゾーンを始めとする都市拠点と地域拠点に必要な施設、もしくは必要な施設を誘致するための施策を検討していく。</li> </ul>	

No.	施策の展開	特定機能の集積をいかすエリアの形成	
⑤	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模未利用地地区を産業用途として活用するに際し、近隣住宅地への住環境の影響を抑える必要があるため、新たに特別用途地区を設定するための基礎協議を実施した。</li> </ul>	課題
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣住民の十分な理解を得る必要があるとともに、都市計画変更手続きの実施に時間を要する。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の活性化を促し、職住近接のまちづくりを推進することで持続可能な産業活動の後押しとする。</li> </ul>	

No.	施策の展開	地籍調査事業の推進	
⑥	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4班体制の維持により、調査面積の目標を達成することができ、結果、土地の境界・面積等が明確化され、固定資産税の增收に繋がった。</li> </ul>	課題
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●進歩率（R1年度末）が全国平均52%、和歌山県48.1%に対し、橋本市は43.53%。進歩率向上のためには班体制（人員）の増加が必要。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状の班体制下においては、今後年間の調査面積は同程度となり進歩率はあまり伸びない。令和4年度から6班体制がとれるように要望している。</li> </ul>	

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

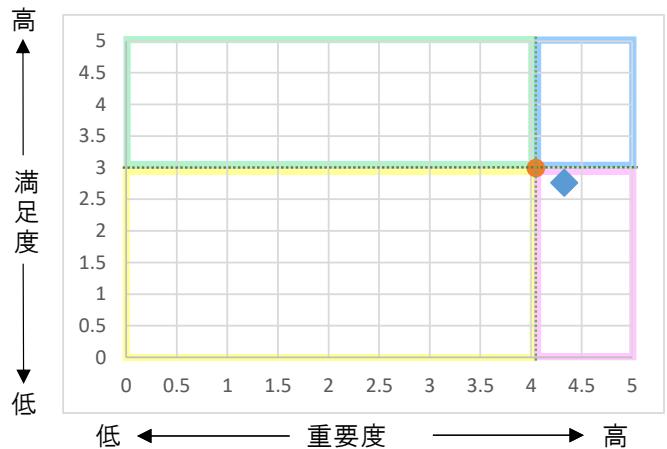
総合評価	持続可能な都市マネジメントの一環として、継続した取組を実施していく必要がある。また、拠点の集約的整備、橋本駅前整備の方針について、横断的な取組によりハード面、ソフト面における具体的方針の検討が必要。
C	

# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

		施策No.	14
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり		
施策項目	道路		
10年後の姿	災害時の被害を最小限にとどめるよう防災・減災対策を講じるとともに、安全・安心で計画的な道路管理を進めることで、生活の利便性を高める総合的な道路ネットワークが形成されています。		

市民満足度調査結果



評価者	建設部長	主担当課	都市整備課
関係課	まちづくり課		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.76	32/37	2.99
重要度	4.33	5/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>国道・県道の改良等については関係機関に整備を進めていただくように要望を行っていますが、用地等の問題で実施困難な所があり、今後事業を要望していく上で課題となっている。市道については舗装修繕等を進めていますが、限られた予算の中で要望に対応することが難しくなってきており、調査等により安全性・緊急性を考慮し優先順位をつけて効率的に進める必要がある。5年に1回の点検が義務づけられている主要な道路構造物（橋梁、トンネル等）については令和2年度から二巡目の点検を実施しており、一巡目の点検で損傷の激しい橋梁（41橋）は早急に修繕を進めて行く必要があることから予算等の確保が必要である。</p>	<p>国は、2040年の日本社会を念頭に、道路政策を通じて実現を目指す社会像、その実現に向けた中長期的な政策の方向性を提案する「2040年、道路の景色が変わる」を令和2（2020）年2月に公表しました。「日本全国どこにいても、誰もが自由に移動、交流、社会参加できる社会」「世界と人・モノ・サービスが行き交うことで活力を生み出す社会」「国土の災害脆弱性とインフラ老朽化を克服した安全安心して暮らせる社会」の姿を示しています。県内の高速道路の供用率は平成28（2016）年度末で80%と概ね全国平均に到達しましたが、近畿自動車道紀勢線については、未だミッシングリンク（高速道路ネットワークにおいて、未整備のため途中で途切れている区間）が存在しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	市道等の公共土木施設の軽微な補修については、原材料を支給し、地元区において補修を行います。	令和2年度においては13地区に原材料支給を行っています。支給の主なものは生コンクリート、切込碎石、無収縮モルタル等となっています。	要望のあった地区と協議の上、地元対応をお願いする。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	道路修繕の処理率（単年度当たり要望件数に対する処理割合）	%	目標					40			C
			実績	-	-	-	39.8				
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

単年度の要望に対する処理については緊急性の高いものを優先して処理を行っている。しかし、過年度の積み残しが多数あり優先順位の高いものから処理を行っているが要望数に対して処理が追いついていない状況である。今後、処理率を上げるために予算の拡充が必要である。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	都市を支える道路網の体系的整備	
①	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道371号バイパスの整備促進に取り組み、和歌山県側については、柱本から市脇間の約5.5kmが全線4車線で供用し、府県間トンネルの本体工事についても令和元年10月に完了。</li> <li>あやの台北部の工業団地内において、都市計画道路の整備に着手した。</li> </ul>	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道371号バイパス全線の早期供用について和歌山県から大阪府に対し働きかけを求める。</li> <li>新たな工業団地である、あやの台北部用地開発に伴い都市計画道路の整備に取組む。</li> </ul>	

No.	施策の展開	環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備	
②	成果	防災・安全交付金等を活用し舗装修繕、防護柵等の道路整備を行った。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	国・県の補助金等を活用するなど、道路の維持修繕の予算を拡充することが必要である。	

No.	施策の展開	道路施設の長寿命化	
③	成果	道路メンテナンス事業補助金を活用し道路構造物（橋梁・トンネル・大型カルバート）の二巡目の点検及び修繕事業を行った。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	国・県の補助金等を活用し、安全・安心で計画的な道路維持管理に努める。	

No.	施策の展開	歩道や自転車道の整備	
④	成果	歩行者の安全性等を確保するため、歩行者専用道路の整備を行った。県の当地区のサイクリングロード事業は完了している。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	県や関係機関と協力し、歩行者や自転車での移動の安全性と快適性の確保に努める。今後、県のサイクリングロード事業の新たな計画がある場合は協力に努めていく。	

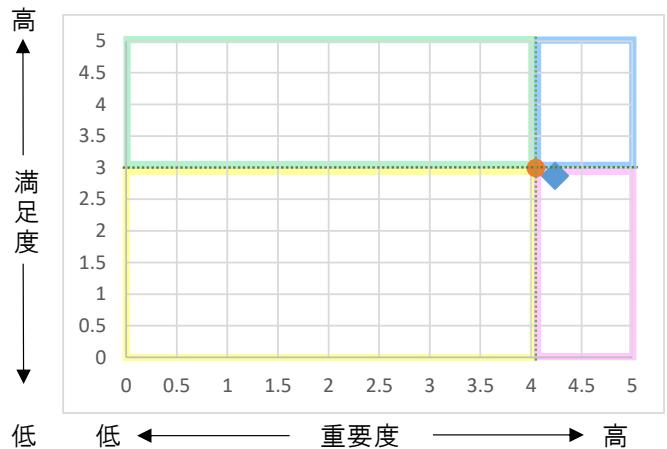
#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	道路施設の老朽化が深刻な問題となっていることから、国・県の補助金、交付金や起債を最大限活用し安全・安心な道路施設の維持管理を計画的に進める。		
C			

# 令和 3 年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	15
基本目標	【II】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	14安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり		
施策項目	8上下水道		
10年後の姿	<p>災害時等の緊急時の給水体制の構築を含め、地域の実情に応じた安全で安定的な水道水の供給がなされています。</p> <p>下水道事業による安全・安心、快適な暮らしの向上と良好な生活環境の実現とともに、紀の川を含む公共用水域の水質保全が実現され、人を包む自然環境と生活環境の質が優れた状態となっています。</p>		



評価者	水道環境部長	主担当課	下水道課
関係課	水道経営室		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.87	28/37	2.99
重要度	4.24	8/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>施策の概況</p> <p>本市水道事業においては、人口減少や節水意識の高まりによる有収水量の減少が続いており、高度経済成長期以降に急速に整備された施設や管路の老朽化に伴う改築更新費の増大が見込まれている。そのため、令和2年度に料金改定を行い財源確保を図っている。橋本市水道ビジョン2027に合わせ、将来にわたる安定的なサービスを提供するため、中長期的な視点から組織や事業の効率化、計画的な改築更新を行い、経営の健全化・安定化に取り組むことが重要となります。</p> <p>本市の公共下水道事業は令和元年度より公営企業会計に移行しており、これまで以上に適正な事業運営が求められている。そのため、収支均衡を目的として、建設事業費の抑制などを行うとともに、令和2年4月に料金改定を図っています。また、国から示された10年程度を目途に汚水処理事業を概成させる、所謂「10年概成の方針」に基づき、下水道処理区域についても実行可能な区域を決定していく必要があります。</p>	<p>上下水道は高度経済成長期を中心に整備され、普及率は飛躍的に上がりましたが、50年以上経過し、老朽化が顕著になってきています。また、人口減少に伴う料金収入の大幅減少、施設の災害対策に伴う更新需要の増大、水道職員の減少に伴う技術基盤の脆弱化等急速に厳しさを増しています。</p> <p>県は令和元（2019）年6月に「和歌山県水道ビジョン」を策定し、水道の「将来のあるべき姿」の実現に向けて、「持続」・「安全」・「強靭」の観点から6つの基本目標を設定し、今後取り組むべき方策等を提案しています。</p> <p>汚水処理事業について国土交通省・農林水産省・環境省の3省が平成26年1月に統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、10年程度を目途に概成させる方針が明示されています。また、平成31年1月には総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」が示され、令和6年度までに該当事業も公営企業会計への移行が義務付けられています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	給水装置の適切な管理に努めます	・給水装置の適切な管理について市民周知を図り、計画的な管路調査を実施した。	・給水装置の適切な管理について市民周知を図り、計画的な管路調査を実施し、給水装置の適切な管理に努めます。
2	公共下水道への接続により地域の水環境の保全に協力します。	・公共下水道への接続意向の高い地域での整備を進めることで、普及率のみならず接続率向上にも努めた。	・下水道処理区域の縮小を含めた見直しを図り、適正な汚水処理の役割分担を明確にすることで下水道普及率の向上に努めます。

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

効率的な整備を進めたことで公共下水道普及率の中間目標を達成できている。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	良質な水資源の安定供給
①	成果 施設の規模の最適化と統廃合を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組み、令和2年度に料金改定を実施し財源確保に努めました。	課題 引き続き、安定供給のため施設の規模の最適化と統廃合を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組むことが必要です。
	次年度および中長期的な今後の方針	安心しておいしく飲める水を安定供給していくため、施設の規模の最適化と統廃合を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組み、健全経営に努め市民負担の軽減を図っていきます。

No.	施策の展開	災害への備え
②	成果 災害時の応急給水活動に関する市民への情報提供や事前の広報活動について検討を進めました。	課題 引き続き、災害時の市民への情報提供や事前の広報活動の充実を図る。計画的な応急給水用資機材の確保を行います。
	次年度および中長期的な今後の方針	防災・減災に関心が高いことに対応し、災害時の応急給水活動に関する市民への情報提供や事前の広報活動の充実を図り、受援体制についての検討を進めます。

No.	施策の展開	下水道整備の促進
③	成果 接続意向の高い地域での整備を進め、普及率の向上に努めるとともに、下水道への接続を促進する目的で啓発文書の発送を行った。また、収支均衡を目的として令和2年度に料金改定を実施し、適正な事業運営に努めました。	課題 事業の早期完了といった方針転換を余儀なくされるなか、更なる事業の効率化が求められる。
	次年度および中長期的な今後の方針	集合処理と個別処理の役割分担の最適化を図ることで、下水道処理区域の見直しを行う。また、既整備区域における公共下水道接続への啓発活動の充実に努めます。

No.	施策の展開	汚水処理施設・汚水処理サービスの適切な維持管理
④	成果 サービスレベルを維持するためストックマネジメント計画を作成し、施設の適切な維持管理に努めた。	課題 引き続き、効率的な施設の維持管理を行う必要がある。
	次年度および中長期的な今後の方針	安定的なサービスを提供できるよう施設の老朽化について計画的な点検調査・改築更新を実施することでリスクの軽減と費用の削減や平準化を図っていく。

No.	施策の展開	農業集落排水の普及促進
⑤	成果 施設の適切な維持管理を行うとともに、将来の事業運営を見据え、公共下水道への統合検討に着手しました。	課題 利用者の減少や施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増加が懸念されるなか、令和6年度には公営企業会計への移行が義務付けられている。
	次年度および中長期的な今後の方針	持続可能な事業運営が成り立つよう、広域化・共同化の観点から農業集落排水の公共下水道への統合を検討し計画的に進める。

#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

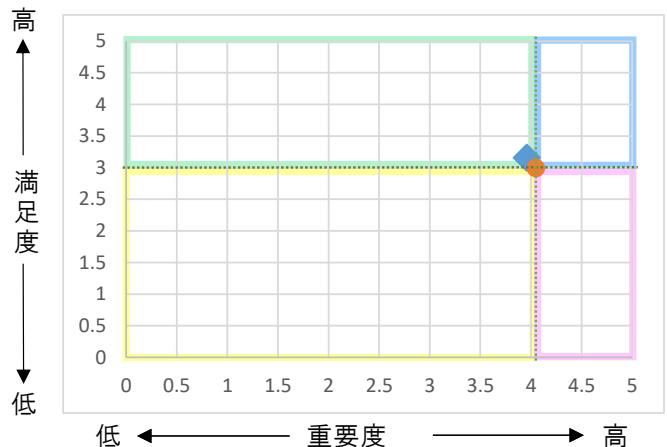
総合評価	集合処理と個別処理の最適な役割分担を図り、将来にわたり快適で持続可能な汚水処理事業として展開していく。
A	

# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

		施策No.	16
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	15豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり		
施策項目	1自然環境		
10年後の姿	市民の自然環境に対する理解や関心が深まり、協働による保全がなされることで、自然のもつ多面的機能がいかされた豊かな暮らしを実現できます。		

市民満足度調査結果



評価者	水道環境部長	主担当課	生活環境課
関係課	学校教育課		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.16	7/37	2.99
重要度	3.96	23/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>自然保護団体等との連携強化やボランティアの育成などの市民協働の取り組みは、コロナ禍の中、会議やイベントの開催が著しく制限され、例年行ってきた伊都・橋本地球温暖化対策協議会との意見交換会も実施できず、社協主催のボランティア体験フェアが中止となるなど、様々な取り組みが停滞した1年でした。</p> <p>今後は、コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、協働の取り組みを再開していきたいと思います。</p>	<p>わたしたちの暮らしは物質的な豊かさと便利さを手に入れ、生活水準が向上した一方で、人口の都市部への集中、開発や環境汚染、里地里山の管理不足による荒廃、海洋プラスチックごみ、気候変動問題等の形で持続可能性があやうくなっています。</p> <p>県は、地域の特性と創造性を活かし、地域が主体となって自然との触れ合いの場の整備や自然環境の保全及び再生を推進するために、自然環境整備交付金を活用して達成すべき目標と、目標を実現するために必要な事業を取りまとめた「和歌山県自然環境整備計画」を策定しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	自然体験や自然観察会などに参加し、自然環境に関する理解を深めます。	各小学校において、昔の遊びなど世代間交流の機会をつくることや、小動物を飼養することで、自然環境に関する理解を深めています。	継続的な取り組みが必要なため、今後も引き続き授業を行います。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	環境保全奉仕作業実施地区数（全109地区）	地区	目標					80			D
			実績	74	72	65					
2			目標								
			実績								
6			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

目標を達成するには、多くの地区的理解が必要となるため、環境保全活動の啓発を継続することが課題となります。  
(なお、実績の減少は、新型コロナウィルスの影響。)

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	自然への親しみや学びを支援、啓発する
①	成果	学校教育・生涯学習における環境学習などを推進すると共に、環境保全ボランティアの育成など市民協働に取り組みました。
		課題 コロナ禍によるイベントや活動に制限があり、その取り組み方も変容する必要があります。
②	成果	次年度および中長期的な今後の方針 学校教育・生涯学習における環境学習などを推進します。 また、環境保全に関わるボランティアの育成など、市民協働の取り組みを推進します。

No.	施策の展開	動植物の生息・生育環境を保全する
②	成果	自然環境に関する情報を庁内で共有し、体制の強化に努め、河川などの水辺空間の保全に努めると共に外来生物に関する正しい知識の周知に努めました。
		課題 行政側に専門の職員がいないため、現地調査等を市民団体等のボランティアに頼らざるを得ない。
③	成果	次年度および中長期的な今後の方針 自然環境や動植物に関する情報を庁内で共有します。 また、外来生物に関する正しい知識の普及に努めます。

#### No. 施策の展開 自然公園の保全と情報共有

No.	施策の展開	自然公園の保全と情報共有
③	成果	自然公園の保全活動に努めると共に関係者との連携・協力により自然公園等に関する情報共有に努めました。
		課題 自然公園の保全活動に努めると共に関係者との連携・協力により自然公園等に関する情報共有に努めました。
④	成果	次年度および中長期的な今後の方針

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	今後も各取組みを強化・継続していく。
C	

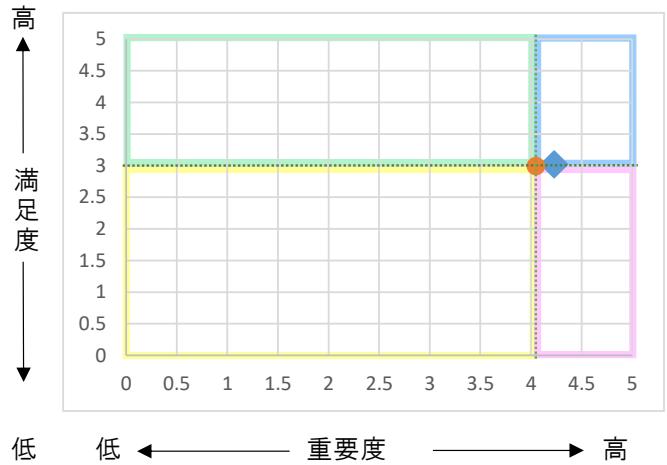
## 令和3年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

## 1. <施策の概要>

施策No. 17

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	15豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり
施策項目	2循環型社会
10年後の姿	循環型社会構築のため、市民一人一人の、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みが進み、「資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。」を目標に、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりが進んでいます。



評価者	水道環境部長	主担当課	生活環境課
関係課	環境美化センター		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.02	20/37	2.99
重要度	4.23	11/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>区・自治会や衛生自治会等との連携強化などの市民協働の取り組みは、コロナ禍の中、会議やイベントの開催が著しく制限され、例年行ってきた陶磁器リサイクル市もほとんど実施できず、衛生自治会大会が中止となるなど、様々な取り組みが停滞した1年でした。</p> <p>今後は、コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、協働の取り組みを再開していきたいと思います。</p>	<p>国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）で、産業革命前からの気温上昇幅を1.5°Cに抑える目標に向かって世界が努力することが令和3年11月、正式に合意されました。</p> <p>政府は令和2年10月、「2050年カーボニュートラル」を宣言しました。また、令和12年度の温室効果ガス排出削減について平成25（2013）年度比46%減という新たな目標を掲げました。「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月）では、2030年度のエネルギー構成比について再生可能エネルギー36～38%（従来計画では22～24%）、原子力20～22%、水素・アンモニア1%、火力41%（同56%）としました。</p> <p>県は「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」（令和2年4月施行）に基づいて「わかやまごみゼロ活動」などを展開しています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	橋本市衛生自治会と連携し、ごみの減量などに取り組みます。	区・自治会並びに衛生自治会との連携により、生ごみ堆肥化減量化の取り組みが進み、令和4年度より可燃ごみの夏季臨時収集もなくなり、週1回収集の実施となります。	循環型社会構築のため、市民一人ひとりの排出されるごみを抑制するため、資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らすことを目標に取り組みを進めます。

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

コロナ禍による巣ごもり需要などもあり、ごみの平均排出量は目標値を上回っています。

引き続き、目標値達成に向けた市民及び事業者へのごみ減量化への啓発等が必要です。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進	
①	成果	生ごみ堆肥化・減量化を進め、持続可能な循環型しゃかいの形成を推進すると共に陶磁器リサイクル交換会の普及に努め、最終処分場の延命を図りました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	生ごみ堆肥化・減量化を引き続きすすめ、焼却ごみを減らし、リユース・リサイクル等を増やすことで、持続可能な循環型社会の形成を推進します。	

No.	施策の展開	効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行	
②	成果	非効率な収集形態を見直すと共に可燃ごみ収集の全市週1回化をめざし、分別した資源ごみなどの排出品目・場所を増やして、資源化推進に努めました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	非効率な収集形態を見直すとともに効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。	

No.	施策の展開	区・自治会、衛生自治会等との連携	
③	成果	ステーション収集体制を維持すると共に、区・自治会が行うごみステーションの維持管理を支援しました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	ステーションの収集体制を維持すると共にごみ出し困難者への支援等の体制づくりに努めます。	

No.	施策の展開	事業系ごみの減量化・資源化促進	
④	成果	事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めました。また、事業系ごみ指定袋導入の検討を行いました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行います。	

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

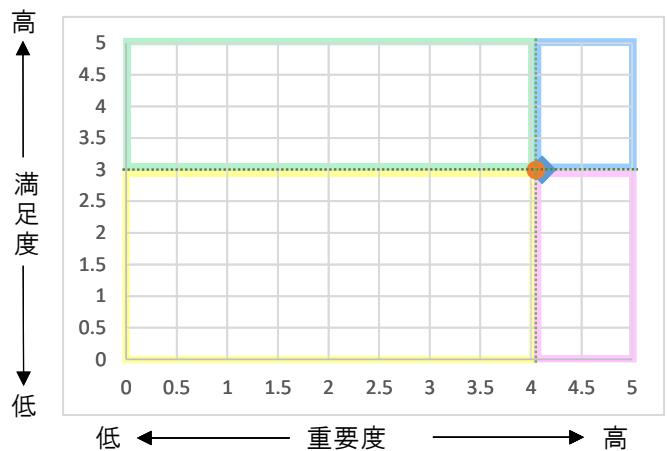
総合評価	今後も各取組みを強化・継続していく。
C	

# 令和 3 年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

施策No. 18

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	15豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり
施策項目	3環境衛生
10年後の姿	環境に配慮する意識が地域で醸成され、良好な生活環境が保全されています。 合併浄化槽の適正管理がなされ、単独浄化槽の合併浄化槽や下水道への切り替えが進んでおり、市民の理解のもとで適正な生活排水処理による環境への負荷低減が図られています。 愛護動物の適正な管理が地域でなされており、生



## 2. <施策の現状分析>

Ⅱ. <施策の現状分析>		
施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>環境に配慮する意識が高まり良好な生活環境が保全されつつあるが、その一方でいまだ河川や山林等への不法投棄が後を絶たない。</p> <p>また、橋本保健所に持ち込まれる野良猫の数も以前より減少傾向にあるものの、市内各地での野良猫に対する苦情は継続して寄せられている。（注：なお、本項の目標に設定している「橋本保健所への猫の持込数」については、橋本保健所での集計方法の変更（管内市町ごとの集計の取りやめ）により、伊都・橋本管内の全数となつたため、長計制定時の値との継続性は失われています。）</p>	<p>汚水処理施設には、下水道や農業集落排水施設等の管渠により汚水を集め処理する集合処理方式と、各戸に合併処理浄化槽を設置し汚水を処理する個別処理があり、これらの汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進める必要があります。</p> <p>全国各都道府県の汚水処理人口普及率で、和歌山県は全国ワースト2となっています。平成29年3月に、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、和歌山県全県域汚水適正処理構想を見直しました。令和8年度末汚水処理人口普及率目標80%の達成に向け、市町村との連携を深め、効率的・効果的な汚水処理施設の整備を推進します。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	県、和歌山県水質保全センター、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者と連携し、浄化槽の適正管理について啓発を進めます。	No. 1 関係業者と連携しながら浄化槽管理台帳の整理や、浄化槽の維持管理を怠っている浄化槽管理者に対しての助言・啓発等に取り組んだ。 No2 (公財) どうぶつ基金の協力を得て、市内のボランティア団体である「和歌にやんす」との協働作業によりTNR活動に取組んだ。	これらの取組みを強化・継続していく。
2	動物愛護に関する各ボランティア団体のネットワークを拡大し、連携した取り組みを進めます。	No3 市内各地区的区長さん始め、多くの市民と連携しながら不法投棄の防止に努めた。	
3	不法投棄を未然に防ぎ地域の環境を守るため、地域ぐるみで監視を行います。		

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

本市だけでなく、県内では野良猫に対し地域猫活動や保護等を行うボランティア団体等の熱心な取組みにより、殺処分される猫の数は大幅に減少している。しかし、依然として野良猫に餌をあげっぱなしでその他の世話をしない無責任な住民も多いため苦情等は継続しております、今後も根気よく動物愛護活動に取組んでいく必要がある。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進	
①	成果 県、地域住民との連携により、事業活動に伴う生活環境への影響は悪や、事業所に対する指導・啓発を行い、良好な生活環境の保全に努めました。	課題	これまでの取組みを強化・継続していく。
	次年度および中長期的な今後の方針		これまでの取組みを強化・継続していく。

No.	施策の展開	環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）	
②	成果 浄化槽の関係事業者等と連携しながら合併浄化槽の普及啓発及び浄化槽維持管理の啓発指導を進めました。	課題	単独浄化槽の正確な設置基数が把握できていない。
	次年度および中長期的な今後の方針		これまでの広報や郵送等による公共下水道や合併浄化槽への変更を推奨する啓発から、ロック単位での個別訪問等による啓発強化を図るとともに、浄化槽台帳の整備に努める。

No.	施策の展開	人と動物の共生社会づくり	
③	成果 地域の生活環境保全と猫の殺処分数の削減を図るため、県や市民団体などと連携しながら、啓発活動を推進し、人と動物が共生できる地域づくりに努めました。	課題	これまでの取組みを強化・継続していく。
	次年度および中長期的な今後の方針		これまでの取組みを強化・継続していく。

No.	施策の展開	廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止	
④	成果 年々増加傾向にある不法投棄を環境監視員によるパトロール強化等により、生活環境の保全に努めました。	課題	これまでの取組みを強化・継続していく。
	次年度および中長期的な今後の方針		これまでの取組みを強化・継続していく。

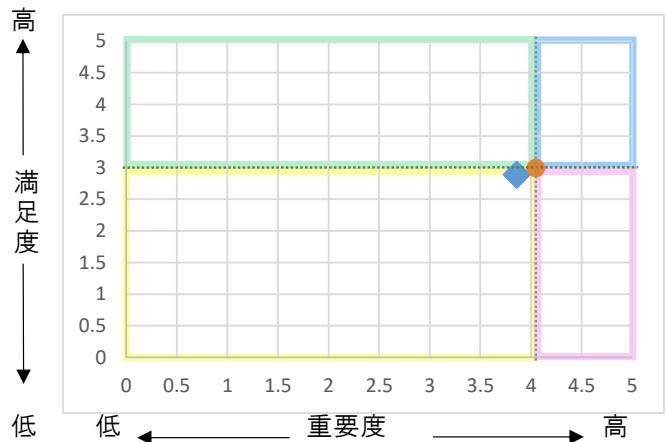
#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	今後も各取組みを強化・継続していく。
C	

## 令和3年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	19
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり		
施策項目	住宅環境		
10年後の姿	地域コミュニティの維持に向けて、無秩序な市街地の拡散を抑制し、安全・安心で快適な住宅環境のために耐震化率の向上や特定空家等が減少しているとともに、事業者などと連携して良好な住宅づくりがなされています。また、市営住宅においては、効率的かつ円滑な更新を行いつつ、計画的な長寿命化を図り、安定した住居が確保されています。		



評価者	建設部長	主担当課	建築住宅課
関係課	まちづくり課		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.89	27/37	2.99
重要度	3.86	28/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>【空家問題対策】「橋本市空家等対策計画(平成28年4月)」に基づき、空家の現地調査や所有者調査を随時実施しており、改善が必要な空家については、空家所有者に対し問題解決に向けた文書を送付するなど、積極的に助言等を行っている。しかし高齢化の進展に伴う空家の増加は全国的にみても問題となってきており、これからは「新たな空家を発生させない」ための取り組みが重要となっている。</p> <p>【大規模地震対策】南海トラフ地震の発生が予想される中、耐震化率の向上が極めて重要であるが、現状は目標値に対して僅かに達成できていない。市民に対してその重要性等を広く周知すべく市内全地区を対象に個別訪問を実施しているが、近年の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため個別訪問が困難となっているなどの課題がある。</p> <p>【市営住宅の長寿命化対策】橋本市営住宅長寿命化計画に基づき、管理継続を決定している市営住宅について、順次長寿命化工事を実施している。また、空住戸については、平成30年度から令和2年度間で計41戸分の募集を行うなど、安定した住宅の供給に努めているが、募集戸数に比べて入居戸数が少ないことが課題となっている。</p>	<p>地域コミュニティの維持に向けて、無秩序な市街地の拡散を抑制し、安全・安心で快適な住宅環境のために耐震化率の向上や特定空家等が減少しているとともに、事業者などと連携して良好な住宅づくりがなされています。また、市営住宅においては、効率的かつ円滑な更新を行いつつ、計画的な長寿命化を図り、安定した住居が確保されています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	市民等は、住宅状況の認識と耐震改修の必要性の意識を高めるよう努めます。	1. 耐震化促進のために実施する市内全地区を対象とした戸別訪問の効果もあり、市民の意識は高まっているとは思われる。 2. 空家問題は全国的にも大きな問題となっており、市民の関心も高い。空家の近隣住民からの相談や、区長等から区内の空家に関する情報提供も増加している。 また令和2年度からは、空家の利活用を促進することを目的として、橋本市独自の空家バンク制度を創設。19件の物件登録があるなど、市民の空家問題への解決意識は高まっていると思われる。	1. 個別訪問による啓発活動は耐震改修の必要性について理解を深めるための有効な手段となる。今後、戸別訪問ができるない地区に対し迅速に周知を図る。 2. 空家の適切な管理や利活用を促進するため、引き続き空家セミナーや相談会を開催するとともに空家バンク制度の活用を推進する。更に空家を発生させないことが極めて重要なことから、空家発生予防プロジェクトを発足し、地域として空家の発生抑制に取り組む意識を形成する。
2	市民等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等に関する情報について、積極的に市に提供するよう努め、空家等の所有者が、空家等の適切な管理又は利活用するよう努めます。		
3			
4			
5			

#### 4-1. <目標の設定>

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

平成30年度から令和2年度の間で52件の耐震化が完了し、令和2年度時点で耐震化率が80%に向かっているが、中間目標値である95%の耐震化率を達成するには、毎年6.25%の耐震化率の向上が必要であることから、やや物足りない数値となっている。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、耐震化の促進に向けて実施している個別訪問を自粛せざるを得なかつたことも影響していると思われ、今後は、訪問を完了していない地区への迅速な対応が課題となっている。

特定空家等の改善については、中間目標値である改善件数60件を達成するには、1年あたり最低15件の改善が必要となるが、特定空家所有者に対し助言・指導等を滞りなく実施していることや、新たに橋本市独自の空家バンク制度を構築するなど、空家の利活用の促進に努めていることもあり、令和2年度時点で48件の改善実績があり、目標達成に向けて順調な進捗状況である。今後は問題解決に向けて助言・指導を行っているにも関わらず放置されている特定空家対策が課題となる。

## 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	良好な住宅地・住宅の供給促進	
①	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法やまちづくり条例を活用し、地域と調和した建築物となるよう指導するとともに、安全安心な宅地の供給となるよう民間事業者に対し指導を行った。</li> <li>平成30年度から令和2年度の間で5団地74戸の市営住宅長寿命化工事を完了。</li> </ul>	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続した取組が必要なので、継続して取組を行い良好な住宅地・住宅の供給を促進していく。</li> <li>管理継続を決定している市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき予防的保全管理を進める。令和3年度2団地14戸、令和4年度2団地11戸、令和5年度で2団地10戸の合計4団地35戸分の屋外改修工事を実施する計画。</li> </ul>	

No.	施策の展開	良好な住環境の保全と創造	
②	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度から令和2年度の間で耐震診断135件・木造耐震補強設計審査34件・木造耐震改修工事1件・耐震補強設計と工事の総合的支援51件について補助金を交付。</li> <li>耐震化促進の更なる充実を図るために、平成30年度に「耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施に対する補助金」制度を導入。</li> <li>住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組みとして戸別訪問を実施したほか、ダイレクトメールによる啓発などを実</li> </ul>	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度ごとに「橋本市耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、「橋本市耐震改修促進計画」に定めた目標の達成を目指す。</li> <li>耐震診断、耐震設計審査及び耐震補強設計と工事の総合的支援の確実な実施を推進する。</li> <li>引き続き耐震化に関する啓発のため戸別訪問による啓発を進める。令和3年度から令和5年度で9地区を対象に実施する計画。</li> </ul>	

No.	施策の展開	空家等の再生等有効活用の推進	
③	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度から令和2年度の間で47件の特定空家の所有者に対して助言文書等を送付。平成30年度以前から問題となっている特定空家も含めて48件に除却や修繕等の改善があった。</li> <li>平成27年度より毎年「橋本市空家等対策推進セミナー」及び「空家相談会」を開催。令和2年度からは空家の利活用を促進することを目的として、橋本市独自の空家バンク制度を構築。計19件の物件登録を行ったところ11件の契約（賃貸3件、売却8件）につながった。</li> </ul>	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣に悪影響を及ぼす特定空家の所有者に対し、適切な管理が行われるよう助言・指導を行う。</li> <li>新たな空家を発生させないための取り組みとして「空家発生予防プロジェクト」を発足する。当面の取り組みとしてモデル地区を選定し、出前講座の開催などを通じて市民の意識向上につなげる。</li> </ul>	

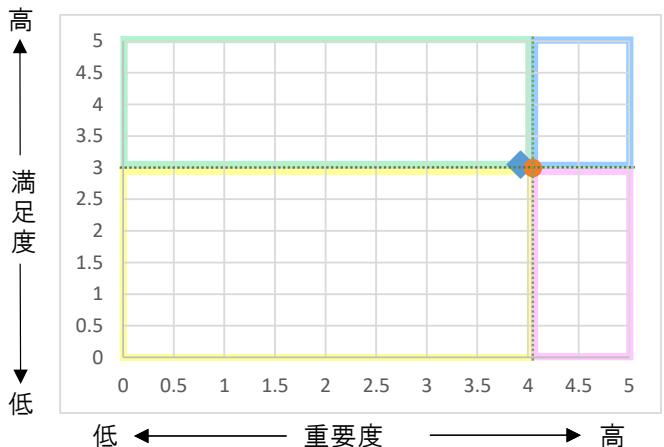
## 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	良好な住宅地・住宅の供給促進について、現在市営住宅の長寿命化工事は計画通り進捗しており、空住戸についても年間約14戸の新規入居者募集を行っていることから、良好な住宅を安定して供給出来ている。後期計画に向けても同様に長寿命化工事及び、新規入居者募集を実施していく。
B	<p>良好な住環境の保全と創造については、令和2年度時点において耐震化率の上昇は見られるが、その伸び率は緩やかで、中間目標値の達成に向けて、更に耐震改修の必要性の意識の向上を図る必要がある。後期計画に向けても引き続き個別訪問をメインに、耐震化の重要性や補助金交付制度の説明等を行い、1件でも多く耐震化が行われるよう努める。</p> <p>空家等の再生等有効活用の推進については、周辺の生活環境に悪影響を与える特定空家の所有者に対し改善に向けた助言文書の送付や、電話及び、臨戸訪問による指導を実施している。また、毎年空家セミナー相談会を開催するなど相談体制の強化に努めているだけでなく、令和2年度からは空家の利活用の促進を目的として橋本市独自の空家バンク制度を設けており、現在様々な空家物件の情報を掲載し利活用希望者を募っている。こうした取組については、後期計画に向けても引き続き実施していくが、新たな取り組みとして、空家発生予防プロジェクトを発足し、地域と連携をとりながら、空家の発生を事前に防ぐことの重要性や、本市における空家対策の取り組みについて、出前講座等を活用して地域住民に周知し、1件でも多くの空家問題が解決されるよう努める。</p>

## 令和3年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	20
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり		
施策項目	公園・緑地		
10年後の姿	公園・緑地が、地域の実情に応じて適切に維持管理されており、誰もが安心して利用できる状態となっています。		



評価者	建設部長	主担当課	まちづくり課
関係課	都市整備課		

重要度			
	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.05	16/37	2.99
重要度	3.93	25/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>安全・安心して公園・緑地を利用できるよう施設については、平成22年に策定した公園施設長寿命化計画を見直し、計画的な修繕、更新、バリアフリー化の検討が必要である。遊具については日常点検（年6回）を行っているが、老朽化が進んでいる中、国の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、専門技術者の点検が必要である。また、本市の都市公園面積は16m<sup>2</sup>となっており国で定めている1人当たりの都市公園面積10m<sup>2</sup>を超えており、利用状況も踏まえ廃止や利用方法の検討も今後必要である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、在宅勤務・テレワークの急速な進展、自宅での活動時間の増加とともに、公園などの屋外空間は、過密を避けながら様々な活動を行うことができる場として利用ニーズが高まりました。</p> <p>県内では、国立公園2か所、国定公園2か所、県立自然公園10か所の合計14か所が自然公園が指定されているほか、紀三井寺公園や和歌公園などの県営都市公園があります。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	公園緑地の維持管理について、利用する市民が維持管理について一定の役割を担う「アダプト制度」等の導入に向けた検討を行います。	アダプト制度については、H31.4.1から施行している。出前講座や庁内掲示、HP掲載で啓発している。現在、7団体が公園・緑地内の清掃、草刈り活動等を行っている。	身の回りの公園に対して愛着心を持ってもらうこと、環境問題への関心を深めてもらうことを目的とし今後も企業や市民にPRを行い、市民、企業、行政の協働による美化意識を推進する。
2			
3			
4			
5			

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	アダプト制度による公園緑地の維持管理参加団体数	件	目標					10			B
			実績	0	5	1	1				
2	「公園・緑地」施策の市民満足度	%	目標					50			C
			実績	14	14	20	28				
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

新たな広場を整備することで地域の活性化が期待できる。

公園施設の老朽化が進行する中で、適正な維持管理が今後の課題である。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	公園緑地の整備の充実	
①	成果	公園緑地の維持管理について、利用する市民が維持管理について一定の役割を担う「アダプト制度」等の導入に向けた検討を行います。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	●公園施設の老朽化に伴い適正な維持管理、計画的な修繕、更新、利用状況も踏まえ廃止や利用方法の検討も今後必要である。また、施設の利便性を高め、イベント等を官民連携で行い地域の活性化を図る必要がある。 ●予算部局と継続して協議を重ね予算の確保を行い、誰もが安心して利用できる公園とする。 ●アダプト登録団体を増やし、アダプト制度等のボランティア活動により水辺、公園、緑地の清掃活動を促進していく。	

No.	施策の展開	水と緑のネットワークの整備	
②	成果	●市民との協働による田原川の清掃活動を継続実施したことで、良好な自然環境が維持形成され、ホタルが復活し市民の憩いの場として活用されている。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	●広報やイベントなど緑に関する情報提供により、市民の緑化意識の高揚を図り水辺、公園、緑地のネットワークを形成・維持する。	

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	市民、企業、行政の協働による都市緑化活動の推進。
C	

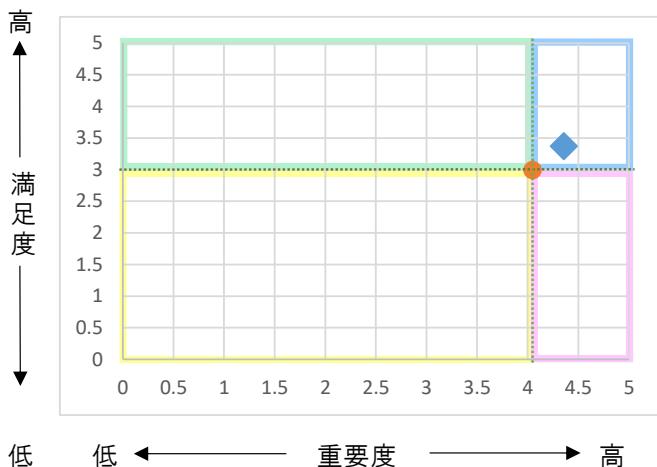
# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

施策No. 21

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり
施策項目	健康・医療
10年後の姿	健康寿命の延伸と、生活の質の向上のため、市民一人ひとりが健康管理・予防の重要性を学び実践することで、市民・地域・行政が一体となった「健康なまちづくり」が進んでいます。 市民病院では、公的病院として他の医療機関との機能分化と密接な連携を図り、急性期医療を中心に救急医療を充実させ、市民が安心して医療を受けられる体制が構築されています。

市民満足度調査結果



評価者	健康福祉部長	主担当課	いきいき健康課
関係課	子育て世代包括支援センター	福祉課	

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.37	1/37	2.99
重要度	4.36	3/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>市民一人一人が健康の維持・増進に積極的に取り組むため、ライフステージに着目しながら生涯にわたって必要な知識や情報の普及・啓発活動を行っています。特に運動、食生活、喫煙、こころの健康、健診・検診、口腔衛生等に関して、講習会の開催や市報・保健福祉センター1階ロビーにおいて展示や掲示による情報発信を行っています。</p> <p>生活習慣病の早期発見・早期治療に向けて身体及び口腔ケアのための各種健診の実施やがん精度管理の充実に向けて取り組むとともに集団健診については、市民への周知方法の工夫や受診しやすい日程を考慮した土日開催等により、受診率向上に努めています。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の必要性について周知を図るとともに3師会を含む関係機関と連携し健康づくりの気運を高め、市民の健康維持、増進に努めています。</p>	<p>国は「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」で、健康寿命の延伸と健康格差の縮小や主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防など5つの方向性に基づく53の目標項目を設定しています。計画期間は当初予定より1年延長して令和5（2023）年度末までとなっています。</p> <p>和歌山県の平均寿命、健康寿命は全国の低位にあり、がんや心疾患などの死亡率も高く、高齢化が全国に先んじて進行しています。県は平成30（2018）年3月に「第三次和歌山県健康増進計画中間見直し」をまとめ、「運動」「食生活」「喫煙対策」などの取組をさらに強化するため、健康長寿わかやま県民運動を推進しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	伊都医師会・伊都歯科医師会・伊都薬剤師会は連携を図ることで市民の健康づくりに寄与します。	高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一括的に提供できる体制を構築しています。 市民公開講座を開催し、市民の健康増進に努めています。 医科の保健医療機関と歯科の保健医療機関の間で診療情報を共有し、質の高い診療が効率的に実施できるよう連携を図っています。	健康教育・健康相談等あらゆる機会を捉え、かかりつけ医の推奨や適正受診についての啓発、普及を進めます。3師会の協力を得ながら、市民向けの健康教室を開催し、市民の健康づくりの意識を向上を図ります。 各種検診率を向上させ、疾病の早期発見早期治療につなげ疾病的重症化を防ぐよう努めます。

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	運動習慣者の割合	%	目標	21	22	23	24	25			D
			実績	アンケート未実施	アンケート未実施	アンケート未実施	アンケート未実施				
2	特定健康診査受診率	%	目標	36	38	40	42	45			D
			実績	38.3	39	31.3					
3			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

コロナ禍のなか、外出を控え、検診や医療受診を控える方が増加していることから受診率の低下が顕著になっています。引き続き特定健診や各種検診等の受診勧奨を行いコロナ禍前の検診率の水準に戻します。検診事業を通じて疾病の早期発見・早期治療と合わせて健康教育を実施し、生涯にわたり健康で生きがいのある社会生活を送れるよう推進します。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	健康づくりの支援体制の充実	
①	成果	健康づくりを効果的に推進するため健康推進員の養成や生活習慣の改善の推進（運動・栄養食生活・休養こころの健康、健診・検診、たばこ、飲酒、口腔ケア）に努めライフステージに着目し、特性や必要性、健康課題等に応じた働きかけを行い、生涯を通じた健康づくりを推進しています。健康づくりについての広報掲載や、商工会・商工会議所・JA等と連携し会員への検診の推進に努め健康管理につなぐことができた。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	高齢化率の上昇に伴う医療や介護を必要とする人が増加するため、中年層から高齢期にかけてさらに健康保持増進に努めるような指導の機会を増やし、健康寿命の延伸に努めます。また、後期高齢者のフレイル予防の取組を新規で実施し、要介護状態に至る可能性の低減に努めます。	
②	成果	特定健診・がん検診など受診環境の充実を図り、受診しやすい体制を整備するため、ポスターなどのぼり等で啓発し、集団健診実施日を平日だけでなく、休日も設定し受診者増加に努めています。未受診者には、AIを使った受診勧奨通知や電話架電による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めた。また、がん検診受診者のうち精密検査の必要な方への受診勧奨を図り、がんの精密検査受診率向上に努めています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	生活習慣病の中でも、とりわけ高血圧、糖尿病、脂質異常症を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着、たばこ対策等に重点を置いた取組を推進するとともに、重症化予防について関係機関と連携を取りながら対策を講じます。がん検診、特定健診については受診勧奨と併せて、事後の指導の充実をはかり生活習慣病予防やがんの早期発見及び体制整備を行ないます。	
③	成果	高額な費用負担が発生する不妊治療、未熟児養育医療及び自立支援医療の治療費について助成することで、妊娠出産を望む家庭や子育て世代の経済的負担の軽減を図っています。また、子どもの健康を守るために予防接種について、医療機関や他市町村とも連携し、スムーズな接種に繋がるように努めています。さらに、母子保健事業における健康づくりは、すべてのライフステージの土台を作る大切な時期を担うことから、歯科および栄養分野の健康教室を、学校と連携し学童期にまで広げて実施しています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	令和4年度より、不妊治療は保険適用となる見込みのため、これまでより治療を受けやすくなると期待しています。予防接種について、分かりやすい情報発信を引き続き実施していくとともに、医療機関との連携をさらに深め、接種漏れがないように管理及び確認を徹底して行きます。	
④	成果	入退院支援室を設置し、病床の効率的な運用を図るとともに、患者の入院から退院まで円滑に安心して医療を受けられるよう、1人ひとりの状況を身体的、社会的、精神的背景からしっかりと把握し、入院中の一貫した支援を管理している。「大リーガー医育成プロジェクト」により5名の医師が入職し、留学又は留学する権利を取得している。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	和歌山県立医科大学への医師派遣の依頼を引き続き行うとともに、診療科目の偏在により、医師の確保が困難な診療科目においては、「臨床研究支援プログラム」「大リーガー医育成プロジェクト」を積極的にPRするなど、医師の確保に努めています。専門・認定看護師の育成を引き続き実施し、質の高い看護ケアの提供を行っていきます。地域医療連携室を中心に、地元医師会や医療・介護の関連機関と密に、顔の見える関係づくり、信頼と安心できる医療の充実に努めています。	
⑤	成果	救急医常勤1名を中心として救急医療体制を整備している。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	地域の二次救急を担う病院として、安心・安全の医療を提供していくために、救急医の増員に努め、救急医療体制の充実を図っていきます。	

#### 5. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	いきいきとした生活を送るために健康な心や体はその基盤となるものです。人生100年時代においては、生涯にわたり心身の向上と健康増進を意識して健康寿命を延伸していくことが大切です。幼少期から高齢期にわたりあらゆる機会を捉え、年齢に応じた健康教室を開催し、健康への意識付けを推進していきます。 限られた医療資源を有効に活用し、医療を効果的に提供するため、病院同士の連携及び病院と診療所の連携を強化し、切れ目なく医療を提供できるよう推進します。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、重症患者等の病床確保をはじめ、地域の医療提供体制を確保するよう努めます。		
C			

## 令和 3 年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

## 施策No.

---

22

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり
施策項目	社会保障
10年後の姿	全ての市民が安心して健康的な生活を送れるよう、それぞれの社会保障制度が市民の正しい理解のもとで、適正に運用されています。また、生活困窮者への安定した雇用の場の確保と就労支援が行き届いています。



### 2. <旗筆の現状分析>

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.05	16/37	2.99
重要度	4.28	6/37	4.05

<施策の現状分析>	
	<h3>現状と課題</h3> <p>国民健康保険制度については、制度改革により平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が和歌山県に移行し県が財政責任を負うこととなり、令和9年度の県下統一保険料(税)導入に向け、激変緩和措置を導入しながら取り組みを進めています。また、後期高齢者医療制度については、令和4年度から団塊の世代が75歳以上になり始め、令和7年度には団塊の世代すべてが後期高齢者になるため、給付と負担のバランスなど、全世代で社会保障制度を支えていくための制度改革に対して、しっかりと周知する必要があります。</p> <p>介護保険制度については、現在の本市の高齢化率は全国の平均値を上回っており、令和3年9月末現在で33%を超えていています。急速に高齢化が進む中、要介護・要支援認定者や認知症高齢者のさらなる増加、またそれに伴う介護給付費の増加、介護保険料の上昇が見込まれます。介護を必要とする方が適切に介護サービスを利用できるよう、制度やサービスの周知、持続可能な制度運営等に努める必要があります。</p> <p>長期化する新型コロナウイルス感染症の影響については、医療機関の受診控えや特定健診等の保健事業の推進についても影響を受けており、コロナ禍での適切な医療受診や健診受診率をどのように向上させるかが課題となっています。</p> <p>少子高齢化が進む中、社会保障制度については、全世代対応型の持続可能な制度構築が求められており、制度改革に対して市民の理解と協力が必要となります。</p>
施策の概況	

社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況

高齢化の進展により医療給付や介護給付、年金給付などの社会保障費が毎年増加しており、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険制度などの社会保障制度は、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけでなく、子ども、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心をささえていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討が必要なため、令和2年12月「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定され、全ての世代で安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」の構築のための改革が進められています。令和4年から団塊の世代が75歳以上になり始め、令和7年には団塊の世代すべてが後期高齢者になります。国は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方なども含め、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進めています。

長期化するコロナ禍においては、収入が減少し生活に困窮する人に対して、生活福祉資金の特例貸付や再貸付、さらに再貸付の利用が終わった人に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給などの生活支援が行われました。

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	社会保障制度を正しく理解し、必要とするサービスを適正に受けるよう努めます。	介護保険制度の理解を深めるため、出前講座の活用等を行なった。	引き続き、出前講座の活用や団体活動等への行政職員の派遣などを通じて、社会保障制度の正しい理解・適正な運用に努める。
2	行政と連携し社会保障制度の適正な運用に努めます。	行政と連携しながら、社会保障制度の適正な運用に努めた。	

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	「社会保障」施策の市民満足度	%	目標	40	41	43	44	45			C
			実績	12	7	19	26				
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

満足度の実績値は目標値より大きく下回った。年度別の実績値を比較すると、令和元年度は下がったものの、少しずつ上昇しており、広報やホームページによる制度周知等の取り組により、少しずつ理解が進んでいると思われるが、依然として低い数値となっています。

社会保障制度については、少子高齢化や保険財政の安定化等の課題解決及び、人生100年時代の到来を見据えて、「全世代型社会保障改革の方針」に基づき、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築のための制度改正が実施されており、令和4年度後半から導入予定の、後期高齢者医療の一定以上の所得のある方の2割負担等をはじめ、制度改正について市民の理解と協力が必要になります。

## 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	国民健康保険制度の適正な運用	課題
①	成果	広報やホームページにより、国民健康保険制度の周知に取り組んだ。また、R9年度の県下統一保険料(税)の導入に向けてH30により取り組み、R2年度に県の示す標準税率の導入のため資産割を廃止した。それに伴う激変緩和措置として基金を計画的に活用しながら、税率改定を実施した。被保険者の健康維持のための保健事業(特定健診等)については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施に影響があり目標が達成できなかった。	R9年度の県下統一保険料(税)の導入に向け、本市はR6年度に県下統一料金に並ぶ計画で国保税率改定を実施しており、国保加入者への周知と理解が必要。また、収納率の向上とデータヘルス計画に基づく保険事業の推進など、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度していく必要があります。
	次年度および中長期的な今後の方針	国民健康保険制度について、広報やホームページ等により周知・説明に努めるとともに、引き続き医療費の適正化、国保税の適正賦課と収納率の向上による国保財政の健全運営を進める。また、R9年度県下統一保険料(税)の導入に向けて税率改定を実施し、安定的な国保制度運用に努める。被保険者の健康の維持増進のため、データヘルス計画に基づく保険事業を積極的に展開し、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度の運営に取り組みます。	

No.	施策の展開	後期高齢者医療制度の適正な運用	課題
②	成果	広報やホームページにより、後期高齢者医療制度の周知に取り組んだ。また、年齢到達者には、パンフレットやチラシによる制度の案内及び未納を防ぐために口座振替の利用の推進を図った。被保険者の健康増進のため、橋本市後期高齢者医療制度脳ドック健診助成事業を実施した。	R4年度後半より一定以上の所得がある被保険者に対して、窓口負担割合が2割となる制度改革が予定されており、改正に対する周知と理解が必要。また、後期高齢者への保健事業の推進により保険財政の安定化と医療費の適正化により、持続可能な医療保険制度していく必要があります。
	次年度および中長期的な今後の方針	令和4年度から団塊の世代が75歳以上になり始め、令和7年度には団塊の世代すべてが後期高齢者になります。それに伴い全世代対応型の社会保障制度の構築のための改革が検討されており、また、新たな事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を積極的に展開し、後期高齢者の健康の維持増進に繋げ、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度の運営に取り組みます。	

No.	施策の展開	国民年金制度の適正な運用	課題
③	成果	広報やホームページにより、国民年金制度の周知に取り組んだ。資格取得時等における納付督促、口座振替、前納の促進等により納付率が向上した。免除制度の周知により未加入や未納者を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進できた。また、付加年金制度を督促することにより、受給年金額の増加を促進できた。	国民年金制度は、制度への不安などにより、保険料未納者や未加入者の増加などの問題を抱えています。また、年金の加入や免除申請、年金受給者に係る手続きなど、制度に関する情報を市民に詳しく周知する必要がある。
	次年度および中長期的な今後の方針	国民年金制度は、世代を超えて安定的に運営されることが必要であるため、制度への不安が解消できるよう、引き続き国民年金制度に関する情報の周知に努め、未加入や未納を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進します。	

No.	施策の展開	介護保険制度の適正な運用	課題
④	成果	広報やホームページ、事業者への集団指導等を通じ制度やサービスの周知に取り組んだ。認定調査員について、毎年現任研修を受講するとともに、ミーティング等を通じ情報共有等を行なった。第8期介護保険事業計画策定時に市民や事業者に対しアンケート調査を実施し、ニーズ等の把握を行ない計画に反映した。給付費通知の送付やケアプラン点検等、介護給付の適正化に取り組んだ。	周知にあたっては、制度の複雑さから「分かりにくい」といったご意見もある。高齢化の進展に伴う認定調査件数の増加に対応するための認定調査員の確保。新型コロナウイルスの影響により、事業所への実地指導が計画通り実施できなかった。
	次年度および中長期的な今後の方針	当初にたてた10年後の目標値の達成に向け、これまで成果のあった取り組みについても次年度以降引き続き取り組むとともに、課題のあった取り組みについては、例えば周知にあっては見せ方・伝え方の工夫の検討、また実地指導にあってはリモートや文書など実施方法の検討など、課題解決に努めていき、成果が挙げられるように取り組みます。	

No.	施策の展開	生活困窮者の自立の促進	課題
⑤	成果	生活保護に至る前の段階での自立支援を図るため、生活困窮者の相談に応じ、原因や問題の整理、住居確保給付金の支給等を行った。	自ら声を出して発信できない人の支援を図っていくことが必要である。
	次年度および中長期的な今後の方針	ハローワークと連携を図りながら、対象者の特性に合わせ就労支援員、自立支援相談員による就労支援を行い生活困窮者の自立を支援します。民生委員児童委員や地域の関係機関等と連携し、自ら声を出して発信できない人の把握、支援に努めます。	

## 5. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

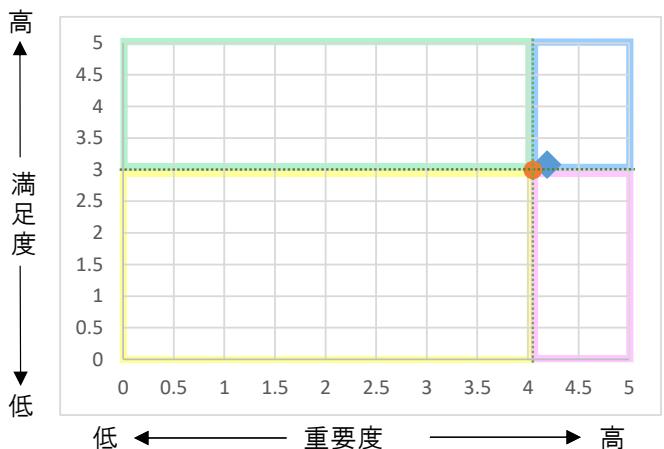
総合評価	人生100年時代の到来を見据えながら、国の「全世代型社会保障改革の方針」に沿った、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方なども含め、医療、介護、年金、少子高齢化対策等を始めとする社会保障全般の安定的な制度運営に取り組みます。
C	

# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

		施策No.	23
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり		
施策項目	地域福祉		
10年後の姿	健やかで安心して暮らせるまちの実現をめざし、すべての市民が健康で生きがいをもちながら、老後や日常の生活に不安のない地域社会が形成されています。		

市民満足度調査結果



評価者	健康福祉部長	主担当課	福祉課
関係課	こども課	いきいき健康課	

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.08	14/37	2.99
重要度	4.19	13/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、特にひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりではなく、育児相談や家事援助等、自立に向けた生活支援を必要としています。</p> <p>子育て家庭が自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員による就労相談や支援等の実施、母子寡婦福祉連合会やハローワークとの連携を図り、相談体制や情報提供の充実を図ってきていますが、今後も様々な視点から、ひとり親家庭の生活の安定を図ることが重要となります。</p> <p>地域福祉の担い手であるボランティアの高齢化、担い手不足が進んでいます。地域における支え合いの体制づくりが必要です。</p>	<p>高齢の親と無職独身や障がいのある50代の子が同居することによる「8050問題」や介護と育児に同時に直面する世帯の「ダブルケア問題」、大人が担うような家事や病気や障がいがある家族の介護を18歳未満の子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー問題」など、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になってきました。</p> <p>令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層の支援体制整備事業の創設などについて規定しています。</p> <p>「和歌山県地域福祉推進計画改定版」（令和2～6年度）では、地域共生社会の実現を目指し、多様化・複雑化する地域の生活課題に対応するための市町村における包括的な支援体制の構築推進についてまとめています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	社会福祉協議会、地域の各種団体等は、連携に努めます。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、社会福祉協議会、地域の各種団体等は連携に努め、民生委員児童委員は各種福祉活動組織と共に地域住民の見守り活動に取り組んでいます。	引き続き、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、社会福祉協議会、地域の各種団体等は連携に努め、民生委員児童委員は各種福祉活動組織との連携に努めます。
2	民生委員児童委員は、各種福祉活動組織との連携に努めます。		
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	民生委員児童委員数	人	目標	158	158	158	158	158			A
			実績	158	160	160	160				
2			目標								
			実績								
3			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

民生委員児童委員は、市民と行政とのパイプ役として社会福祉に関する相談や支援活動など、地域に密着した活動を行っています。高齢者の就労者が増えており、民生委員児童委員のなり手不足が課題となっています。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	地域における支え合いの仕組みづくり	
①	成果	母子・父子自立支援員による就労のための支援を行い、母子寡婦福祉連合会やハローワークとの連携のもと、ひとり親家庭の経済的安定と自立を促進しました。 高齢者・障がい者・子育て世帯の見守り等地域に根差した活動を行う民生委員児童委員と連携し、安全に安心して生活できる地域づくりに取り組みました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	母子寡婦福祉連合会やハローワークと連携を図りながら、育児相談や就労支援等により、自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、支援の充実に努めます。 何らかの支援を必要としている高齢者・障がい者・ひとり親家庭等が安心して生活できるよう、地域における支え合いのネットワークづくりに努めます。	

No.	施策の展開	地域福祉の担い手の育成	
②	成果	地域福祉に関する功労者表彰を行い、今後の地域福祉活動の一層の推進を図りました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	地域住民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じて、地域福祉に対する理解や関心を高めます。	

No.	施策の展開	地域福祉団体・NPO等への支援と連携の強化	
③	成果	社会福祉協議会と連携し、地域福祉に取り組む各種団体への支援を行い、民生委員児童委員の相談体制などの充実に取り組みました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	市民・地域福祉団体・行政等が一体となって、地域の課題を認識・共有しながら地域の課題解決に向けた取組みが求められています。	

No.	施策の展開	権利の擁護と制度の周知	
④	成果	民生委員児童委員やケアマネージャーに対し、公証役場や法務局の専門職による研修会を実施し、制度の正しい理解と周知を図りました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	「第3次橋本市地域福祉計画」（令和4~8年度）と一体的に「橋本市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、先ずは成年後見制度についての正しい理解と利用するメリットを分かりやすく周知し、利用促進に取り組みます。支援の必要な人が早期に適切な制度利用につながるよう中核機関の設置に向けて取り組みます。	

#### 5. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

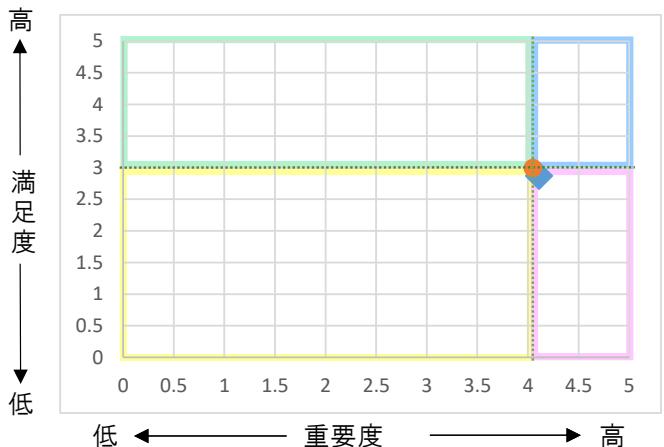
総合評価	現状で効果が見られるが、これからも地域住民が役割を持ち、住民同士が支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、重層的な支援体制の整備を進めていく必要があります。
C	行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携し、適切に協働することが必要です。さらなる取組みの充実に努めます。

# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

		施策No.	24
基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり		
施策項目	高齢者福祉		
10年後の姿	いきいきといつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を構築し、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することで、健康寿命が延び、認知症や介護が必要な状況になっても安心して生活することができる状態となっています。		

市民満足度調査結果



評価者	健康福祉部長	主担当課	いきいき健康課
関係課	介護保険課		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.87	28/37	2.99
重要度	4.11	17/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>本市において平成29年には30.9%であった高齢化率が令和3年3月末時点では33.4%と進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。このようななか、本市では高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一貫的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。今後は、上記取組を一層深化・推進するとともに、いわゆる「2025年問題」や「2040年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化および地域での支援を支える人材の確保等にも積極的に取り組む必要があります。</p>	<p>令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になつても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しています。</p> <p>「わかやま長寿プラン2021」（令和3～5年度）では、2040年には県民の5人に2人が高齢者になると想定されることを踏まえ、「住み慣れた地域でみんなが支え合う社会づくり」、「生きがいを持ち、健康で自立した生活を送れる社会づくり（80歳現役社会の実現）」、「安全・安心に暮らせる社会づくり」、「高齢者の尊厳を保持するための環境づくり」、「高齢化に対応した社会環境づくり」の5つの基本方針を掲げています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	地域内で助け合い・支え合いの意識を高めます。	第1層協議体（市全体）において地域の助け合い・支え合いを進めるとともに、生活支援体制整備事業における日常生活圏域ごとに第2層協議体を設立し、さらにきめ細やかな生活支援の取組を進めています。また、介護予防事業として、高齢者の集い・通いの場として地域ふれあいサロン、げんきらり～教室等の体操教室の設立を推進しています。加えて、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就業を通じた生きがいづくりを推進しています。	高齢者の集い・通いの場が設立できていない地域に対し、創設に向け重点的に働きかけます。また、既に整備されている地域に対しては、世代交代に向けての支援を行い、持続可能な仕組みづくりに努めていきます。
2	自らの持つ知識や経験・特技をいかし、地域活動を積極的に行います。		
3	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護予防に努めます。		
4	高齢者の生きがいづくりや居場所づくりを進めます。		
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	認知症サポートー数	人	目標	3,000	3,250	3,500	3,750	4,000			A
			実績	4,680	5,861	6,453					
2	高齢者の運動習慣割合	%	目標	6	6.5	7	7.5	8			B
			実績	6.6	6.2	5.6					
3			目標								
			実績								

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方とその家族に対してできる範囲で手助けする認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組むことができた。コロナ禍の中、外出自粛している方も多く、運動習慣の裾野を広げるとともに、外出参加を促し社会参加に繋げることが必要である。少子高齢化の進展に伴い、地域の繋がりの希薄化、地域の担い手の高齢化、地域コミュニティ機能の低下などの要因により持続可能な社会づくりとそれを担う人材の育成が課題となっている。

## 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	地域における支え合いの仕組みづくり	課題
①	成果	第2層協議体を10圏域中9圏域で設立し、各協議体に生活支援コーディネーターを置き、情報交換や研修、交流を行い、地域の支援体制の強化を図ることができた。生活支援コーディネーター育成は全国規模研修会の参加や市内コーディネータ交流会を開催している。生活支援コーディネーター数は38人となっている。	第2層協議体の10圏域すべてにおいて協議体を設立させ、高齢者の生活課題をアンケート調査などで明らかにし、実態に即した対策やボランティアによるサービスの創設を行い、地域力の向上を講じる必要がある。
	次年度および中長期的な今後の方針	生活課題である移動支援、買い物支援、通いの場づくりを住民主体あるいは、民間企業等と連携し、支援体制の整備を図っていく。さらに、高齢者だけでなく、障がいを抱えているなど、だれでも利用できるような共生社会をめざした生活支援組織になるよう後方支援を継続していく。	

No.	施策の展開	世代間交流の促進	課題
②	成果	老人クラブの事業や区が敬老会として世代間交流を実施する団体に対し補助金を出すことで促進に努めた。	コロナ禍で世代間だけではなく、様々な交流の場を開設することが困難になってきている。そのため例年開かれていた3世代交流等の世代間交流が行われない。
	次年度および中長期的な今後の方針	コロナ禍においても、世代間交流の場を設けようとする団体に対し感染対策や実施方法の検討について相談を受け付ける。引き続き高齢者が、豊かな知識や経験をいかし、地域における子育て支援等の活動に参加することで、高齢者自身が役割を持って取り組むことにより介護予防や生きがいづくりにつなげられる仕組みづくりを進めます。	

No.	施策の展開	高齢者の権利擁護や相談体制の充実	課題
③	成果	高齢者虐待の相談があった場合の速やかな対応及び権利擁護、成年後見人制度の利用の推進等、個々のケースに応じ支援を実施することができた。8050問題、ヤングケアラー、精神疾患家庭の相談も府内での重層的支援体制で実施することができた。	市内の高齢者及び障がい者の権利擁護について地域や関係機関との連携を行う地域連携ネットワークの構築が必要であり、その中核機関の設置が出来ていない。
	次年度および中長期的な今後の方針	中核機関は権利擁護に係る「広報・相談・後見制度利用促進・後見人支援」の役割を持つ必要がある。次年度以降については中核機関を設置し「広報・相談」の業務から始め、体制を整え、その後は残りの2つの役割も担う。	

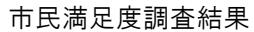
No.	施策の展開	高齢者の生活支援の充実	課題
④	成果	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、認知症高齢者等個人賠償保険事業を開始し、生活支援の充実に努めた。買い物支援の取り組みとして民間企業による移動販売を誘致し、支援につなぐことができた。	更なる高齢者の生活支援の充実を図るため、社会福祉協議会、すべての市民及び各団体と役割を分担し、更なる協働体制の充実が必要となる。
	次年度および中長期的な今後の方針	第2層協議体、社会福祉協議会、民間事業との協働をとおして、高齢者の生活支援の充実に努めます。住民主体の生活支援サービスを充実させ、軽微な困りごとを地域で解消できる仕組みづくりや高齢者世帯への見守り、買い物支援等を充実させ高齢者の生活支援の充実に努めます。	

No.	施策の展開	介護予防等高齢者の健康維持の促進	課題
⑤	成果	「介護予防教室」として、口腔機能向上、ロコモ予防、いきいき百歳体操等の様々なメニューを実施するとともに、薬剤師会、警察、市民病院等の関係機関と連携し高齢者のニーズに沿った教室を実施した。	令和7年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、今まで以上に介護や手助け・支援を必要とする高齢者が増加すると予測されます。年齢が高くなるにつれ要介護認定率は上昇することから、介護予防や健康づくり施策の充実・推進が必要です。
	次年度および中長期的な今後の方針	介護予防事業を各地域で行い、多くの住民が参加することにより、個人的に行うよりも継続性が増し、効果も大きくなります。また地域交流の場として住民同士の繋がりが再構築されたり、お互いの見守りにつながる等、様々な効果があらわれています。今後は、実施していない地域で重点的に取り組むことにより、介護予防事業を市内全域に拡大します。	

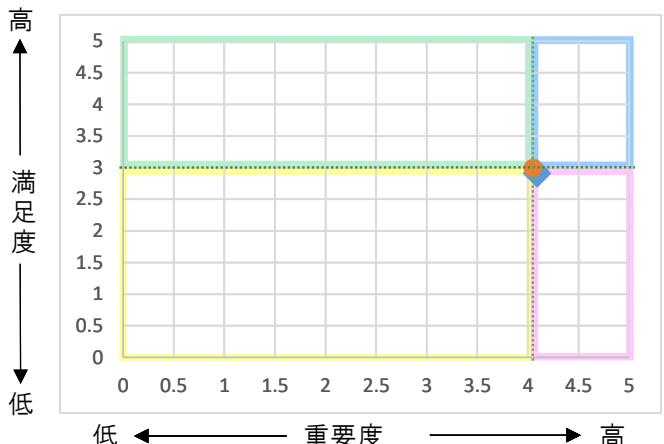
## 5. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	高齢者のニーズや状態に応じたサービスや支え合いが切れ目なく包括的に提供できる体制が重要なため、介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、地域の関係団体のネットワーク化を図り、地域住民の助け合いや関係団体による地域共生社会の実現につなげていきます。また、生活支援体制整備事業における日常生活圏域(10圏域)ごとの地域課題を分析して具体的な解決や支援につながる取組を進めていきます。
B	

## 令和3年度 施策評価表



1. <施策の概要>		施策No.	25
基本目標	【II】安全・安心な暮らしを守り支えるまち		
政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり		
施策項目	障がい者福祉		
10年後の姿	障がいに対する市民の理解が深まり、障がい者の自立とより一層の社会参加が進み、地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会の形成が進んでいます。		



評価者	健康福祉部長	主担当課	福祉課
関係課	子育て包括支援センター		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	2.91	26/37	2.99
重要度	4.09	20/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービスの利用が増え、障がい者の社会参加が進んでいます。</p> <p>令和3年度を始期とする「第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画」を策定し、障がい児者施策を計画的に進めています。</p>	<p>障害者の権利に関する条約の批准や「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」「障害者虐待防止法」など国内法の整備をはじめとする障がい者に関する様々な制度の改正等を通じて、障がい者の地域生活を支える仕組みの構築や障がい福祉サービス等の充実が図られてきました。</p> <p>県は、平成30年4月に令和5年度までの6年間を計画期間とする「紀の国障害者プラン2018」を策定しました。プランを構成する計画のうち「和歌山県障害福祉計画・和歌山県障害児福祉計画」については、令和3年度を始期とする「第6期和歌山県障害福祉計画・第2期和歌山県障害児福祉計画」を策定し、総合的な障がい児者施策を進めています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	障がいや障がいのある人に対する理解を深め、それぞれの立場からの適切な配慮を行います。	「就労継続支援事業」による就労機会の提供や「就労移行支援事業」による一般企業への就労に向けた支援等を推進しました。一般企業への就労が困難な障がいのある人に対して必要な訓練や生活指導を行う就労継続支援事業の利用を促進しました。	障がい者雇用環境の改善を行い、障がい者雇用の促進に努めることで、障がい者の社会参加につなげます。
2	身近な地域での自立、社会参加ができるようにします。		
3	障がいに係るサービスを提供する事業者等は、地域の実情に応じた質の高い福祉サービスの提供に努めます。		
4	事業者は、障がい者雇用環境の改善を行い、障がい者雇用の促進に努めます。		
5	市民・団体・事業者は、地域に不足している障がい福祉サービス等の充実を図ります。		

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	手話奉仕員の養成	人	目標	10	14	18	22	26			A
			実績	15	21	21					
2	障がい者福祉サービスの計画相談支援 (月件数)	件	目標	72	74	76	78	80			A
			実績	79	103	124					
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

平成29年に施行された「橋本市手話言語条例」に伴い、手話奉仕員の養成講座の修了者が毎年増え、障がい者支援への関心が広がっています。ただし、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため養成講座を中止しました。障がい者福祉サービスの計画相談支援件数は毎年増えており、障がい福祉サービスの利用、障がい者の社会参加が進んでいます。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	自立と社会参加の促進
①	成果 相談支援専門員や手話通訳者等を配置し、障がいのある人からの様々な相談に対応できる体制の整備を図りました。 障がいサービスの利用や就労支援により障がい者の社会参加が進んでいます。	課題 障がいのある人が社会の一員として尊重され、自己決定をし、その考えを表明・行動するための支援体制づくりをしていく必要があります。意思表明が困難な場合には、その人の権利が損なわれることのないように権利擁護の推進に取り組む必要があります。
	次年度および中長期的な今後の方針	地域で安心した生活を継続できるよう、障がいのある人が必要とする情報を適切に提供し、自立と社会参加を促します。 関係機関と連携を密にし、地域で必要とする支援の検討を進めていきます。

No.	施策の展開	啓発・交流の促進
②	成果 障がいに関する研修会、講習会を開催し、障がいに関する市民の正しい理解と認識に努めました。ただし、令和2年度はコロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止としました。	課題 障がいのある人に対し、配慮はするが、特別視しない共に生きるノーマライゼーションに向けた取り組みを進める必要があります。
	次年度および中長期的な今後の方針	地域で共に暮らす障がいのある人と障がいのない人の互いの心の隔たりをなくすため、障がいへの正しい理解を深めるための講演会等を通じて、啓発活動を行います。また、障がい者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

No.	施策の展開	地域での支援の充実
③	成果 障がい福祉サービス利用申請時の「サービス利用計画」等の作成やサービス支給決定時の連絡調整を行い、地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるようにサービスの充実を図りました。 橋本・伊都障がい者相談支援センター、橋本・伊都基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人の様々な相談に応じました。 災害時要配慮者登録制度を周知啓発し、障がい者・高齢者の同意に基づき発災時における支援について情報共有を行いました。	課題 相談内容の多岐化に伴い、相談支援専門員だけでは解決が難しい問題が増えており、より一層の他機関との連携が必要です。
	次年度および中長期的な今後の方針	特定相談支援事業者が担う計画相談支援、委託相談支援事業者が担う一般的な相談支援、またこの2つのスーパーバイズの役割を持つ基幹相談センターが担う相談支援の3つの重層的な支援で、地域の体制を整えていきます。 障がい者施設や事業所、民生委員児童委員、地域住民からの連絡・通報など、様々な機関が連携し、地域で課題を抱える障がいのある人の早期発見と状況把握を図ります。

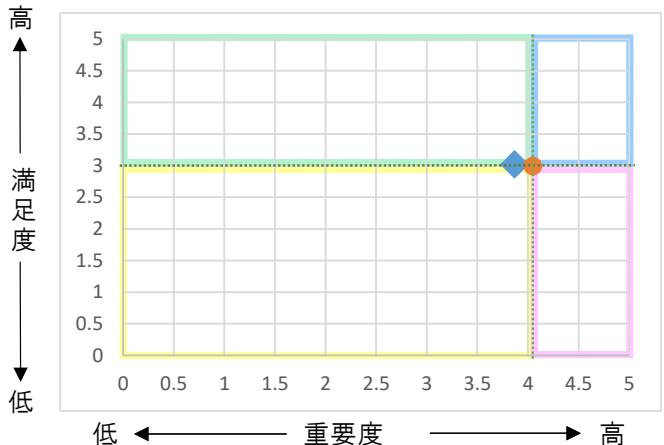
#### 5. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	「すべての人が、お互いを尊重しいきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を基本理念とし、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会をめざします。
C	

# 令和 3 年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	26
基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち		
政策	17一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり		
施策項目	1人権・平和		
10年後の姿	市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、ともに生き、ともに支え合う地域社会が構築されています。		



評価者	総合政策部長	主担当課	人権・男女共同推進室
関係課	文化センター	生涯学習課	

重要度			
	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.02	20/37	2.99
重要度	3.87	27/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

Ⅱ・施策の現状分析		
施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>「基本的人権の尊重」や「平和社会の実現と維持」は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところです。しかしながら、今なお、人種、民族、国籍、信条、性別などによる人権に関する多くの課題が存在し、紛争や貧困などにより、多くの人々の生命や身体が危険にさらされています。また、情報化社会の進展や社会構造の変化などによって生じた人権侵害や社会的弱者への虐待、性的少数者への差別などあらたな社会問題への対応が必要となっています。</p> <p>これらの人権問題の解決には、市民一人ひとりが、生涯を通して人権尊重の思想に触れることが重要であり、あらゆる段階での教育や啓発が必要です。</p>	<p>情報化の進展の中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律では、初めて「部落差別」という文言が法律名に使われるとともに、現在でも部落差別が存在することを明記し、国や地方公共団体が部落差別を解消するため、相談体制の充実を図ることや、必要な教育・啓発を行うことが記されました。</p> <p>また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会的関心を集め、平成28年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。</p> <p>県では「和歌山県人権施策基本方針（第二次改訂版）」に基づき、人権施策を総合的に推進しています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	人権尊重の理念について、一人ひとりが自分自身の問題として理解を深めます。		
2	地域における自主的な人権啓発活動に努めます。	令和3年3月に人権施策基本方針の改訂を実施し、人権が尊重され一人ひとりが心豊かに暮らせる橋本市を目指しています。また、部落差別の解消に向けて「橋本市部落差別の解消を推進する条例」を令和3年4月に施行しました。	各人権施策を推進するために、人権施策基本方針に推進行動の目標を設定し、毎年、人権尊重の社会づくり審議会で進捗状況等について協議します。
3	人権に関する研修の充実など、従業員の人権意識の向上に努めます。	橋本市人権啓発推進委員会の活動は、「人権啓発の集い」など活動に実施しています。 橋本市人権啓発推進委員による企業訪問や職員による出前講座などを実施して、企業に対する人権研修の充実を図っています。	

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	「人権・平和」施策の満足度	%	目標	50	55	55	55	55			C
			実績	7	9	12	15				
2			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

橋本市人権啓発推進委員会が中心となって各地区のイベント等を通して啓発活動を活発に行っていたため、満足度は徐々に上昇している。令和3年度で満足度が増加した要因として令和3年に人権施策基本方針を改訂し、「橋本市部落差別の解消を推進する条例」及び「橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例」を制定し、橋本市広報を通じて広く周知した事が成果に繋がった。しかしながら、目標数値より大幅に満足度は低いため、新たにイベントでの啓発活動を実施する必要がある。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	人権啓発活動の推進
①	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員や人権啓発推進委員と共に街頭啓発や学校校門前啓発、各イベント会場での人権啓発活動を行った。</li> <li>・人権擁護委員及び人権啓発推進委員の自己研鑽のため、研修事業を行った。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な業種での各イベントに人権啓発活動ができるようにする。</li> <li>・研修事業は、関係各課室の職員に講師を依頼するなど、できるだけ、費用をかけず幅広い分野について研修できるよう努めていく。</li> </ul>

No.	施策の展開	人権施策を推進するための仕組みの充実
②	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重の社会づくり審議会を開催して、橋本市人権施策基本方針を令和3年3月に改訂した。</li> <li>・令和元年度からはしもと出前講座を開設して、各団体等に人権施策についてアウトリーチを行った。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画の進捗状況を毎年、人権尊重の社会づくり審議会を開催して、施策を積極的に推進する。</li> <li>・人権出前講座の周知を行い、企業や各団体に対して人権啓発活動を実施する。</li> <li>・文化センターでの相談事業を推進する。</li> </ul>

No.	施策の展開	人権尊重のための教育・啓発と平和学習の推進
③	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区公民館や小中学校において人権教育事業を実施している。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	各地区の人権教育を、学校、地域、公民館などが一体的に取り組むよう促進する。

No.	施策の展開	人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実
④	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本人権擁護委員協議会橋本市部会の特設人権相談を支援した。</li> <li>・各種相談内容に応じ、国・県や関係各課室とも連携し、対応した。</li> </ul>
	次年度および中長期的な今後の方針	人権擁護委員と人権啓発推進委員との交流を促進して、人権啓発活動の充実及び人権侵害に係る問題解決に努める。

#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

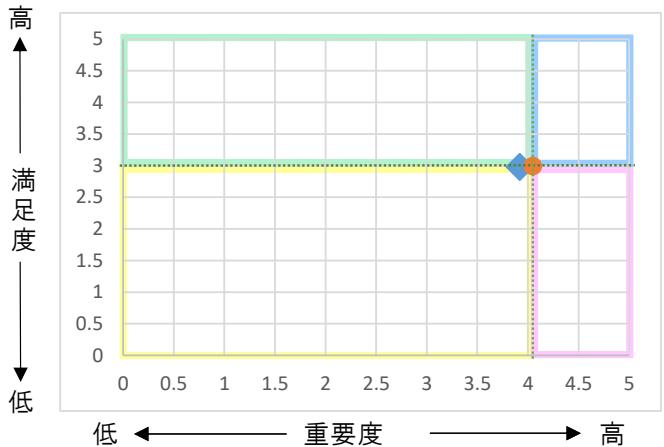
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本市人権施策基本方針に基づいて、様々な人権課題について啓発を実施していく。</li> <li>・令和3年4月に施行した「橋本市部落差別の解消を推進する条例」に基づいて、部落差別のない社会を目指す。</li> </ul>
C	

## 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

施策No. 27

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	17一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり
施策項目	2男女共同参画
10年後の姿	家庭・職場・地域等のあらゆる分野に男女が参画することができるとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが個性と能力をいかすことができる社会が構築されています。



## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	実施年	策定年
	<p>現状と課題</p> <p>・男女平等を実現し、固定的な性別役割分担意識の解消することを目指した教育、学習、啓発を推進しています。また、令和2年度に橋本市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査を行い、令和3年度に第3次男女共同参画計画を策定中であります。（課題）固定的な性別役割分担意識や慣行の継続的な意識改革や性的な少数者に対する理解を深めるための教育、啓発により偏見や差別をなくすとともに、環境整備、法整備を含め、社会生活上の不利益を解消することが必要です。</p>	<p>社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況</p> <p>令和2年12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」では、効果的な計画の推進を図るために、4つの政策領域「Iあらゆる分野における女性の参画拡大」、「II安全・安心な暮らしの実現」、「III男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「IV推進体制の整備・強化」が示されています。</p> <p>県は「男女共同参画を総合的・計画的に推進するための和歌山県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発、各分野での女性の登用促進等の施策を展開しています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	男性も女性もお互いを尊重し、責任も分かち合い、その個性や能力を十分に發揮できるよう努めます。	各審議会や委員会等へ女性委員の割合向上を働きかけた。・女性人材リストへの登録を市民に働きかけ、各部署へ女性人材リストの活用を働きかけた。・女性相談員養成講座を開催し、女性相談員を養成した。・ワークライフバランスの研修や中学校でのデートDV防止授業対象のクラス数を増加し、行った。	女性人材リストへの登録が進まないので、広報等を更に行う。・女性相談の相談件数の増加を図るために、様々な場で啓発周知等を行う。新規登録の女性相談員のレベルアップを図る。デートDV防止授業の対象のクラスや学年数を増やす。
2	男女が共に働きやすい環境づくりに努めます。		

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	女性委員ゼロの審議会等の割合	% %	目標					10			C C
			実績	24.4	27.5	25.9	24.1				
2	「男女共同参画」施策の満足度(満足、どちらかと言えば満足の割合)	%	目標					55			C C
			実績	5	8	11	11				
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

指標数値はあまり増加がみられず目標値に達していない。審議会ごとに、新たな女性委員への人材確保が課題。満足度が令和3年度に少し向上しているのは、令和2年度の男女共同参画に関する市民意識調査、事業所調査の実施、6月議会でのパートナーシップ制度導入の表明や各種啓発の継続によるものと思われる。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	人権の尊重と男女共同参画に向けた意識づくり	
①	成果	女性電話相談は、性別役割分担意識等に起因する女性特有の相談ができる窓口として、女性自身の持つ力を引き出し、自分で問題を解決する援助の一つになっている。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	新規の女性電話相談員には、事例検討会への積極的な参加をしてもらいスキルアップにつなげる。相談件数の増加を図るために、様々な講演会や研修会などで女性電話相談事業の周知を図る。	

No.	施策の展開	男女のエンパワーメントへの支援	
②	成果	令和3年にエンパワーメントとワークライフバランスの講演会を実施し、54名（定員60名）の参加があった。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	エンパワーメントとは何かを市民に周知し、ワークライフバランスとエンパワーメントを両立できる講演会の開催を定期的に開催する。	

No.	施策の展開	ワーク・ライフ・バランスの推進	
③	成果	職員の育児休暇は、年々増加傾向になった。また、令和3年にエンパワーメントとワークライフバランスの講演会を実施し、54名の参加があった。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	職員の育児休暇取得向上を促し、市民向けにワークライフバランスの研修、講演会を開催し、啓発に努める。	

No.	施策の展開	あらゆる分野における男女共同参画の推進	
④	成果	審議会の女性割合や審議会ゼロの割合、管理職の女性の割合の少しであるが、増加を図った。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	審議会などの女性委員については、関係各課へ公募枠などを設けるなどの工夫や検討を求め、個別に女性委員への登用を求めていく。	

No.	施策の展開	配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	
⑤	成果	DV防止連携のために市の関係各課による研修会を行った。また、DV被害者への支援を関係各課で連携し支援した。デートDV防止授業の実施の学校数などを増加させた。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	関係各課の連携強化を図るため、連携会議を引き続き行う。また、デートDV防止授業の中学校への実施数を増加を図る。	

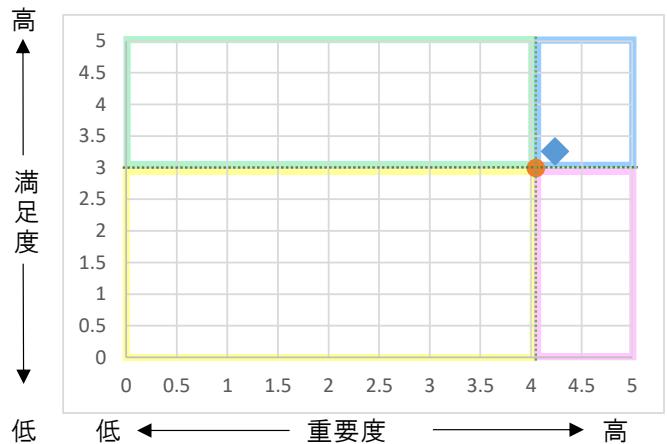
#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	第3次男女共同参画計画に基づき、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成するため男女共同参画に関する認識を深められるよう様々な機会を設けます。また、女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。
C	

# 令和 3 年度 施策評価表

市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	28
基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち		
政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目がない支援とそれを支える社会づくり		
施策項目	出産・子育て環境		
10年後の姿	子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）を核とした、妊娠期から将来を見通した支援体制が構築されており、早期からの支援と安心して子育てできる環境が実現しています。また、より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供が行われ、次代の社会を担う子どもたちを地域ぐるみで育てていくことのできる社会の構築が進んでいます。		



評価者	健康福祉部長	主担当課	子育て世代包括支援センター
関係課	こども課	教育総務課	生活環境課

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.26	3/37	2.99
重要度	4.24	8/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	妊婦の妊娠届出時に保健師との面談を実施することで産前からの気がかり妊婦の掘り起こしを行い、サポートを行うとともに、妊・産婦向けの教室を実施し出産前準備や育児支援を実施している。また令和3年度より産後ケア事業を実施し、出産後の育児不安が特に強い、家族等の支援が十分得られない者を対象に宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型により育児支援を実施している。子育てのニーズが多様化する中で、子育てをしている家庭が地域で孤立したり、不安を抱えたりしないよう、関係各課や関係機関と連携し、必要に応じて相談へつなぐなど、保護者の不安や負担の軽減に取り組んでいる。一方で、少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人が減少していることから、参加者を増加させていくとともに、交流の場等へつながりにくい親子の参加をどのように促していくかが課題となっている。	我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26となり、その後、緩やかな上昇傾向でしたが、ここ数年微減傾向となっており、令和2年も1.34と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。「少子化社会対策大綱」（令和2年5月閣議決定）では、「希望出生率1.8」の実現に向けて、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備、結婚支援、産後ケア事業の推進、地域での子育て相互援助の推進、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援などの施策の必要性を示しています。 県は「紀州っ子健やかプラン2020」（令和2～6年度）を策定して、「未来を拓く子どもを育てる環境づくり」を推進しています。

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	行政、事業法人等がそれぞれの役割を分担し、関係機関と連携を図りながら、子育て支援センターの運営にあたります。	子育て支援センターは、市内7か所で運営されており、親子の交流の場を通じ、子育てに関する情報提供をはじめ、様々な相談へつなげるとともに、家庭に必要な援助を行い、子育て支援の充実を図っている。子育て世代包括支援センターとも連携し支援の必要な家庭について双方向から支援を行っている。	子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援センターの拡充に努める。

#### 4-1. <目標の設定>

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

健診は子どもにとって必要不可欠な事業であり、受付時間の分散や、消毒の徹底など新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底しながら、丁寧な案内を行った結果、大きく受診率を低下させることなく実施することができた。令和元年度に子育て支援センターが1か所増加し、仲間づくりの機会、遊び場の情報提供及び子育て相談を行い、子育て支援の充実を図っている。しかしながら、少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人が減少している。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者が大幅に減少した。今後は、交流の場等へつながりにくい親子の参加をどのように促していくかが課題となっている。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	母子保健事業の充実	
①	成果	妊娠届出時に必ず保健師との面談を行い、気がかり妊婦の早期発見につなげ、産院等関係機関と連携を取って支援を行った。産後についても、新生児訪問や教室、健診などで支援の途切れることがないよう育児のサポートに努めた。早期からの支援が定着しつつあることで、虐待防止に寄与している。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	関係機関や関係団体等との連携はもちろん大切であるが、今後は、民生委員や身近な市民を含めた様々な機関との連携を強化し、気づいたらすぐに知らせてもらえるような支援体制の構築に努める。	

No.	施策の展開	保育施設及び多様な保育サービスの充実	
②	成果	令和元年度に学文路さつきこども園が開園、同園に子育て支援センターが1か所増加し、仲間づくりの機会、遊び場の情報提供及び子育て相談を行い、子育て支援の充実を図っている。令和3年度には、山田さつきこども園が開園した。さらに、岸上保育園の閉園に伴い、公立園の0歳児保育を継続するため、紀見保育園を改修し、0歳児保育を実施している。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を發揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援センターの拡充に努める。また、ホームページ「子育て情報サイトはぴもと」やLINE配信など様々な媒体を通じた情報発信を推進し、交流の場等へつながりにくい親子の参加を促していく。北部地域については、橋本市の教育・保育の現状、今後の公立園の果たすべき役割等を充分検討し、（仮称）紀見こども園の整備計画に取り組んでいく。	

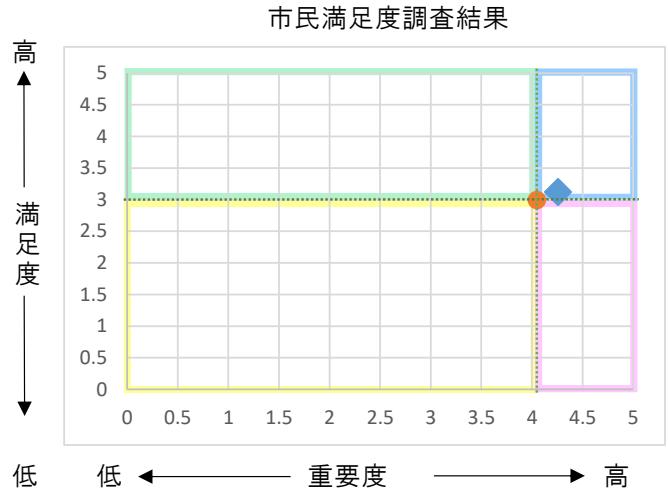
No.	施策の展開	安心して子育てできる支援体制の充実	
③	成果	平成29年度より、子育て世代包括支援センターを設置し、相談窓口を明確にし、妊娠早期から18歳までの切れ目ない支援体制の構築に努めてきた。また、令和元年度からは、子育て世代包括支援センターを単独の課として位置づけることにより、保健・医療・福祉・教育の連携による支援体制を強化し、早期支援に繋げている。さらに、令和3年度より虐待予防の観点から『産後ケア事業』を立ち上げ、支援の充実を図ってきた。【学童保育】令和3年度は新規で民間の学童保育が増加となった。また、市内全体で学童保育の利用者数が増加しているが、待機児童を出すことなく運営できている。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	子育て世代包括支援センターと子育て支援センターとが更なる連携を行い支援の必要な家庭の掘り起こしを行う。産後ケア事業の事業の周知を市ホームページ及び、健診や相談等で必要な者に行っていく。【学童保育】令和4年度は、柱本地区学童保育所を校舎内に移設する予定である。今後については、各地域ごとの利用者数の推移を確認し、学童の実施場所について、関係各所と協議をし、老朽化の進む施設については、建て直しも検討していく。	

#### 5. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	子育て世代包括支援センターと子育て支援センターとで連携しながら、地域を始めとした関係各機関と共に、妊娠から子育てまで切れ目ない支援ができる仕組みづくりを行っていく。
B	

# 令和3年度 施策評価表

1. <施策の概要>		施策No.	29
基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち		
政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり		
施策項目	子ども・家庭		
10年後の姿	子どもや女性、障がいのある方等社会的弱者の人権が守られ、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長していく支援体制が整っています。児童虐待を発見した場合、速やかに適切な対応を行い、また、児童虐待に至る前においても、教育福祉の連携のもとで早期に対応ができる、子どもたちが健やかに成長することができるようになります。		



評価者	健康福祉部長	主担当課	子育て世代包括支援センター
関係課	こども課		

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.12	10/37	2.99
重要度	4.26	7/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援をする中で、妊娠早期から支援の必要な家庭が年々増えてきています。また、核家族化や共働き家庭の増加による地域における人間関係の希薄化や、子育ての伝承力の低下、価値観の多様化等による家族形態の変化などにより、一人で悩みを抱え、虐待やDV等、養育困難に陥る家庭も増加しています。さらに、子どもの心身の発達という点でも健診後のフォローワー体制を充実し、保護者の気持ちに寄り添い、親子に丁寧な対応、必要な支援が求められます。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、今後も関係各課、関係機関と連携し、しっかりサポートする必要があります。</p>	<p>相次ぐ虐待死事件を受けて、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部を除き令和2年4月から施行されました。改正法では、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが明記されるとともに、児童相談所の体制強化、DV対策との連携強化等についても定められています。</p> <p>また、子どもの貧困率が全国的に高い水準にあることから、令和元（2019）年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの現在および将来が生まれ育った環境で左右されないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるための対策を市町村に求めています。</p> <p>県は「子どもを虐待から守る条例」を制定しているほか、「和歌山県子ども虐待防止基本計画」（令和元～6年度）を策定し、市町村や関係機関と一丸となって虐待防止策の推進に取り組んでいます。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	児童発達支援センター・児童発達支援事業所・民生委員児童委員・主任児童委員・母子保健推進員・学校法人・社会福祉法人・NPO・ボランティアが、子どもの健全な発達・成長のために支援・協力を進めます。	乳児全戸訪問を母子保健推進員にお願いし、地域での見守り体制を整えている。養育支援訪問をNPOに委託し育児援助や家事援助、養育に関する相談や指導等必要な支援を行っている。社会福祉法人やNPOの方にSV（スーパーバイズ）を依頼し、事例検討や、今後の支援方針の助言をいただいている。	現状の事業を維持しつつ、子育て短期支援事業をレスパイトの目的で利用できるように、里親事業の推進を行う。
2			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	のびのび教室利用児数（延人数）	人	目標					4,900			E
			実績	4,179	3,838	3,224					
2	ひとり親就労支援相談件数（年間）	件	目標					20			A
			実績	42	13	6	23				
3			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

- ・子どもの発達の現状を保護者が受容するまでの精神的な揺れがあるため、不安な保護者の気持ちに寄り添い、理解し、丁寧に対応をしていく必要がある。
- ・保健師からのびのび教室に誘われたが通室につながらなかった家庭もあるので、のびのび教室の役割を幅広く知らせ、のびのび教室が保護者にとって「安心感を得られる場所」として発展していくよう取り組んでいく。
- ・年度により相談件数にばらつきがあるものの、就労を望むひとり親への相談を行っている。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数が減少したものと考えられる。ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら就労支援を行う必要がある。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進	
①	成果	発達に支援をする子どもとその家族のニーズを把握し、保健師・発達相談員・園／学校の職員などが密な連携を取りながら、支援を行ってきた。また、発達相談という限られた場面だけではなく、発達について学ぶ研修会等を実施することで、子どもにより適切な対応ができるような機会を保障した。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	子どもに対するあらゆる相談に関係機関と連携し、早期発見・早期支援ができる体制を整え総合的な支援の充実に努める。	

No.	施策の展開	児童虐待防止の推進	
②	成果	家庭児童相談員を常時配置し、様々な子育てサークル等に出向き相談しやすい体制を整えた。また、子ども家庭総合支援拠点令和3年4月に設置し、相談体制を強化。教育福祉連携会議は、情報連携や支援体制の相談・現状報告を毎週1回実施した。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	課題の多い家庭が増加しているため、児童虐待防止の観点からも、高齢者・障がい分野と共に連携し、重層的支援体制の構築に努める。また、介護やきょうだいの世話が必要な家族等をケアするために、心身の健康を損ない、精神的に追いつめられ孤立しがちな『ヤングケアラー』支援のための啓発や実態調査等を行い、課題解決のための仕組みづくりを構築する。	

No.	施策の展開	子育て家庭の経済的負担の軽減	
③	成果	乳幼児医療、小・中学生医療費助成など児童の健康の保持・増進に向けた経済的支援、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療助成事業など生活基盤を確保するための支援及び母子・父子自立支援員による就労支援など子育て家庭への各種支援を実施した。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	子育て家庭における経済的な負担の軽減のため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、各種支援の充実に努める。今後は、令和3年度現在「第三子保育料無償化」は実施しているが、令和4年度から「第二子保育料無償化」（所得制限有）まで枠を拡げ、子育て世帯の就業と子育ての両立を支援する環境を整えていく。また、医療費の助成対象を高校生まで拡げることについて検討を進める。	

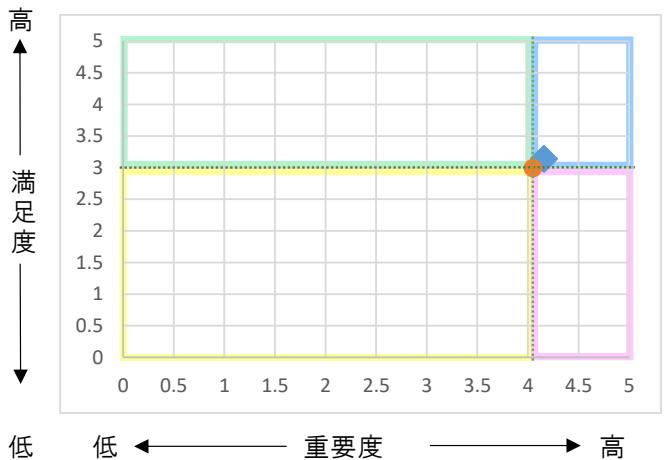
#### 5. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請していくとともに、支援者個々の相談・支援能力の向上に努めながら地域資源を発掘し、総合的かつ継続的な支援の充実に努める。
B	

## 令和3年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	30
基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち		
政策	18妊娠・出産・子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり		
施策項目	3地域・家庭・学校・行政の連携		
10年後の姿	子どもの豊かな成長のために、地域の様々な知識や多彩な経験を持つ人々の力を活用し、学校を核とする子育ての取組みが構築されているとともに、この取り組みを通じて地域の将来を担う人材が育成され、持続発展可能な地域社会となっています。また、地域家庭、学校そして行政が連携、協働することで、子どもと大人のつながりやふれあいが深まった地域となっています。		



評価者	教育部長	主担当課	学校教育課
関係課	生涯学習課	子育て包括支援センター	

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.14	8/37	2.99
重要度	4.16	16/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>平成31年4月段階で、すべての市立小中学校に学校運営協議会を設置し、地域の方々の声を反映した学校運営を行っている。また、共育コミュニティとの連携をとおして、地域の方々による学校支援が実現しています。</p> <p>地域の力を学校に、学校の学びを地域に広げる活動を行っています。共育コミュニティ本部の中での情報共有はできていますが、課題解決のために、共育コミュニティと学校運営協議会との連携をより一層深めていく必要があります。</p> <p>いじめや不登校、DVや虐待など様々な問題が複雑化・困難化する中で、関係課・関係機関の支援体制が充実してきています。しかし、相談件数は年々増加しており、支援体制の強化が必要となっています。</p>	<p>近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、家庭、学校、行政及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりと子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指す必要があります。</p> <p>県内ほぼすべての公立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校）に学校運営協議会が設置されており、「地域とともにある学校」として地域との連携を深めています。さらに「学校運営協議会」と「共育コミュニティ（地域学校協働活動）」が一体となった「きのくにコミュニティスクール」として学校・家庭・地域が抱えるさまざまな課題の解決に向けて活動を行っています。</p> <p>乳幼児期保育の3法令（保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領）は、内容の整合性が取られ、令和元年度から実施されました。また、令和元年10月から、幼児教育・保育が無償化されました。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	学校を核とした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じ地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。	学校運営協議会を全校に設置し、地域住民の声を学校運営に反映させるとともに、共育コミュニティ事業を核として登下校時の見守り活動や図書ボランティア等、学校を支援する活動に対して地域住民からの協力が得られています。	共育コミュニティ事業推進し、学校という場所を核として子どもを仲立ちにした地域連携意識を育みます。
2	地域は一体になって子どもを育てることで、学校の総合的な教育力を高めます。		その際、支援の必要な子どもを早期に発見し、支援に繋げる仕組みづくりが必要となります。

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	共育コミュニティ本部の設置	地区	目標					8			A
			実績	7	7	7	7				
2	学校プラットフォーム化の実施率	%	目標					80			C
			実績	10	26	26	32				
3			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

学校を核とする子育ての枠組みは構築されてきています。今後は、地域家庭、学校、行政が連携をより深めていく必要があります。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	地域・家庭・学校の連携を育む	
①	成果	すべての市立小中学校に学校運営協議会を設置し、地域の方々にも学校運営に参画いただき、コミュニティスクールとして運営しています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	学校運営協議会制度をとおして地域の声を学校教育に反映するとともに、共育コミュニティとの連携を更に強め、地域との協働により社会総掛かりでよりよい教育の実現を目指します。	

No.	施策の展開	共育コミュニティの推進	
②	成果	市内全ての中学校区（橋本中央中学校統合前）に、それぞれ共育コミュニティ本部を設置できています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	課題解決のための情報発信を行います。また共育コミュニティの活動を従前どおり行うのではなく、活動の目的を整理し、地域や子どもに応じた活動によりよくしていきます。	

No.	施策の展開	教育福祉の連携	
③	成果	学校プラットフォーム化を推進しており、徐々にではあるが、実施校が増加してきている。 「こども食堂」実施団体が増加しつつある。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	学校プラットフォーム化推進のため、引き続き啓発するとともに、取り組みやすい方法について検討していきます。 こども食堂を市内全域に拡充するため、引き続き啓発に努めます。	

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

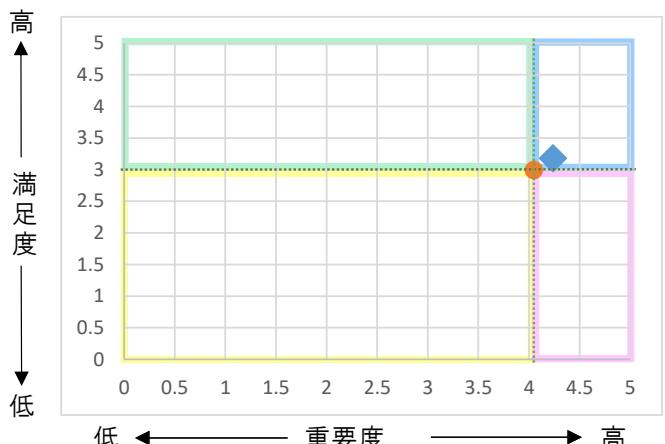
総合評価	学校運営協議会を設置したコミュニティスクールの仕組みと共育コミュニティ事業が連携を一層深め、学校という場所を核として子どもを仲立ちにした地域連携意識の醸成、よりよい教育の実現を目指します。 また、様々な問題が複雑化・困難化する中、相談件数は年々増加しており、関係課・関係機関の支援体制の更なる充実、連携強化を進めます。
C	

# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

		施策No.	31
基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち		
政策	18妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり		
施策項目	4学校教育		
10年後の姿	安全・安心な環境で主体的な学びを提供できる学校がつくれられるとともに、幼稚園等、学校、地域、行政等の関係機関が連携して、保護者の子育て不安や相談に対応できる仕組みが構築され、地域ぐるみで子どもの育ちを見守るコミュニティが実現されています。		

市民満足度調査結果



評価者	教育部長	主担当課	学校教育課
関係課	教育総務課	こども課	教育相談センター

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.18	6/37	2.99
重要度	4.24	8/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>教科指導では学力向上に向け、子どもの主体的な学びを大切にした授業改善、特別活動では人権教育、態度教育を重点目標に、基本的な生活習慣の確立、いじめのない学校づくりをめざした取組みを進めています。またよりよい教育環境を提供できるよう、計画的な整備を進めています。また、新学習指導要領の理念のもと、子どもたちに確かな学力を定着させるため授業改善に取り組んでいます。また、GIGAスクール構想、個別最適な学びの提供等、新しい教育課題にも対応するため、教員の資質向上に努めています。</p> <p>保育所・幼稚園の統廃合や延長保育、預かり保育等の幼児教育・保育の無償化により、保護者の就労意向の変化や幼児期の教育・保育の選択等、子育て家庭のニーズがより多様化していることに対応するため、施設整備の必要性や利用者の増加に伴う保育者の負担の増加といった課題が生じています。</p>	<p>乳幼児期保育の3法令（保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）は、内容の整合性が取られ、令和元年度から実施されました。また、令和元年10月から、幼児教育・保育が無償化されました。</p> <p>新学習指導要領が小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。</p> <p>令和3年1月には中央教育審議会が「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」を答申し、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」の方向性を打ち出しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省の要請に基づき多くの学校において、臨時休業の措置がとられた一方、遠隔・オンライン教育を含むICTの活用について注目が集まりました。</p> <p>「第3期和歌山県教育振興基本計画」（2018年度～2022年度）では、「未来を拓く『知・徳・体』をバランスよく備えた人づくり」「信頼される質の高い教育環境づくり」「子供たちの成長を支えるコミュニティづくり」などの基本的方向を示しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	地域では、子どもを仲立ちにした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。	学校運営協議会を全校に設置し、地域住民の声を学校運営に反映させるとともに、共育コミュニティ事業を核として登下校時の見守り活動や図書ボランティア等、学校を支援する活動に対して地域住民からの協力が得られている。	共育コミュニティ事業推進し、学校という場所を核として子どもを仲立ちにして地域連携意識を育む。

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	全国学習状況調査において学校に行くことが楽しいと答えた割合	% 目標						90			C
			実績	設問なし	85	設問なし	87				
2	全国学力調査において全国平均を上回っている学校の割合	% 目標						60			C
			実績	40	47	設問なし	47				
3			目標								
			実績								

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

目標1に関しては、中間目標に届いてはいないものの全国平均を上回る水準で推移しています。普段の授業や学校行事等を通じて児童生徒の自己肯定感を高め、互いに認め尊重し合える学校づくりが行えていると考えていますが、一層高めていく必要があります。目標2では改善傾向ですが、中間目標値には到達していません。引き続き、県教育委員会とも連携を図りながら校内研究の推進、授業改善に取り組む必要があります。

## 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	豊かな心を育てる	課題
①	成果	計画的・系統的な人権教育、道徳教育を実施し、豊かな人権感覚、道徳性を持った児童・生徒の育成に努めています。いじめのない学校づくりに向け、積極的ないじめ認知に取り組み、早期発見・解消に取り組んでいます。	子どもたちを取り巻く環境はそれぞれ異なるだけでなく、日々変化し続けています。家庭とも連携を図りながら、取組を充実させていくことが求められます。
	次年度および中長期的な今後の方針	豊かな人権感覚を持った児童・生徒の育成するため、教員自身が豊かな人権意識を持つよう指導の充実を図るとともに、家庭との連携を深めます。また、いじめをなくすことはもとより、「いじめはどこの学校でも起こりうること」との認識を持ち、引き続き未然防止、早期発見、早期解消に取り組みます。	

No.	施策の展開	多様な学びと健やかな体を育む	課題
②	成果	学力向上に向けた教員研修等を通じて授業改善を進めることができました。地域人材の協力を得て、学校図書館の整備を進めることができました。	授業改善は確実に進められているが、目標値として設定した全国学力調査の結果には到達できていません。GIGAスクール構想への対応等、新しい教育課題に対しても教員の資質向上に取り組む必要があります。
	次年度および中長期的な今後の方針	学習指導要領が目指す方向性についての理解を一層深め、授業改善を更に進めます。 担当職員や地域人材を活用して児童生徒の読書環境の充実に向けた取組を進めます。 GIGAスクール構想への対応等、新しい教育課題に対する教員の資質向上に努めます。	

No.	施策の展開	安全で良好な教育環境の確保	課題
③	成果	学校施設の計画的な改修、通学路安全点検、学習環境の整備に取り組むとともに、就学援助等の支援を行っています。	施設整備に関しては多額の費用を必要とすることから、計画的に事業を実施していく必要があります。
	次年度および中長期的な今後の方針	就学援助に関しては、社会情勢の変動に基づき適宜見直しを行います。 また、教育環境の整備に関しては、計画に基づき継続的に進めます。	

No.	施策の展開	幼児保育・教育の充実	課題
④	成果	多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、公私連携方式による幼保連携型認定こども園の整備を行いました。また、保健師と園職員等が連携し、必要な家庭への子育て相談等を充実させました。発達相談員と乳幼児保育担当の市職員が各園を訪問、園職員と協議し、配慮を必要としている子どもを含めてのよりよい保育・教育の実践につなげました。	保育・教育に携わる機関や職員の公立・私立の枠を超えた連携を深め、保育・教育の質の向上に向けた取組を推進していくことが必要です。特に親子の愛着関係も要因の一つと考えられる配慮を必要としている子どもの姿について、関係機関と連携しながら適切な関わり方を検討し、保育・教育の工夫をしていくことが必要です。
	次年度および中長期的な今後の方針	無償化等の影響を考慮し、保育所や認定こども園、幼稚園への需要に対して、定員の拡充や保育者の確保等、必要な供給量を確保します。引き続き児童発達支援の充実を図るとともに、質の高い保育・教育の提供や地域の子育て支援機能の維持・確保を図り、保育所、認定こども園、幼稚園の連携や就学前教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。	

No.	施策の展開	特別支援教育の充実	課題
⑤	成果	保護者との連携を密にし児童生徒の実態を把握した学級運営を行うとともに、個に応じた方法・内容で学習を進められる環境づくりを進めることができます。	個に応じた指導を充実させるため、より専門的な知識をもった教員の育成が課題です。
	次年度および中長期的な今後の方針	より専門的な知識をもった教員が特別支援学級を担当できるよう、研修の充実を図るとともに、免許取得の推進を行います。特別支援教育支援員の配置を進め、一人一人の実態に即した指導ができる体制整備を進めます。	

No.	施策の展開	ふるさと教育の充実	課題
⑥	成果	「ふるさと橋本学」を作成し、各中学校区で作成した指導計画に基づいた学習を展開しています。	より効果的な学習を進められるよう、ふるさと教育と他の教育課程との関連性を、今一度整理する必要があります。
	次年度および中長期的な今後の方針	ふるさと教育の充実を図るため、今後、ESDの視点から総合的な学習の時間を中心に教科横断的に指導計画の見直しを行います。地域人材の協力を得ながら、児童生徒がふるさとに愛着をもてるよう学習を展開します。	

## 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

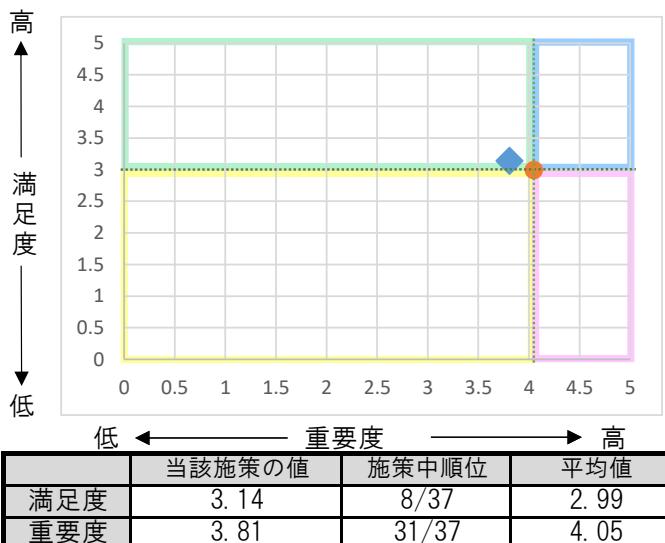
総合評価	学校、地域、行政等の関係機関が連携し、安全で安心な学校づくりという基盤構築に引き続き取り組みます。また、幼児期から義務教育終了段階までの将来を担う子どもたちに対して多様な学びが提供できるよう、教員の指導力向上、環境整備等に引き続き取り組みます。		
C			

# 令和 3 年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

施策No. 32

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	19生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	1生涯学習
10年後の姿	様々な年代の人が集い、学び合える場づくりを推進するとともに、子どもたちの育ちを地域で見守り、家庭・学校・地域が連携しながら共に育ちあえるまちづくりの構築が進んでいます。



## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>「第2期橋本市教育大綱」や「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」が施行され、市民と行政が力を合わせて元気なまちをつくるため、協働の取り組みをさらに進めることとなりました。これらに加え、グローバル化の進展や情報技術の発達などの社会情勢の変化を反映させるため、令和2年度に「橋本市生涯学習推進計画」の中間見直しを行いました。市民の多くの方々が連携し、人と人がつながりながら、共に学びあいのできるまちづくりに向けて取り組むこととしています。</p> <p>人と人がつながり学びあえる場所づくりを推進し、子どもたちの育みを、家庭・学校・地域が連携しながら共に育ち合えるよう取り組んでいくことがより一層の課題となっています。</p> <p>公民館では、世代別による事業を企画しています。事業の振り返りを重視して内容を充実させ、より多くの方に学びの機会を提供するようにしています。現役世代の参加が少なく、公民館における情報発信が重要で課題となっています。</p> <p>図書館では各種読書会や図書館講座等を開催し、生涯学習活動の支援に努めています。様々な年代の方の学べる場となるよう、更に工夫をする必要があります。</p>	<p>「人生100年時代」の到来に対応し、すべての人が生涯学習を通じて、すべてのライフステージにおいて学び続け、学んだことを活かして活躍できる社会の構築が求められています。また、感染症対策や防災等に関して必要な知識を得る、「命を守る」生涯学習や社会教育の重要性が強く認識されるようになってきました。</p> <p>生涯学習や社会教育を通じた「人づくり」や「つながりづくり」は、地域を活性化し、住民が主体的に課題を発見し共有し解決していく持続的な「地域づくり」につながっていく意義を持つものであるという認識が広がりつつあります。</p> <p>県は生涯学習・社会教育推進に資するよう、「和歌山県の生涯学習」と各市町村の取り組み等のデータをまとめた「和歌山県の生涯学習〈資料編〉」を作成し、生涯学習における施策の重点と具体的取組を示しています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	地区公民館などの学習活動に積極的に参加することで、地域力の向上につなげていきます。	共育コミュニティを推進し、学校・家庭・地域が一体となって子育てに取り組むことで、地域住民の生きがいにもつながる取り組みをしています。	共育コミュニティを一層推進し、地域連携意識を育みます。
2	地域と一体となった子育てに参加することで地域づくりの向上につなげます。	コロナ禍の中ですが、感染予防を徹底し、工夫しながら各種事業を実施しています。	公民館では、地域の主体性を引き出し、職員のスキル向上を図りながら、引き続き事業に取り組んでいきます。

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	地区公民館で活動する構成員の割合（対総人口）	%	目標					7			E
			実績	6.5	5.5	1.4					
2	貸出冊数	千冊	目標					250			B
			実績	238	244	197					
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

新型コロナウィルスの感染拡大により、公民館では閉館したり公民館の各室の収容人数を制限したりしたため、公民館で活動する人は減少しています。貸出冊数の減少も同様の理由と思われます。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	生涯学習推進体制の充実	
①	成果	各中学校区に共育コミュニティを立ち上げており、共育コーディネーターを中心に地域の活性化を推進しています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	共育コーディネーターの人材確保や共育コミュニティに関わりを持ってくれる地域住民の参画の拡充が課題となっています。地域の人材の発掘や育成に努め、住民の参画を拡充させていきます。	

No.	施策の展開	生涯学習活動の推進	
②	成果	コロナ禍以前は、まなびの日や公民館まつり等が生涯学習活動を発表する機会や各団体が交流する場となっていました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	コロナ対策をしながら生涯学習活動を発表する機会を設け、持続可能な生涯学習活動を推進します。	

No.	施策の展開	図書サービスの充実	
③	成果	色々な年代の方の各種ニーズを考慮した選書を行い、季節や行事毎のコーナー作りもし、利用人数・貸出冊数の増に繋げています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	今後も安心してたくさんの方に利用して頂けるよう、より充実したサービスに努めます。	

No.	施策の展開	公民館活動の充実	
④	成果	公民館で活動しているサークルが、地域や学校へボランティアに出向き、日頃の成果を発揮することができます。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	事業参加やサークル活動を通じて地域に積極的に関わることができるよう支援をしていきます。	

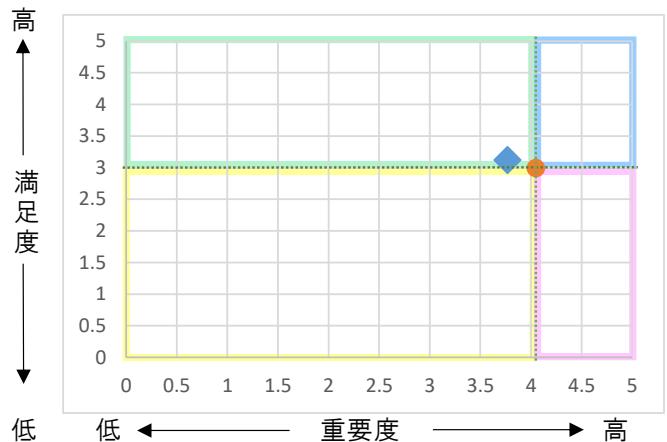
#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	共育コミュニティ等、地域との協働を推進することで、生涯学習を推進していきたい。図書館や公民館といった社会福祉施設を活用し、生涯学習を支援していき、コロナの中でも工夫した形で、学びの機会や発表する機会を作っていくたい。		
C			

# 令和 3 年度 施策評価表

## 市民滿足度調查結果

1. <施策の概要>		施策No.	33
基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち		
政策	19生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり		
施策項目	2生涯スポーツ		
10年後の姿	生涯にわたって健康的な生活を営むことができるよう、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが運動やスポーツに親しむことができるスポーツコミュニティが実現されています。また、スポーツをする人、見る人、支える人など、スポーツに係わる全ての人達が交流を深めることができる環境が作られています。		



評価者	教育部長	主担当課	生涯学習課
関係課			

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.12	10/37	2.99
重要度	3.77	33/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>平成26年に橋本市スポーツ推進計画（計画期間：平成26年度から令和5年度）を策定し、市民一人ひとりが、体力や年齢、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指しています。</p> <p>計画期間の折り返しとなる平成30年度に中間評価を行い、「成人の週1日以上のスポーツ実施率」や「社会体育施設利用者数」など指標項目を調査しました。今後も市民の運動習慣が定着するように、気軽に参加できるスポーツ教室を開催するなどのソフト面の充実とともに、安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう既存施設の維持・管理を行っていく必要があります。</p>	<p>平成27年に発足したスポーツ庁は、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としています。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックのレガシー（遺産）として、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる「スポーツ立国」の実現、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず活躍できるコミュニティの実現などを図る機運が高まりました。</p> <p>県は、スポーツを通じてめざす社会とそれを実現するための基本方針や具体的な方策を示した「和歌山県スポーツ推進計画」（計画期間：平成30年度から概ね10年間）を策定し、すべての県民一人一人が、それぞれのライフステージにおいて、関心・適性等に応じ、自主的・自発的にスポーツとふれあい、日常的にスポーツに親しむ、楽しむ、支えるなどの活動を通じて、生涯にわたり生活の質の向上が図れる社会の実現をめざしています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	年齢や障がいに関係なく、市民の誰もがスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを親しむことが出来る生涯スポーツ社会の実現に努めます。	例年開催している橋本マラソンには、市内外の幼児から幅広い年齢層まで多くの選手が参加し、交流を深めています。また、運営には多くの市民ボランティア、協賛事業所等の協力を得て開催しています。	スポーツを実際に「する人」だけではなく、スポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、指導者やボランティアなどスポーツを「支える人」に対しても、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整備する必要があります。
2	スポーツを通じて、市内外の多くの方に橋本市の魅力をわかってもらえるよう努めます。		
3	スポーツに携わるすべての人達が交流を深めることができる組織作りの構築に努めます。		

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	成人の週1日以上のスポーツ実施率（橋本市スポーツ推進計画）	%	目標					50			E
			実績	38							
2	社会体育施設利用者数	千人	目標					292			E
			実績	277	292	132					
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

平成30年度の調査において、スポーツ・運動をする頻度は、「週に3回以上(18.9%)」「週に1~2日程度(19.1%)」となっており、約4割の人が毎週定期的に実施しています。今後も運動習慣が定着するよう、気軽にできるスポーツ教室等の開催を推進する必要があります。

社会体育施設利用者数に関して、令和元年度は中間目標値を達成しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設の利用停止等があり、大幅な減少となりました。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	生涯スポーツ活動の振興
①	<p>成果 橋本市体育協会や橋本市スポーツ少年団に所属する各団体への支援を行い、各競技種目の振興や団体間の交流推進に寄与しました。</p> <p>次年度および中長期的な今後の方針 幼児や小学生にスポーツをする楽しさを体験してもらいたい将来のスポーツ人口の増加につなげていきます。具体的には、スポーツ推進アドバイザー事業の中で幼児・児童向け体験会を開催し、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見すること目指します。</p>	<p>課題 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により活動が一部制限されることがあります。 市内小学校の児童数の減少に伴い橋本市スポーツ少年団に加入する団員も減っています。</p>

No.	施策の展開	スポーツ施設の充実
②	<p>成果 安全で利用しやすいスポーツ施設の提供のため、施設について十分な経験と知識を有している（公財）橋本市文化スポーツ振興公社へ管理運営を委託しています。</p> <p>次年度および中長期的な今後の方針 スポーツを実施する環境を整備するため、各施設の点検を行い事後保全とならないよう、予防保全を心がける必要があります。また、スポーツ施設の中規模改修や体育館の長寿命化改修の実施にあたり、各施設の今後の方針を決める必要があります。</p>	<p>課題 一部のスポーツ施設が老朽化しており、点検・整備が必要となっています。</p>

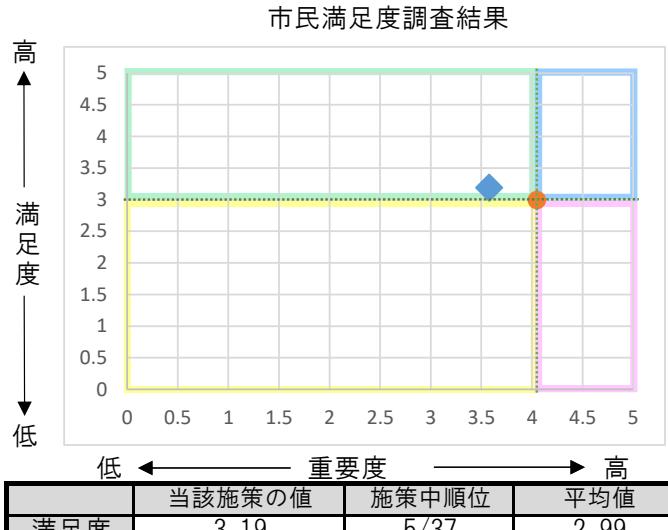
No.	施策の展開	スポーツを活かした交流・イベントの推進
③	<p>成果 橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどを開催し、各競技種目の振興とともに参加者間の交流を図っています。</p> <p>次年度および中長期的な今後の方針 ウィズコロナ時代のイベントの開催方法を検討するとともに、子どもから高齢者までが世代を超えて一緒に楽しむスポーツイベントの開催を目指し、市民交流を図っていきます。</p>	<p>課題 各種イベントにおいては、コロナ禍の中の開催のための運営方法などの見直しが課題となっています。</p>

#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどの大規模なスポーツイベントでは、ウィズコロナ時代を見据えた運営を行い、幅広い世代の人と人とのつながりを深め、世代を超えた交流を図ります。
C	スポーツ施設については、老朽化が目立ってきており、利用者が安全で安心して利用できるよう適切な維持管理に努める必要があります。

# 令和3年度 施策評価表

1. <施策の概要>		施策No.	34
基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち		
政策	19生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり		
施策項目	3歴史遺産		
10年後の姿	歴史的及び文化的資源を保護するに止まらず、地域の歴史、文化財や偉人についての理解を深めることで、市民の故郷への誇りと愛着に寄与しています。		



## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>文化財の保存活用の施設として、橋本市あさもよし歴史館、橋本市郷土資料館を運営してきましたが、老朽化が著しいため、紀見地区公民館との複合施設として新設する予定です。また令和2年6月には『葛城修験』が日本遺産に認定され、その構成文化財として橋本市内の文化財も認定されました。本市出身の偉人の顕彰については、顕彰団体と連携したり、また大河ドラマに合わせてイベントを実施するなどし、その功績を広めてきました。課題は、文化財の専門職員である学芸員の配置、文化財の保存修繕の予算措置等があります。計画的に文化財を保存活用するべく和歌山県文化財保存活用大綱をもとに本市における『文化財保存活用地域計画』の策定に向け検討を進める必要があります。</p>	<p>文化財の保存と活用に当たっては、所有者や行政だけでなく、地域住民や市民団体等と協働してその取組を推進することが重要となっています。史跡、建造物や町並みの保存、民俗文化財の保存・継承等について活動を行っているNPOなどの団体の活動も広がっています。</p> <p>本県には数多くの文化財が存在し、国宝が36件で全国都道府県中第6位、重要文化財が394件で第7位となっています。しかし、人口減少と過疎化、少子・高齢化によって祭礼など伝統行事の存続が困難になるなど、文化財を取り巻く状況にも大きな影響が及ぶようになってきています。こうしたなか、総合的な文化財保護行政の推進のため、県は令和3年3月に「和歌山県文化財保存活用大綱」を策定しました。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	名誉市民を顕彰する目的で設立された団体などと協働して、顕彰・継承に努めます。	名誉市民の顕彰団体とホームページや漫画作成、各講座運営などを協働して行いました。	今後も左記の取組みを継続実施するとともに、文化財については保存活用計画の策定に向け検討を進めます。
2	文化財への関心を深め、地域の歴史を理解することにより、地域創造につなげます。	郷土資料館講座やあさもよし歴史館体験講座などを通じ、地域の文化財や歴史を知る機会提供を行っています。また学識経験者等で構成される文化財保護審議会で保存活用について審議しています。その他、文化財の異常の早期発見のため、県から任命された文化財パトロールとともに点検保存に努めています。	
3	関係者・団体とともに文化財の保存・伝承に努め、活用を図ります。		

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
				目標				130			
1	指定・登録文化財件数	件	目標								D
			実績	124	124	124					
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

貴重な文化財については、指定・登録を目指し、保護活用を図っていきます。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	世界遺産 高野参詣道 黒河道の保全と活用の推進	
①	成果	黒河道の保全整備について、月1回のパトロールや清掃業務などを委託しています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	業務委託を継続し黒河道の保全整備を図るとともに、観光担当課との連携を深め活用を図っていきます。	

No.	施策の展開	文化財の保全と活用の推進	
②	成果	市が窓口となり、H30には市指定文化財である学文路三叉路道標石の移設、R1には古佐田山車の修繕、R2には登録有形文化財の利生護国寺山門修繕、六郷極楽寺の防犯カメラの設置などを実施。R3には県指定文化財である陵山古墳の周辺フェンス修繕に取組み、文化財保全に努めてきました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランである『文化財保存活用地域計画』策定の検討を進め、効果的な文化財の保全と活用を推進します。	

No.	施策の展開	歴史的な環境や景観の保全	
③	成果	黒河道の景観の維持や安全な利用のため、台風や大雨により崩壊した路肩や法面について、県補助を受けH30、R2に修繕を実施しました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	黒河道など歴史的な環境景観保全を継続して図っていきます。また、災害などにより環境や景観が損なわれた場合、観光担当課、県文化財担当課及び世界遺産文化センター等関係各所と連携し、早急に対応をしていきます。	

No.	施策の展開	偉人の顕彰	
④	成果	郷土資料館にて名誉市民の資料を展示し、功績を広めている。また、大河ドラマに合わせ、イベントを実施したり、顕彰団体に補助し、活動を支援し連携して顕彰に取組んでいます。岡潔博士顕彰のためガバメントクラウドファンディングなど利用し寄付金を募っています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	顕彰活動を行っている団体には引き続き支援をしていき、協働しながら顕彰を行っていきます。新設を予定している資料館には偉人の展示ゾーンを設け、継続してその功績を顕彰します。	

#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

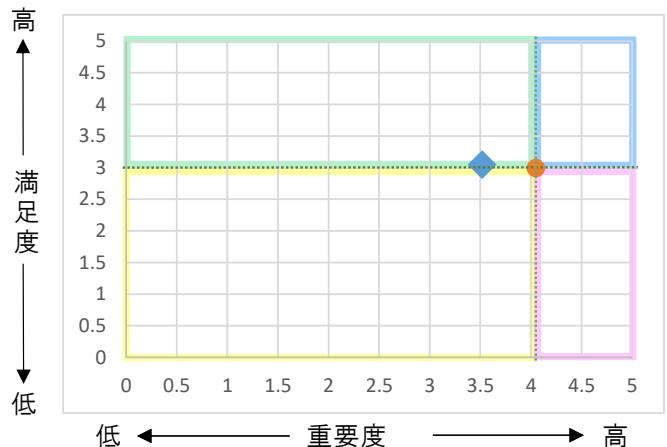
総合評価	名誉市民を顕彰する目的で設立された団体などと協働し、偉人顕彰に努め、広くその功績を伝えます。 関係者・団体とともに文化財の保存・活用に努め、その価値や本市の歴史を広く伝えることで、市民の郷土愛を育みます。
C	

# 令和 3 年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

施策No. 35

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	19生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	4文化芸術・国際交流
10年後の姿	地域の個性的な文化をいかした市民の文化・芸術活動が、多様な担い手によって成されているとともに、友好都市や姉妹都市との交流が活発に行われることにより、心の豊かな視野の広い国際感覚、異文化への理解をもった、地域の個性がいきる文化の創造が進んでいます。



## 2. <施策の現状分析>

Ⅱ・施策の現状分析		
施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響により、例年より内容変更・縮小はしたが、市民総合文化祭や和歌山県美術展覧会橋本展を実施することができました。また、令和3年度は全国的な文化の祭典である国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭が和歌山県で開催され、本市でも様々な事業を開催し、文化芸術にふれる機会が充実しました。今後の課題としては、本市の文化芸術の機会提供を支える文化協会構成員の高齢化による開催運営の負担が増えていること、文化芸術分野の活性化のため関心のある層を広げること等があります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、国際交流は困難となっています。しかし新型コロナウイルス感染症は国際的な問題であり、対策等には国際的な対話や協働は不可欠であることが再認識されました。世界とのつながり方を考え、維持発展していくことが必要です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から文化芸術関連の公演等の中止・延期や観客数の制限などきわめて大きな影響が出た一方、オンラインを活用した新たな事業の実施形態等の追求も行われました。また、コロナ禍に加え、国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない現下の状況において、特に対話や協働といった手法による国際文化交流を通じた日本と世界のつながりの維持・発展が求められています。</p> <p>「第三期和歌山県文化芸術振興基本計画」（令和3～7年度）では、本県の文化芸術活動の一層の振興や人づくりに取り組むとともに、文化資源を活用した地域づくりを推進するための施策をまとめています。</p>

### 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	行政と橋本市国際親善協会等が協働で国際交流を深める活動に取り組みます。	コロナ禍以前は、国際親善協会とともに他国の食文化に触れる等の活動をしていました。	コロナ禍で直接的な国際交流は困難となっているが、新しい形での国際交流を考えています。
2	文化協会の加盟団体等が協力し市民総合文化祭や県民橋本展をさらに充実させ、市民の文化、芸術にふれあう機会の増進に取り組みます。	歴史ある市民総合文化祭や橋本展を継続して実施しました。特に令和2~3年はコロナ禍ではあったが、感染対策を講じ開催することができました。	文化、芸術にふれあう機会を提供し、関心を持つ層の裾野を広げるよう努めます。

#### 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	英語スピーチコンテスト参加学校数	校	目標	17				18			E
			実績	17	15	0					
2	文化協会加盟団体の構成員の割合（対総人口）	%	目標	1.8				1.9			D
			実績	1.4	1.4	1.4	1.4				
			目標								
			実績								
			目標								
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

国際交流分野においては新型コロナウィルス感染症によりスピーチコンテストが実施できませんでした。今後再開していく上で、コロナ対策と参加募集の周知方法を検討していく必要があります。文化協会加盟団体の構成員の割合は変化していません。市民総合文化祭などを通じ、市内で活動する文化芸術団体の活動を周知する必要があります。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	文化芸術活動に接する機会の充実
①	<p>成果</p> <p>市民総合文化祭や和歌山県美術展覧会橋本展を開催し、文化芸術活動に接する機会を提供しています。また令和3年には全国的な文化の祭典である国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催しました。</p> <p>次年度および中長期的な今後の方針</p>	<p>課題</p> <p>市文化祭や県展橋本展の実行委員会の母体となっている文化協会構成員の高齢化により、年々準備片付の負担が大きくなっています。開催するにあたり、新型コロナウィルス感染症の対策を講じる必要があります。</p> <p>文化協会と連携しコロナ対策や準備の負担軽減を図るなど、市文化祭や県展橋本展の持続可能な開催の形を検討しながら、継続して文化芸術活動の機会を提供します。</p>

No.	施策の展開	市民の文化芸術活動の支援の充実
②	<p>成果</p> <p>市の文化の発展に特に貢献した個人や団体へ表彰を実施しています。また、本市の文化向上に寄与するため各種文化団体により構成されている橋本市文化協会に補助し、その活動を支援しています。</p> <p>次年度および中長期的な今後の方針</p>	<p>課題</p> <p>少しでも多くの市民が芸術活動に興味関心を持つきっかけになるように、また多くの市民に展示会等に来てもらえるように、展示会等の活動をさらにPRする必要があります。</p> <p>文化協会へ継続して支援を行うとともに、広く文化芸術活動を行っている個人や団体についても支援や顕彰を行っていきます。</p>

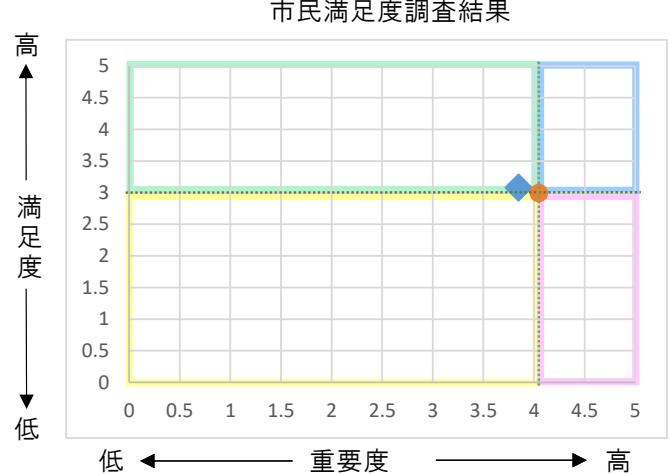
No.	施策の展開	国際交流の推進
③	<p>成果</p> <p>国際親善協会と協働で、ホームステイやスピーチコンテストを実施し、国際交流をはかってきました。</p> <p>次年度および中長期的な今後の方針</p>	<p>課題</p> <p>コロナ禍であるが、国際親善協会と協力し、可能な国際交流を行っていく必要があります。</p> <p>インターネットを使った国際交流や市内在住の外国人の方との交流等、実現可能なものから国際交流を継続していきます。</p>

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	ウィズコロナの中で可能な国際交流を模索し、コロナの時代だからこそ求められる国際交流を継続していきたい。
C	ウィズコロナ時代において、橋本市民総合文化祭、和歌山県美術展覧会橋本展の持続可能な運営と充実を図り、引き続き多くの方に文化芸術活動に触れる機会を提供します。

# 令和3年度 施策評価表

1. <施策の概要>		施策No.	36
基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち		
政策	19生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり		
施策項目	5青少年健全育成		
10年後の姿	青少年の問題行動に対し、学校・関係機関と連携した対応がなされ、また市少年非行の未然防止活動を実施することにより、青少年非行が少しでも少なくなる社会が構築されています。		



評価者	教育部長	主担当課	生涯学習課
関係課			

	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.08	14/37	2.99
重要度	3.85	29/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>学校や関係機関と連携した対応がなされ、青少年の非行問題は減少傾向にあります。しかしその反面、SNS等によるネット上のトラブルが増加・悪質化の傾向が強まっています。そのため、児童生徒に対してSNSの使用上のマナーやモラルの向上のため啓発パンフレットの配布や研修等を充実させる必要があります。</p> <p>要保護対策児童等の支援について、子育て世代包括支援センター、学校警察青少年センター連絡協議会等と情報共有して子どものサインを見逃さず虐待等の早期発見に努める必要があります。</p>	<p>令和4年には成年年齢が18歳へと引き下げられます。一方、飲酒、喫煙が可能となる年齢等、成年年齢が引き下げられてもそのままなるものや、今後の適用年齢等について現時点では結論が得られていないものもあります。若者に関する制度的扱いが18歳、19歳、20歳等でそれぞれ異なることとなる中、これらの制度改正によって期待される効果（自立した活動の促進等）を最大限にし、懸念される影響（消費者被害の発生等）を最小限にとどめられるよう対策することが求められています。</p> <p>県は、青少年健全育成条例について社会環境の変化に応じた改正を行っており、近年では青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を図った「有害環境や有害情報から青少年を守るために規定の改正」（平成30年4月施行）、「自撮り画像（児童ボルノ相当）要求行為の禁止規定の新設」（平成31年4月施行）などを実施しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	青少年補導員や教職員による街頭補導の実施により、非行や犯罪の防止に努めます。		
2			
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
1	ジュニアリーダー研修事業等の参加者に占める青年リーダーの割合	% 目標						70			B
			実績	65	67	74	70				
2	非行防止活動（見回り活動）の実施（年間）	回 目標						35			C
			実績	28	19	22					
6		目標									
			実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

ジュニアリーダー研修や子ども冒険村に参加した小学生が、青年リーダーとなり活躍しています。コロナ禍で夏祭り等が中止となり補導回数が減少しました。反面コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店への立ち入り調査回数を増やし、健全育成に関するチラシ、ティッシュを配布しました。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	青少年の健全育成活動の充実・交流の促進	
①	成果	各関係機関との連携が進むことにより、青少年の非行問題数は減少傾向にあります。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	青少年非行を未然防止するため、学校警察青少年センター連絡協議会等との情報共有をより一層推進します。子どもの健やかな成長に向けて「橋本市スマート宣言」を推進します。	

No.	施策の展開	立ち直り支援の充実	
②	成果	学校生活や家庭での生活態度について、学校と情報交換しながら改善点を見出し指導することで少年自身の安定を図ることができました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	子育て世代包括支援センター、警察、教育相談センターと連携して、青少年の心情を吐露することのできる場を提供し、精神的な安定を図る居場所作りに努めます。	

No.	施策の展開	環境浄化活動の実施	
③	成果	インターネット普及の影響で年々有害図書は減少しています。コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店へ立ち入り調査し、健全育成に関するチラシ等を配布しました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店への立ち入り調査を実施し、健全育成に関するチラシ等の配布を継続していきます。	

No.	施策の展開	青少年の健全育成に関わる人材の育成	
④	成果	通学の見守り等、青少年の健全育成に取り組んでいます。ジュニアリーダー研修等の参加者が、青年リーダーとして活躍しています。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	市内の高等学校での青年リーダーの説明会の機会を増やし、青年リーダーの増員を図ります。青年リーダーが中心となり事業を運営することで、将来の青年リーダーの育成を図ります。	

#### 6. <施策全体の方針> (後期基本計画に向けて)

総合評価	学校や関係機関と連携した対応ができている。近年ではSNS等によるネット上のトラブルが増加・悪質化の傾向おり、啓発パンフレットの配布や研修等を充実させる必要がある。
C	青少年の健全育成を継続的にすすめることができている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞した。今後はコロナとともにある取り組みをしていく必要がある。

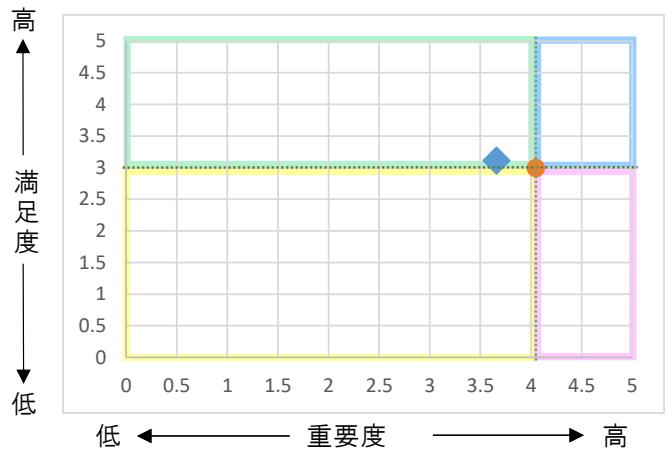
# 令和3年度 施策評価表

## 1. <施策の概要>

施策No. 37

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	19生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	6地域コミュニティ
10年後の姿	地域コミュニティが活性化され、多くの市民が地域のまちづくり活動に主体的に参画することで、多様な主体による「協働によるまちづくり」が進んでいます。

市民満足度調査結果



	当該施策の値	施策中順位	平均値
満足度	3.11	13/37	2.99
重要度	3.66	35/37	4.05

## 2. <施策の現状分析>

施策の概況	現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
	<p>これまで、地域内における意思決定やイベントなどの自治・共助活動、まちづくりなどの地域活動は、地縁組織である区・自治会が中心となって行われてきました。しかし、人口減少や高齢化、地縁団体への全国的な加入率の低下による構成員の減少や、環境変化によって、人と人とのつながりの希薄化や、地域課題の複雑・多様化、地域活動の担い手不足などにより、地域の運営が成り立たなくなっている地域が増えています。</p> <p>さらに、長期化する厳しい財政状況の下では、行政がこれまでと同様にサービスを維持、提供していくことは年々困難な状況になっており、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にし、「市民が主体となつてしまなければならぬこと（自助）」、「市民同士で協力してしなければならぬこと（共助）」、「行政が主体となつてしまなければならぬこと（公助）」等を整理し、市民と行政が相互理解したうえで協働のまちづくりを行う「新しい仕組み」を構築していく必要があります。</p>	<p>過疎化や高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄になることで、地域コミュニティの機能が弱まる地域が増えています。具体的には、高齢化・独居化による孤独死の増加、地域で守り育てる子育て機能の低下、地域防災機能の低下、病院や買い物に行くバスの減少など生活環境の悪化、地域防犯機能の低下、祭りや年中行事の継続困難による地域文化の衰退、行政からの情報伝達など連絡調整機能の低下、若年層の減少による地域産業の衰退などが課題になっています。</p> <p>「NPO」と「協働」について正しく理解し、共通認識を持ったうえで協働を進めていく必要があることから、県は職員の手引きとなる「NPOとの協働推進ガイドライン」を策定しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組みの方向>

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	市政の担い手としての役割を認識し自分自身の持つ知識や技能・経験・生活の知恵を地域づくりにいかします。	将来のまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、市民と行政の協働によるまちづくりの推進と、自立した地域社会を創出していくこと目的に『橋本市の自治と協働をはぐくむ条例』（通称はぐくむ条例）を平成31年4月から施行しました。	住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで地域全体で支えあいながら、市民、議会、NPO、行政が力を合わせ、安全安心な生活が送れるまちの実現を目指します。
2	行政と地域が情報を共有することで、市民・団体・事業者の連携を強化します。	また、橋本市内で地域の課題等の解決に向けて行う活動を支援するため、市内に活動拠点のあるNPO法人、橋本市サポートセンターに利用登録しているボランティア団体を対象とした橋本市地域づくり活動交付金制度を創設しました。	
3	事業者の持つ資源や技術を活かして、市民だけではできない取組みを支援します。		
4	団体の持つ情報の輪を地域づくりにいかすとともに、他の団体やNPO等の活動に関心を持ち、連携して取り組みます。		
5			

## 4-1. <目標の設定>

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	指標評価
			目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
1 自治会加入率	% %	目標	86	88	88	88	88			C
		実績	86	87	87	86				
2 「地域コミュニティ」施策の満足度	% %	目標					50			C
		実績	15	9	14	19				
		目標								
		実績								

#### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

自治会の加入率は、H30年より徐々に増加していたが、人口減少や高齢化により区・自治会の加入率が低下する傾向にあります。地域コミュニティ施策の満足度は、目標を上回っており概ね市民の理解を得ています。

#### 5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の展開）>

No.	施策の展開	市民活動の支援	
①	成果	橋本市内で地域の課題等の解決に向けて行う活動を支援するため、市内に活動拠点のあるNPO法人、橋本市サポートセンターに利用登録しているボランティア団体等での活用を考え橋本市地域づくり活動交付金を創設しました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	区長会と第2層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域10地区で、R10の第3次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指します。 また、第3次長期総合計画では地域別計画を策定するとともに、それを基にした一括交付金の交付につなげたい。	

No.	施策の展開	協働のまちづくりの推進	
②	成果	地域運営組織検討懇話会及び庁内検討委員会において、地域運営組織設立に向けての方針及び地域割り（案）を決定しました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	区長会と第2層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域10地区で、R10の第3次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指します。 また、第3次長期総合計画では地域別計画を策定するとともに、それを基にした一括交付金の交付につなげたい。	

No.	施策の展開	地域コミュニティの活性化	
③	成果	市内の地縁組織が身近な地域課題を自主的に解決し、また、自らの判断と創意工夫により持続可能でよりよい地域社会の実現に資するための活動を支援し、住民自治の進行及び市民と行政による協働のまちづくりの推進を目的に、持続可能な地域コミュニティ発展交付金（通称：SDGs交付金）を新設しました。	課題
	次年度および中長期的な今後の方針	区長会と第2層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域10地区で、R10の第3次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指す。 また、第3次長期総合計画では地域別計画を策定するとともに、それを基にした一括交付金の交付につなげたい。	

#### 6. <施策全体の方針> （後期基本計画に向けて）

総合評価	「協働によるまちづくり」実現のためには、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」の理念醸成が必要不可欠です。まずは、区、自治会をはじめ市民の皆さんへの条例周知に取り組みます。
C	また、区長会と第2層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域10地区で、R10の第3次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指します。